

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ア	女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。これらの取組に当たっては、官民が連携した広報活動を実施する。 ②様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。 ③被害者はもとより、子供、高齢者、障害者、外国人等の支援に携わる職務関係者に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行う。
(2)	主な施策の取組状況		① ・平成13年度より、「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日～25日)を実施し、ポスターやリーフレットの作成・配布、インターネットテレビやラジオ番組等の各種媒体を活用した広報啓発を実施している。 ・女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークやパープルリボン(アウェアネスリボン)を作成して、本運動を広く国民に周知するとともに、各種行事等の機会に活用を促し、さらなる進展を図っている。 ② ・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施している。 ・平成30年度に、若年層における女性に対する暴力の予防啓発教材『人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～』(平成22年3月作成)を改訂し、研修参加者に提供した。 ③ ・令和元年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援団体等を対象とした研修事業を行っている。 ・また、平成30年度に、配偶者暴力相談支援センターに等における外国人被害者及び障害のある被害者の支援に係る取組事例についてとりまとめたところであり、今後、配偶者暴力相談支援センターに提供していく。
(3)	取組結果に対する評価		① ・平成13年度から毎年実施している「女性に対する暴力をなくす運動」は国民運動として定着化し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発を図ることができた。また、各自治体における運動期間中の意識啓発イベント「パープル・ライトアップ」は、平成27年度は全国50か所であったところ、平成30年度は全国162か所に広がるなど、全国的に浸透が進んだ。 ・女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの作成により、女性に対する暴力の問題に対する社会の認識を更に深めることができた。 ② ・平成30年度「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」で実施した研修終了後の参加者アンケートによると、研修について「満足した」と答えた参加者の割合は98.8%であり、高い評価を得た。 ③ ・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であり、高い評価を得た。

(4)	今後の方向性、検討課題等	① ・令和元年度は、児童虐待防止推進月間(11月)と連携し、DVと児童虐待の特性や関連性の周知を図り、さらなる連携強化に努めることとしている。 ・今後も、関係機関と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」の実効性の向上に向けた様々な方策を検討するとともに、メディアや各種媒体を活用した広報活動を実施していく。 ② ・若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修に参加した者が、研修終了後に各所属先において、研修で習得した知識等を活かした予防啓発活動を展開できるよう、研修内容を工夫する。 ③ ・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 ＜参考指標＞ ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性:2,405件、女性:112,076件、男女合計:114,481件
(6)	参考データ、関連政策評価等	《参考データ》 ・若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修アンケート結果(研修参加者の満足度) 95.7%(H28)、99.0%(H29)、98.8%(H30) ・女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果(研修が「有用だった」とした研修者の割合) 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ア	女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。これらの取組に当たっては、官民が連携した広報活動を実施する。 ② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。 ③ 被害者はもとより、子供、高齢者、障害者、外国人等の支援に携わる職務関係者に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行う。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関においては、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。 法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義等をカリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員に対して実施する「人権擁護委員男女共同参画問題研修」に夫やパートナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリキュラムを組み込んでいる。 地方出入国在留管理官署においては、職務関係者に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		法務省の人権擁護機関においては、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとは言い難く、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。 職務関係者に対する周知については、法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者又は人権擁護委員に対する研修により、これらの者の人権相談や人権侵犯事件の調査処理等についての知識・技術の向上が図られていると認められ、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 地方出入国在留管理官署においては、人身取引及びDV事案に直接対応する中堅職員等を対象に、関係府省庁等から講師を招き、人身取引やDV事案に適切に対応するための専門的な研修である「人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修」を実施して、人身取引及び配偶者からの暴力に関する基礎知識を身に付けるとともに、人身取引及びDV事案への対処方法等を習得させるなどしており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		法務省の人権擁護機関において、女性の人権を守るため、引き続き、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を及び各種研修等を実施する。 地方出入国在留管理官署においては、引き続き、研修を実施し、職員に対して女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ア	女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。 ③ 被害者はもとより、子供、高齢者、障害者、外国人等の支援に携わる職務関係者に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行う。 ④ 表現の自由を十分尊重した上で、卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、違法な広告物については、撤去等の指示及び取締りを行う。
(2)	主な施策の取組状況		②③ 非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカース案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進する。 ④風営適正化法において、風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をすることが禁止されているほか、性風俗関連特殊営業は、その営業につき、広告制限区域等において、広告物を表示すること、人の住居にビラ等を配り、又は差し入れること等が禁止されており、都道府県警察において同法に違反する広告物等の撤去等の指示及び取締りを行っている。
(3)	取組結果に対する評価		②③ リーフレット等の作成等を通じ、ストーカース案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供している。 ④ 風営適正化法に違反する広告物等について、撤去等の指示及び取締りを行っているところ、平成30年中の広告宣伝違反に係る行政処分は69件(うち指示処分69件)、検挙件数は52件となっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		②③ 引き続き、関係機関・団体、学校、職場等と連携した広報啓発のための取組を推進していく。 ④ 引き続き必要な指示により違法状態の是正を図っていくほか、悪質な違反に対しては徹底した取締りを行っていく。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値																																					
(6)	参考データ、関連 政策評価等	○ 風営適正化法違反の行政処分件数の推移 <table><tr><td></td><td>平成26年</td><td>平成27年</td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td></tr><tr><td>行政処分件数</td><td>74</td><td>123</td><td>115</td><td>100</td><td>69</td></tr><tr><td>うち指示処分件数</td><td>73</td><td>121</td><td>106</td><td>100</td><td>69</td></tr></table> ○ 風営適正化法違反の検挙状況の推移 <table><tr><td></td><td>平成26年</td><td>平成27年</td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td></tr><tr><td>検挙件数</td><td>61</td><td>46</td><td>67</td><td>50</td><td>52</td></tr><tr><td>検挙人員</td><td>9</td><td>13</td><td>10</td><td>4</td><td></td></tr></table> (出典「平成30年中における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	行政処分件数	74	123	115	100	69	うち指示処分件数	73	121	106	100	69		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	検挙件数	61	46	67	50	52	検挙人員	9	13	10	4	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																																	
行政処分件数	74	123	115	100	69																																	
うち指示処分件数	73	121	106	100	69																																	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																																	
検挙件数	61	46	67	50	52																																	
検挙人員	9	13	10	4																																		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ア	女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		-
	⑤具体的な取組 (内容)		② 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。
(2)	主な施策の取組状況		・「いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について(依頼)」(通知)を発出し、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、被害を予防する観点から入学ガイダンスなどの機会に十分に注意喚起等の指導を行うことを関係機関に要請した。 ・学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、人権尊重や男女の平等等について指導することとしている。 ・内閣府が主催する「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」について、文科省より各教育委員会や、大学等へ周知を依頼している。その際、教職員のみならず、学生に対しても参加を促すよう依頼している。 ・いわゆるAV出演強要・JKビジネス問題について、関係機関に通知を発出するとともに、周知啓発のため、関係省庁と連携しリーフレットを作成し、各教育委員会や大学、高校へ配布している。また、教育関係者が参加する各種会議の中でもリーフレットを配布し、学校等での利用促進を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		・全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の徹底を図ってきたところであり、各学校では学習指導要領に基づき男女共同参画に関する指導が行われてきたものとする。 ・若年者における女性に対する暴力の予防啓発について研修を受講する者を増加させることや、いわゆるAV出演強要・JKビジネス問題について周知を行うことで、暴力の予防啓発につながっているものとする。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、学校教育において男女共同参画に関する指導が行われるよう、関係する教科等の学習指導要領の趣旨の徹底を図る。また、研修参加やいわゆるAV出演強要・JKビジネス問題について次年度以降も周知を徹底する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		なし

(6)	参考データ、関連 政策評価等	なし
-----	-------------------	----

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ア	女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことも踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。
(2)	主な施策の取組状況		市町村等に対し、高齢者虐待の相談・通報窓口の周知やレスパイトケアや怒りの感情のコントロールを含むストレスマネジメントの理解促進のための地域住民向けのリーフレットを作成・配布や地域住民に向けたシンポジウム開催を働きかける。
(3)	取組結果に対する評価		「平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(平成31年4月1日厚生労働省老健局長通知)」を自治体に発出。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後とも、高齢者の尊厳を守るため、都道府県や市町村に対する支援等を通じ、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるよう取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	相談・カウンセリング対策等の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		① 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。また、警察においては、交番や鉄道警察隊への女性警察官の配置、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等により、女性が安心して相談できる環境の整備に努める。検察庁においては、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。 ② 日本司法支援センターにおいて、引き続き、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施するとともに、配偶者等からの暴力、ストーカー行為の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。 ④ 男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		全国の地方検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、それぞれの被害者がおかれた状況やその特質に応じ、被害者からの様々な相談への対応、具体的には、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。 また、検察官、検察事務官においても、具体的な事件で被害者と接した際などには、前同様に関係機関等の紹介をしたり、犯罪被害者の支援制度や相談窓口などをまとめた「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを配布するなどの対応を行っている。 同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイトにも掲載している。 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日も電話相談に応じている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員的能力向上に努めている。

(3)	取組結果に対する評価	全国の地方検察庁における取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。 法務省の人権擁護機関では、平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。 法テラスでは、上記取組のほか、関係機関・団体等に対するアンケート結果も踏まえつつ今後の犯罪被害者支援関連業務の在り方等を検討するなど、犯罪被害者等に対する法的支援の更なる充実にに向けた検討を進めた。
(4)	今後の方向性、検討課題等	刑事局では、引き続き、会議や研修等の機会を通じて検察職員への周知を行い、それぞれの被害者がおかれた状況やその特質に応じて適切に情報提供するとともに、被害者支援団体等との意見交換などを通じて連携し、支援活動の充実を図る。 法務省の人権擁護機関では、引き続き、女性に関する様々な人権相談に応じるとともに、人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として、調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。 法テラスでは、引き続き、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施するとともに、配偶者等からの暴力、ストーカー行為の被害者に対する法的支援の更なる充実にに向けた検討を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件（平成30年） ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件（平成30年）
(6)	参考データ、関連政策評価等	

女性の人権ホットライン(全国共通) 0570-070-810[ゼロナナゼロのハートライン]

「女性の人権ホットライン」は、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応

【具体的施策の例】

- ・専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている(令和元年度は、令和元年11月18日(月)～同月24日(日)に実施予定)。



【女性を被害者とする主な救済措置の事例】

・夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共に親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシエルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者と共に市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシエルターに一時保護された。



第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	相談・カウンセリング対策等の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		① 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。また、警察においては、交番や鉄道警察隊への女性警察官の配置、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等により、女性が安心して相談できる環境の整備に努める。検察庁においては、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・ストーカー被害者等の安全を確保する上で必要かつ十分な体制が構築されるよう、事案を担当する警察官等の体制を整備するとともに、研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図っている。また、被害者の多くが女性であることに配慮し、被害者の状況、要望等に応じて女性警察官による対応ができる体制の整備を促進している。 ・地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して交番に女性警察官を配置し、女性警察官が来訪、電話等による女性からの相談や被害の届出への対応を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数や検挙件数は、高水準で推移しているところ、この種事案に対する社会的な関心が高まり、被害者等から積極的に相談や届出がなされたことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることが背景にあるものと考えている。 ・地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して交番に女性警察官を配置し、女性警察官が来訪、電話等による女性からの相談や被害の届出に対して適切に対応した。鉄道警察隊においては、女性警察官の配置、交番に配置された女性警察官との連携等を実施し、列車内における痴漢行為や性犯罪についての女性からの相談、被害の届出に適切に対応した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等からの相談対応の充実に努めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連 政策評価等	ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数 平成26年：ストーカー22,823件（男性2,432件、女性20,391件） DV59,072件（男性5,971件、女性53,101件） 平成27年：ストーカー21,968件（男性2,341件、女性19,627件） DV63,141件（男性7,557件、女性55,584件） 平成28年：ストーカー22,737件（男性2,557件、女性20,180件） DV69,908件（男性10,496件、女性59,412件） 平成29年：ストーカー23,079件（男性2,698件、女性20,381件） DV72,455件（男性12,440件、女性60,015件） 平成30年：ストーカー21,556件（男性2,607件、女性18,949件） DV77,482件（男性15,964件、女性61,518件）
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	相談・カウンセリング対策等の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		① 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービスの向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。 ③ 中長期にわたる相談・カウンセリング、自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努める。
(2)	主な施策の取組状況		・ 相談窓口となっている婦人相談所について、厚生労働省HPIに相談窓口一覧として掲載し、周知を図っている。 ・ 婦人相談所の夜間・休日対応を促進するため、各都道府県に対する補助事業を行っている。 ・ 婦人相談所(一時保護施設)等において、DV被害女性等の心理的なサポートを行う心理療法担当職員等の配置の促進に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金において、婦人相談所の夜間・休日対応を促進するための「休日夜間電話相談事業」を継続して実施している。(平成30年度:35都府県で実施) ・ 婦人相談所(一時保護所)の心理療法担当職員の配置について、平成30年度は、33都道府県で実施している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・ 「休日夜間電話相談事業」について、継続して事業を実施していく。 ・ 「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。また、心理療法担当職員の配置を促進し、心理的ケアの体制強化を図るため、配置加算要件の緩和を検討。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(休日夜間電話相談事業への補助) 令和元年度予算額:16,862,240千円の内数 婦人保護事業費負担金(心理療法担当職員の配置加算への補助) 令和元年度予算額:914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	相談・カウンセリング対策等の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		①関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。 ③中長期にわたる相談・カウンセリング、自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努める。 ④男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		① ・全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービス「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」を運営している。 ・DV相談ナビの広報用携帯カードを作成し、医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にせず手に取りやすい場所に置いてもらうよう地方公共団体に働きかけ、潜在化しがちなDV被害者が相談に繋がりのしやすい仕組みの構築に努めている。 ③・④ ・令和元年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力の被害者に対する中長期的支援やカウンセリングについて知見のある専門家や民間団体の支援者等を講師に迎え、被害者の心理状況に即した支援の在り方等について学ぶ機会を提供している。
(3)	取組結果に対する評価		① ・DV相談ナビの着信件数は、平成27年度には8,928件であったところ、平成30年度には12,586件であり、右肩上がりに増加している。あわせて配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数も平成30年度には114,481件で過去最高となっている。国民に必要な情報を積極的に提供することにより、暴力を容認しない社会風土の醸成と被害に遭われている方への早期支援提供に繋がっている。 ③・④ ・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① ・引き続き、DV相談ナビの運営を実施する。 ・地方公共団体等関係機関の取組を促し、相談体制の充実強化に取り組んでいく。 ③・④ ・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連 政策評価等	《参考データ》 【DV相談ナビの着信件数】 平成27年度 8,928件 平成28年度 9,576件 平成29年度 11,731件(※4、5月をのぞく) 平成30年度 12,586件 ※ DV相談ナビは、利用に当たり性別等を入力することなく必要な情報を得ることができる仕様としているため、男女別の着信件数の把握はできない。 【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	相談・カウンセリング対策等の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		① 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。また、警察においては、交番や鉄道警察隊への女性警察官の配置、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等により、女性が安心して相談できる環境の整備に努める。検察庁においては、「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。
(2)	主な施策の取組状況		全国の警察本部及び各警察署にそれぞれ相談を扱う総合窓口を設置し、迅速・確実に組織的な対応を行っている。 また、総合窓口に全国統一番号の警察相談専用電話(「#9110」番)を設置しているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けるなど体制を整備している。
(3)	取組結果に対する評価		相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談を受理した場合における迅速かつ組織的な対応の強化が図られている。 警察庁及び各都道府県警察のウェブサイトへの掲載、各種ポスター等への掲載により、警察相談専用電話「#9110」番を広報しており、周知のための取組が進んでいる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		総合窓口と関係部署等との連携により、引き続き相談に対する迅速・確実な組織的対応を行う。 警察相談専用電話「#9110」番の広報、情報提供等を行い、相談の総合窓口について周知を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	相談・カウンセリング対策等の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		③中長期にわたる相談・カウンセリング、自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努める。
(2)	主な施策の取組状況		被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保に努めている。また、部外の専門家にカウンセリングの委嘱を実施しているほか、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだカウンセラー等のカウンセリングを受けた際の費用を警察において支払うカウンセリング費用の公費負担制度を運用し、相談しやすい体制等の充実を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		臨床心理士資格等を有する警察職員が被害者に対するカウンセリングを行っているほか、部外の専門家に対しカウンセリングの委嘱を行うことやカウンセリング費用の公費負担制度の運用により、被害者の精神的な被害の回復に努めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き都道府県警察に対して、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導するほか、部外の専門家との連携やカウンセリング費用の公費負担制度の適切な運用により、被害者が相談しやすい体制の確保に努めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	研修・人材の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		① 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。 ② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。 ③ 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。 ④ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。
(2)	主な施策の取組状況		検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援に関する講義を実施している。 更生保護官署職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、犯罪被害者等の置かれた立場や犯罪被害者等の支援に関する講義を実施している。 法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義等をカリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員に対して実施する「人権擁護委員男女共同参画問題研修」に夫やパートナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリキュラムを組み込んでいる。 地方出入国在留管理官署において、DV事案に直接対応する中堅職員等を対象に、関係府省庁、国際機関、NGO等から講師を招き、人身取引及び配偶者からの暴力の被害者保護に万全を期し、適切に対応するための専門的な研修である「人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修」を実施している。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員的能力向上に努めている。 司法修習の中の選択型実務修習において、①各地の弁護士会が、DVやセクハラ、犯罪被害者支援等に関する実務に特化したプログラムを実施しているほか、②各地の地方裁判所や家庭裁判所も、民事保全事件や家事事件に関するプログラムの中で、DV等に関する事件の修習を実施しているものと承知している。

(3)	取組結果に対する評価	刑事局における取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。 保護局における取組により、更生保護官署職員の犯罪被害者等に対する理解が深まっている。 法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者又は人権擁護委員に対する研修により、これらの者の人権相談や人権侵犯事件の調査処理等についての知識・技術の向上が図られていると認められ、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 地方出入国在留管理官署において、関係府省庁を初めとする外部講師の協力を得て人身取引及び配偶者からの暴力に関する基礎知識を身に付けるとともに、人身取引及び配偶者からの暴力事案への対処方法等を習得させるなど、職員が適切な対応をとることができるよう努めている。 また、同研修において、DV事案への対応に関する事例研究も実施しており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。 最高裁判所が実施している司法修習において、司法修習生に対し、女性に対する暴力に関する法律や女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を図るための取組を進めていることがうかがえる。
(4)	今後の方向性、検討課題等	刑事局においては、引き続き、会議や研修等の機会を通じて、検察職員に対し、女性を含む被害者の立場を理解し、適切な対応がとることができるよう、より一層の研修機会の充実を図る。 保護局では、今後も同様の取組を実施する。 法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者又は人権擁護委員に対する取組を継続する。 地方出入国在留管理官署において、引き続き、事例研究の実施も含め職員に対する研修を実施し、より一層の被害者保護に努めていく。 最高裁判所においては、今後とも上記取組を推進し、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努めていくものと承知している。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	研修・人材の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		① 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。 ② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・ 婦人相談所の職員に係る研修について、国の研修として年1回2日間の日程で、婦人相談所長に対する研修会を行っているほか、婦人相談所の指導的な職員に対して、国立保健医療科学院において、年1回3日間の日程で研修会を実施している。 ・ 上記研修会において、テーマを絞ってグループ討議を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		有識者、関係省庁、民間団体の方から、講義やグループ討議への助言等をいただいております。婦人相談所等関係職員のスキルアップに寄与しています。
(4)	今後の方向性、検討課題等		当該研修を引き続き実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・婦人相談員の設置数 1,500人(平成30年4月1日現在) (出典)厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」
(6)	参考データ、関連政策評価等		要保護児童対策費(本省費) 令和元年度予算額:1,110千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	研修・人材の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		①職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。 ②ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・配偶者暴力相談支援センター等を対象とした「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」においては、具体的な事例等を使用した講義やワークを行う等、現場における対応に重点を置いた研修事業を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		《参考データ》 女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	研修・人材の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		① 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努める。
(2)	主な施策の取組状況		新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対し、警察学校において、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー事案等の女性に対する暴力事案の捜査要領、被害者への配慮等について理解させるための教育を実施している。 また、女性に対する暴力事案の捜査に従事する警察職員に対し、警察学校における専門的教育や職場における研修等の機会を捉え、被害者の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		あらゆる研修により、警察職員の女性被害者に対する配慮及び適正な対応に関する意識の醸成が図られているほか、女性に対する暴力事案では、専門的な教育を受けた捜査員により、被害者の人権に配慮した適正な職務執行が行われている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、警察学校等において、女性に対する暴力事案への適正な対応等に関する教育を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	研修・人材の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		② ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		都道府県警察において、警察署において恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案をはじめとする配偶者からの暴力事案等人身安全関連事案対応に従事する警察官に対し、必要な教育を実施して、対応能力の向上を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		この種事案に対してより迅速かつ的確な対応が執られる教養を推進している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、女性に対する暴力事案への適正な対応等に関する教育に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	研修・人材の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画策定以降、計3回(令和元年9月現在)犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、各法科大学院に周知した。また、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の改正を行い、法科大学院において実務の基礎的素養等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定した。さらに、この法律を踏まえ文部科学省令において、法科大学院が開設すべき科目群及び修了に必要な単位数を規定することについて中央教育審議会です承され、今後、省令の改正を行う予定である。
(3)	取組結果に対する評価		国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、各法科大学院に周知した。その結果、法科大学院においては、女性に対する暴力に関する法律を取り扱う授業科目や犯罪被害者等に対する理解の向上のための授業科目を継続的に開設している。改正法令については、次年度から段階的に施行。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努めるよう、引き続き、各法科大学院に促す。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	厳正かつ適切な対処の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえて、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介を行うなど、適切な措置を講ずる。
(2)	主な施策の取組状況		被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等組織的な対応を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数や検挙件数は、高水準で推移しているところ、この種事案に対する社会的な関心が高まり、被害者等から積極的に相談や届出がなされたことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることが背景にあるものと考えている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、適切に対応する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数 平成26年：ストーカー22,823件（男性2,432件、女性20,391件） DV59,072件（男性5,971件、女性53,101件） 平成27年：ストーカー21,968件（男性2,341件、女性19,627件） DV63,141件（男性7,557件、女性55,584件） 平成28年：ストーカー22,737件（男性2,557件、女性20,180件） DV69,908件（男性10,496件、女性59,412件） 平成29年：ストーカー23,079件（男性2,698件、女性20,381件） DV72,455件（男性12,440件、女性60,015件） 平成30年：ストーカー21,556件（男性2,607件、女性18,949件） DV77,482件（男性15,964件、女性61,518件）

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	厳正かつ適切な対処の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		② 人権擁護機関においては、女性に対する人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講ずる。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査の上、必要に応じて警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。また、リベンジポルノなどインターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合は、当該情報の削除依頼等を行う方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉毀損やプライバシー侵害などに当たり違法と認められるときは、プロバイダ等に対し当該情報の削除を要請するなどしている。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。また、人権侵害の疑いのある事案を認知した際は人権侵犯事件として調査し、事案に応じた適切な措置を講じた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、女性に関する様々な人権相談に応じるとともに、人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件（平成30年） ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件（平成30年）
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	関係機関の連携の促進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を強化し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の更なる促進に努める。 ② 被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。特に女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携・支援に努める。 ③ 警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」等の場において、犯罪被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。また、人権擁護機関においても関係機関との連携・協力を強化する。 ④ 女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その周知に努める。
(2)	主な施策の取組状況		刑事局では、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成・配布しているところ、検察庁において、犯罪被害者等から事情聴取をする際に同パンフレットを手渡すなどしているほか、各種イベントで配布することで、犯罪被害者等へ犯罪被害者保護・支援の諸制度について情報提供を実施している。また同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイトにも掲載している。 保護局においては、犯罪被害者等の支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。 法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として、調査の上、必要に応じて警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供しており、同業務を適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		刑事局における取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。 更生保護における犯罪被害者等施策について、関係者の理解が促進されている。 平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めるとともに、必要に応じて、関係機関と連携を図った。 更生保護における犯罪被害者等施策について、関係者の理解が促進されている。

(4)	今後の方向性、検討課題等	刑事局では、引き続き、同様の施策を実施する。 保護局では、引き続き、更生保護における犯罪被害者等施策に係る取組を進めていく。 法務省の人権擁護機関では引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をとおして女性の人権問題に関する相談に応じるとともに、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件（平成30年） ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件（平成30年）
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	関係機関の連携の促進
	⑤具体的な取組 (内容)		①男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を強化し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の更なる促進に努める。 ②被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。特に女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携・支援に努める。 ④女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。
(2)	主な施策の取組状況		① ・「女性に対するあらゆる暴力の根絶」部分について、女性に対する暴力に関する専門調査会において関係省庁からのヒアリング等を通じて取りまとめた「重点取組事項」を踏まえ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、「女性活躍加速のための重点方針」を策定し、関係省庁と連携しながら関係施策を総合的に推進している。 ② ・民間シェルター等の抱える課題を整理するとともに、民間シェルター等に対する支援の在り方、関係機関との連携強化等について検討を行うため、民間シェルターの関係者を含む有識者による「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」を開催し、令和元年5月に報告書を取りまとめ、公表した。 ・民間シェルター等が行う先進的な取組を支援するパイロット事業の実施等の取組について検討している。 ・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」では、官民双方向の支援・連携の促進等を目的としており、令和元年度においては、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援機関等を対象として研修を実施している。 ④ ・令和元年6月に成立した、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」による配偶者暴力防止法の改正内容について、ホームページに掲載し、周知を図った。 ・法の公布日には、厚生労働省と連名で地方公共団体向けに公布通知を発出し、地方公共団体へも即時に周知徹底を図った。

(3)	取組結果に対する評価	① ・女性に対する暴力に関する専門調査会の場において、関係省庁からのヒアリングを実施することで、第4次男女参画基本計画の具体策や政策目標の実現に向け、施策を所管する関係省庁間で有機的に連携できた。 ② ・「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」において、民間シェルターの現状や課題が明らかになるとともに、民間シェルターへの支援拡充の方向性を「新たなパッケージ」として報告書に取りまとめ・公表した。 ・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。 ④ ・改正法が公布された週には、ホームページ上に、令和元年度配偶者暴力防止法の改正内容についての専用ページを設けるなど、より多くの国民への、可能な限り迅速かつ丁寧な周知徹底に努めた。
(4)	今後の方向性、検討課題等	① ・引き続き、女性に対する暴力に関する専門調査会の場において、関係省庁が参集する機会を設けることで、関係施策を総合的に推進していく。 ② ・「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、民間シェルター等が行う先進的な取組を支援するパイロット事業の実施等の取組を進めていく。 ・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ④ ・改正法が令和2年4月に施行されることに伴い、基本方針についても令和元年度内に所要の改正を行うとともに、引き続き、法改正の内容の広報啓発に努めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<参考指標> ・地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助額：198,961千円（平成30年度）
(6)	参考データ、関連政策評価等	【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)、

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	関係機関の連携の促進
(1)	⑤具体的な取組 (内容)		① 男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を強化し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の更なる促進に努める。 ②被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。特に女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携・支援に努める。 ④女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。
(2)	主な施策の取組状況		児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金において、婦人相談所と関係機関等との連携強化のための「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」を実施。
(3)	取組結果に対する評価		配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業について、平成30年度は42都道府県で実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業について、継続して事業実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業（配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業への補助） 令和元年度予算：16,862,240千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	関係機関の連携の促進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を強化し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の更なる促進に努める。
(2)	主な施策の取組状況		①犯罪被害者等施策推進会議及び基本計画策定・推進専門委員等会議において関係施策について審議している。また、平成27年3月、ストーカー総合対策関係省庁会議が策定した「ストーカー総合対策」等に基づき、関係機関の連携協力を促進している。
(3)	取組結果に対する評価		①犯罪被害者等施策推進会議等において、犯罪被害者等に関する施策の推進状況を関係行政機関において共有し、取組を推進している。また、ストーカー総合対策においては、被害者支援における婦人相談所、法テラス等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①引き続き、関係行政機関、関係機関・団体と連携した取組を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	関係機関の連携の促進
	⑤具体的な取組 (内容)		② 被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。特に女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携・支援に努める。 ③ 警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」等の場において、犯罪被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。また、人権擁護機関においても関係機関との連携・協力を強化する。
(2)	主な施策の取組状況		②各都道府県において電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っている民間の被害者支援団体の運営を支援している。 ③各都道府県の被害者支援連絡協議会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携に取り組んでいる。
(3)	取組結果に対する評価		②各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っているところ、警察は、上記のようにそれらの団体の運営を支援しており、そうした施策を通じて、犯罪被害者が相談しやすい体制確保に努めている。 ③各都道府県の被害者支援連絡協議会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		②引き続き民間の被害者支援団体の運営の支援を行い、犯罪被害者が相談しやすい体制の確保に努めていく。 ③引き続き各都道府県の被害者支援連絡協議会や上記ネットワーク等を通じた連携を密にし、犯罪被害者が相談しやすい体制の確保に努めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		被害者支援地域ネットワーク設置 1,135警察署(平成31年4月現在)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談しやすい体制等の整備
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	関係機関の連携の促進
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともに、その周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。
(2)	主な施策の取組状況		改正ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等組織的な対応を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		被害者からの相談等に適切に対応した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者からの相談等に適切に対応する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		刑事局では、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し・配布しているところ、検察庁において、犯罪被害者等から事情聴取をする際に同パンフレットを手渡すなどしているほか、各種イベントで配布することで、犯罪被害者等へ犯罪被害者保護・支援の諸制度について情報提供を実施している。また同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイトにも掲載している。 全国の保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司が、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日も電話相談に応じている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、リベンジポルノ等のインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		刑事局における取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。 保護観察所における犯罪被害者等に対する相談・支援は適切に行われている。 法務省の人権擁護機関における平成30年の女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事局では、引き続き、同様の施策を実施する。 保護観察所においては、引き続き犯罪被害者等に対して、適切に相談・支援を行う。 法務省の人権擁護機関では、引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をとおして女性の人権問題に関する相談に応じていく。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	＜参考指標＞ ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件（平成30年） ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件（平成30年）
(6)	参考データ、関連 政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広報連携の促進を通じて、中期的な見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		DV被害者女性に対する中長期的な支援については、婦人保護施設において行われており、退所された女性が円滑に地域生活を営めるように、退所後のアフターケアに係る事業について補助をおこなっている。
(3)	取組結果に対する評価		「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」について、平成30年度は8都府県において実施。また、令和元年度においては、対象要件を緩和し、事業の取組の促進を図った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		婦人保護施設退所者自立生活援助事業について、引き続き実施することとしており、今後、退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援の実施を検討。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(婦人保護施設退所者自立生活援助事業への補助) 令和元年度予算：16,862,240千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護措置等の支援を講じている。
(3)	取組結果に対する評価		被害者等の安全の確保を最優先に組織的な対応を推進している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、組織による迅速的確な対応を推進するとともに、関係機関・団体と連携した対応をする。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。 ②被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討する。
(2)	主な施策の取組状況		① ・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、関係機関が連携して、適切な対応をとることができるよう、令和元年度においては、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援機関等を対象とした研修事業を行っている。 ② ・平成29年度「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」において、若年層における性暴力に関する相談・支援の充実に向け、被害実態及び被害者支援状況等を被害事例の収集等を通じ、被害者のニーズに即した効果的な相談・支援の在り方等について検討し、報告書を取りまとめた。
(3)	取組結果に対する評価		① ・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。 ② 平成30年9月に「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」の報告書を取りまとめ、ホームページに公表して、周知した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① ・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ② ・若年層に対して相談・支援を行う者、教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とし、若年層における暴力の予防啓発等に関する研修等を実施し、効果的な支援につなげる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 ＜参考指標＞ ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性:2,405件、女性:112,076件、 男女合計:114,481件

(6)	参考データ、関連 政策評価等	【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)、
-----	-------------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	エ	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	安全・安心まちづくりの推進
	⑤具体的な取組 (内容)		①公共施設や共同住宅等の住居における女性・子供を対象とした犯罪が多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを引き続き推進する。
(2)	主な施策の取組状況		防犯環境設計による安全・安心なまちづくりを推進するため、各都道府県警察において、地方公共団体等と連携しながら、街頭防犯カメラの設置を促進するなど、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図るとともに、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図った。
(3)	取組結果に対する評価		街頭防犯カメラの普及が図られたほか、平成31年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県で、防犯モデル駐車場制度は13都府県で整備されることとなった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、関係機関・団体等と連携しつつ、街頭防犯カメラや各種制度の普及を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	エ	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	防犯対策の強化
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。 ② 女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。
(2)	主な施策の取組状況		① ・交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図った。 ・被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を実施した。 ② ・平成26年2月、「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について」を都道府県警察に発出し、犯罪実態や防犯対策等の防犯に関する情報等の幅広い情報を多様な媒体を用いて発信するよう指示するなど、的確な犯罪情報の提供を推進した。 ・令和元年8月現在、全都道府県警察において、ウェブサイト、電子メール等複数の媒体を活用しての情報発信がなされている。
(3)	取組結果に対する評価		① ・地域の特性、犯罪発生状況等を勘案するとともに、相談者等の要望に応じたパトロールを適切に実施した。被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を実施し、防犯上の指導連絡や警察に対する要望等の聴取を行うなど、適切に対応した。 ② ・全都道府県警察において、各地域の犯罪情勢を的確に分析の上、犯罪発生情報や性犯罪の前兆となるような、声掛け等の不審者情報等について、多様な媒体を活用しての情報提供がなされている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① ・引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図る。 ・引き続き、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進する。 ② ・引き続き、地域住民等に対し、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な防犯情報を適時適切に提供していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	エ	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	加害者に対する再犯防止対策の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者に対し、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。
(2)	主な施策の取組状況		刑事施設における性犯罪再犯防止指導については、実施施設の拡充や、指導担当者に対する研修の充実等に取り組み、実施体制の強化を図っている。 保護観察所においては、女性に対する暴力事案により保護観察に付された対象者に対して、必要な指導及び支援を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		刑事施設においては、性犯罪再犯防止指導の実施体制が強化され、(6)参考データ、関連政策評価等にあるとおり、受講開始者数が増加した。 保護観察所においては、女性に対する暴力事案により保護観察に付された対象者に対する指導及び支援は適切に行われている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事施設においては、受講対象者の動向を注視しつつ、今後も、安定的かつ効果的に性犯罪再犯防止指導を実施できるよう、実施体制の在り方や同プログラムの内容を検討するとともに、指導担当者の指導力向上を図っていく。 保護観察所においては、引き続き、女性に対する暴力事案により保護観察に付された対象者に対して、適切に指導及び支援を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		○刑事施設における性犯罪再犯防止指導の受講開始人員 平成26年度：492 平成27年度：497 平成28年度：493 平成29年度：504 平成30年度：797

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	エ	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	女性に対する暴力に関する調査研究等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 重大事件等の暴力被害に対する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活用する。
(2)	主な施策の取組状況		ストーカース事案・配偶者からの暴力事案等は、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい事案である一方で、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が、被害者等に対して強い危害意識を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展する恐れが大きいという特徴があることが判明している。このため、警視庁及び道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う体制を構築している。
(3)	取組結果に対する評価		組織的な対応により、被害者からの相談等に適切に対処している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等からの相談対応の充実に努めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		ストーカース事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数 平成26年：ストーカース22,823件（男性2,432件、女性20,391件） DV59,072件（男性5,971件、女性53,101件） 平成27年：ストーカース21,968件（男性2,341件、女性19,627件） DV63,141件（男性7,557件、女性55,584件） 平成28年：ストーカース22,737件（男性2,557件、女性20,180件） DV69,908件（男性10,496件、女性59,412件） 平成29年：ストーカース23,079件（男性2,698件、女性20,381件） DV72,455件（男性12,440件、女性60,015件） 平成30年：ストーカース21,556件（男性2,607件、女性18,949件） DV77,482件（男性15,964件、女性61,518件）

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	エ	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	女性に対する暴力に関する調査研究等
	⑤具体的な取組 (内容)		②被害者が相談できない原因等を含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		・「男女間における暴力に関する調査」について、法令改正等を踏まえ、調査項目を見直した上で、平成29年度調査を実施するとともに、毎年、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、男女間における暴力の実態及び被害者等からの相談状況の把握を行った。
(3)	取組結果に対する評価		・「男女間における暴力に関する調査」(平成29年度)において、女性の約7人に1人は配偶者から何度も暴力を受けていることなど、女性に対する暴力の実態を明らかにすることができた。また、「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」において、センターの相談体制や相談件数の推移など被害者等からの相談状況を把握することができた。 ・これらの調査結果については、地方公共団体等への周知及びホームページでの公表を行うとともに、女性に対する暴力の根絶に向けた施策の推進に活用している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・女性に対する暴力等の実態及び相談状況等を定期的・継続的に把握し、環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応することは非常に重要であることから、引き続き調査を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		【男女間における暴力に関する調査】 <成果目標> ・配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)(H29年度調査) 男性:26.9%、女性:57.6% ・配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)(H29年度調査) 男性:69.2%、女性:73.7% <参考指標> ・配偶者暴力防止法の認知度(男女別)(H29年度調査) 男性:88.9%、女性:87.3%、男女合計:88.0% ・夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合(H29年度調査) 「平手で打つ」男性:73.0%、女性:71.9%、男女合計:72.4% 「なぐるふりして、おどす」男性:59.1%、女性:61.8%、男女合計:60.5% ・交際相手からの暴力(デートDV)の認知度(男女別)(H26年度調査) 男性:63.0%、女性:57.6%、男女合計:60.4% 【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 <参考指標> ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性:2,405件、女性:112,076件、男女合計:114,481件
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	③具体的な取組 (大項目)	エ	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	女性に対する暴力に関する調査研究等
	⑤具体的な取組 (内容)		② 被害者が相談できない原因等を含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		② 第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、被害類型別、加害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況について調査するため、平成29年度犯罪被害類型別調査を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		② 調査結果から、犯罪被害者等のうち、地方自治体に設置されている犯罪被害者等への総合的な対応を行う窓口(総合的対応窓口)を知らなかった人が約8割であり、総合的対応窓口の利用促進の資するリーフレットの作成等により周知促進を行うこととした。
(4)	今後の方向性、検討課題等		② 引き続き、総合的対応窓口の周知促進を図るとともに、プライバシー等に配慮した相談環境の一層の整備推進及び相談窓口充実・広報により、被害の潜在化の防止等について関係府省庁や地方公共団体に働き掛ける。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係施策の積極的な推進
	⑤具体的な取組 (内容)		①配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等のための施策を積極的に推進する。 ②改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手(改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む)からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。
(2)	主な施策の取組状況		① ・身近な行政主体である市町村における配偶者暴力相談支援センターについて、特別交付税により財政支援を実施するなどして設置促進を図っているほか、相談員等に対する研修により相談対応力の強化を図っている。 ・配偶者等からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページに「配偶者からの暴力被害者支援情報」として掲載し、情報提供を行っている。 ② ・「男女間における暴力に関する調査」について、法令改正等を踏まえ、調査項目を見直した上で、平成29年度調査を実施するとともに、毎年、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、交際相手からの暴力を含む男女間における暴力の実態及び被害者等からの相談状況の把握を行った。
(3)	取組結果に対する評価		① ・平成27年11月時点で88か所であったのに対し、令和元年10月現在で114か所に増加したが、当初の成果目標には達しておらず、分析等が必要。 ・配偶者等からの暴力の形態、被害者支援の内容、相談窓口等の情報を内閣府ホームページに掲載することにより、配偶者等からの暴力被害者に対して提供することが可能な様々な支援について、広く国民一般に周知を図ることができた。 ② ・「男女間における暴力に関する調査」(平成29年度)において、女性の約6割が交際相手と同居(同棲)期間中に被害を受けたことがあることなど、女性に対する暴力の実態を明らかにすることができた。また、「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」において、センターの相談体制や相談件数の推移など被害者等からの相談状況を把握することができた。 ・これらの調査結果については、地方公共団体等への周知及びホームページでの公表を行うとともに、女性に対する暴力の根絶に向けた施策の推進に活用している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① ・引き続き、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進に努める。 ・令和元年の配偶者暴力防止法の改正内容を踏まえ、基本方針についても所要の改正を実施する。 ・改正配偶者暴力防止法の内容や配偶者からの暴力被害者の支援に係る情報について、適宜更新を行い、早期の情報提供に努める。 ② ・女性に対する暴力等の実態及び相談状況等を定期的・継続的に把握し、環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応することは非常に重要であることから、引き続き調査を実施する。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	【男女間における暴力に関する調査】 <成果目標> ・配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)(H29年度調査) 男性:26.9%、女性:57.6% ・配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)(H29年度調査) 男性:69.2%、女性:73.7% <参考指標> ・配偶者暴力防止法の認知度(男女別)(H29年度調査) 男性:88.9%、女性:87.3%、男女合計:88.0% ・夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合(H29年度調査) 「平手で打つ」男性:73.0%、女性:71.9%、男女合計:72.4% 「なぐるふりして、おどす」男性:59.1%、女性:61.8%、男女合計:60.5% ・交際相手からの暴力(デートDV)の認知度(男女別)(H26年度調査) 男性:63.0%、女性:57.6%、男女合計:60.4% 【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 <参考指標> ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性:2,405件、女性:112,076件、男女合計:114,481件
(6)	参考データ、関連 政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係施策の積極的な推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等のための施策を積極的に推進する。 ② 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手(改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む)からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。
(2)	主な施策の取組状況		①被害者等の安全の確保を最優先に配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等を推進している。 ②改正後の配偶者暴力防止法を適正に運用し、交際相手からの暴力事案についても、検挙等の措置を講じるとともに、対応状況について広報している。
(3)	取組結果に対する評価		①警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数や検挙件数は、高水準で推移しているところ、この種事案に対する社会的な関心が高まり、被害者等から積極的に相談や届出がなされたことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることが背景にあるものと考えている。 ②毎年、交際相手からの暴力事案への対応状況を公表している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①引き続き、被害者等からの相談対応の充実に努めていく。 ②暴力の実態やそれを取り巻く状況を踏まえ、引き続き被害者等からの相談に適切に対応する
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数 平成26年：ストーカー22,823件(男性2,432件、女性20,391件) DV59,072件(男性5,971件、女性53,101件) 平成27年：ストーカー21,968件(男性2,341件、女性19,627件) DV63,141件(男性7,557件、女性55,584件) 平成28年：ストーカー22,737件(男性2,557件、女性20,180件) DV69,908件(男性10,496件、女性59,412件) 平成29年：ストーカー23,079件(男性2,698件、女性20,381件) DV72,455件(男性12,440件、女性60,015件) 平成30年：ストーカー21,556件(男性2,607件、女性18,949件) DV77,482件(男性15,964件、女性61,518件)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係施策の積極的な推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等のための施策を積極的に推進する。
(2)	主な施策の取組状況		保護観察所においては、女性に対する暴力事案により保護観察に付された者に対して、必要な指導及び支援を行っている。 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日も電話相談に応じている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、リベンジボルノ等のインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。 また、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。 出入国在留管理庁においては、配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本方針を踏まえ、「DV事案に係る措置要領」を定めており、例えば、在留関係の手續の場面で、配偶者からの暴力を受けたとする申立てを受けた場合には、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、配偶者からの暴力の被害者の保護に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		保護観察所においては、女性に対する暴力事案により保護観察に付された者に対する指導及び支援は適切に行われている。 平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。 啓発活動については、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとは言い難く、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。 出入国在留管理庁においては、配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。

(4)	今後の方向性、検討課題等	保護観察所においては、引き続き、女性に対する暴力事案により保護観察に付された者に対して、適切に指導及び支援を行う。 女性の人権を守るため、引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をとおして女性の人権問題に関する相談に応じていくとともに、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施する。 出入国在留管理庁では、配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係省庁と連携して取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数:10,343件(平成30年) ・女性の人権ホットライン相談件数:19,151件(平成30年)
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係施策の積極的な推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等のための施策を積極的に推進する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所等において、DV等に係る相談、情報提供等を積極的に実施するとともに、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設において、保護・自立支援を実施。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所において受付た来所相談実人員のうち、DVを主訴とする実人員：6,738人 婦人相談員において受付た来所相談実人員のうち、DVを主訴とする実人員：25,543人 DVを主訴とする一時保護件数：3,000人 DVを主訴とする婦人保護施設入所者数：324人 ※平成29年度実績
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、DV被害者の相談支援、保護・自立支援に積極的に取り組む。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		＜参考指標＞ ・婦人相談員の設置数 1,500人(平成30年4月1日現在) (出典)厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(婦人相談員活動強化事業への補助) 令和元年度予算額：16,862,240千円の内数 婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額：914,547千円 婦人保護事業費補助金(婦人保護施設に要する経費を補助) 令和元年度予算額：1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	関係機関・民間団体等との連携協力
	⑤具体的な取組 (内容)		①被害者の保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。 ②地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。
(2)	主な施策の取組状況		① ・「女性に対するあらゆる暴力の根絶」部分について、女性に対する暴力に関する専門調査会において関係省庁からのヒアリング等を通じて取りまとめた「重点取組事項」を踏まえ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、「女性活躍加速のための重点方針」を策定し、関係省庁と連携しながら関係施策を総合的に推進している。 ② ・民間シェルター等の抱える課題を整理するとともに、民間シェルター等に対する支援の在り方、関係機関との連携強化等について検討を行うため、民間シェルターの関係者を含む有識者による「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」を開催し、令和元年5月に報告書を取りまとめ、公表した。 ・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」では、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、関係機関が連携して、適切な対応をとることができるよう、令和元年度においては、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援機関等を対象とした研修事業を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		① ・女性に対する暴力に関する専門調査会の場において、関係省庁からのヒアリングを実施することで、第4次男女参画基本計画の具体策や政策目標の実現に向け、施策を所管する関係省庁間で有機的に連携できた。 ② ・「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」において、民間シェルターの現状や課題が明らかになるとともに、民間シェルターへの支援拡充の方向性を「新たなパッケージ」として報告書に取りまとめ、公表した。 ・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① ・引き続き、女性に対する暴力に関する専門調査会の場において、関係省庁が参集する機会を設けることで、関係施策を総合的に推進していく。 ② ・「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、民間シェルター等が行う先進的な取組を支援するパイロット事業の実施等の取組を進めていく。 ・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援団体等官民の連携強化を図る。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	<参考指標> ・地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助額:198,961千円(平成30年度)
(6)	参考データ、関連 政策評価等	【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「非常に有用だった」「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	関係機関・民間団体等との連携協力
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者の保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。 ② 地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。
(2)	主な施策の取組状況		全国の地方検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、それぞれの被害者がおかれた状況やその特質に応じ、被害者からの様々な相談への対応、具体的には、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。 また、検察官、検察事務官においても、具体的な事件で被害者と接した際などには、前同様に関係機関等の紹介をしたり、犯罪被害者の支援制度などをまとめた「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを配布するなどの対応を行っている。 全国の保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司は、犯罪被害者等に対する相談・支援の実施において、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報を提供するなどしている。 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日にも電話相談に応じている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、リベンジポルノ等のインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵害事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。 出入国在留管理庁では、地方出入国在留管理局等の総務課に関係機関等との窓口となるDV対策事務局を設置するなどの体制を構築し、関係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員的能力向上に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		刑事局における取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。 保護観察所における犯罪被害者等に対する相談・支援は適切に行われている。 法務省の人権擁護機関では、平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。 出入国在留管理庁では、配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことを十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。

(4)	今後の方向性、検討課題等	刑事局では引き続き、会議や研修等の機会を通じて検察職員への周知を行い、それぞれの被害者がおかれた状況やその特質に応じて適切に情報提供するとともに、被害者支援団体等との意見交換などを通じて連携し、支援活動の充実を図る。 保護観察所においては、引き続き犯罪被害者等に対して、適切に相談・支援を行う。 法務省の人権擁護機関では、引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をとおして女性の人権問題に関する相談に応じるとともに、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。 出入国在留管理庁では、配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係省庁と連携して取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数:10,343件(平成30年) ・女性の人権ホットライン相談件数:19,151件(平成30年)
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	関係機関・民間団体等との連携協力
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者の保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。 ② 地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。
(2)	主な施策の取組状況		・各都道府県において、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等関係機関との連絡会議や事例検討会議を開催している。 ・児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金において、婦人相談所と関係機関等との連携強化のための「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」を実施。
(3)	取組結果に対する評価		配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業について、平成30年度は42都道府県で実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業を活用するなどして各種機関と連携強化など、積極的に施策を推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業（配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業への補助） 令和元年度予算：16,862,240千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	関係機関・民間団体等との連携協力
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者の保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。 ② 地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。
(2)	主な施策の取組状況		①警察では、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者の安全の確保を図るとともに被害者に、防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。 ②逮捕状請求における被疑事実の要旨記載に際しての被害者に関する事項の表記方法への配慮、仮釈放又は保護観察付き執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携強化、被害者支援における婦人相談所、法テラス等の関係機関との協力等被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		①② 配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害の拡大、再被害の防止対策を図っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①② 引き続き、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害の拡大、再被害の防止対策を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	地方公共団体の取組に対する支援
	⑤具体的な取組 (内容)		①都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。 ②市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置や自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。 ③地方公共団体における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成及び関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。
(2)	主な施策の取組状況		① ・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、関係機関が連携して、適切な対応をとることができるよう、令和元年度においては、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援機関等を対象とした研修事業を行っている。 ② ・配偶者暴力相談支援センターの設置検討や相談の質の向上を目指している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体の配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。 ・「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き(平成25年4月)」や取組好事例を配偶者暴力支援センター及び設置を検討している市町村に配布し、設置促進を図る。 ③ ・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)」(以下「法」という。)による配偶者暴力防止法の改正内容について、公布日に、法の概要を厚生労働省との連名により地方公共団体に通知した。
(3)	取組結果に対する評価		①・② ・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。 ・配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村へのアドバイザー派遣、「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き(平成25年4月)」や取組好事例の配布を通じ、配偶者暴力相談支援センターの設置促進を行った。 ③ ・法の概要について、公布即日に地方公共団体に情報提供することにより、各地方公共団体における改正法に基づく迅速な対応を促進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①・② ・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・市町村の配偶者暴力相談支援センターの現状や課題を把握し、更なる設置促進に努める。 ③ ・改正配偶者暴力防止法の内容を踏まえて基本方針を改正し、地方公共団体が定める基本的な計画の策定指針となるようにする。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 <参考指標> ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性:2,405件、女性:112,076件、 男女合計:114,481件
(6)	参考データ、関連 政策評価等	【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	地方公共団体の取組に対する支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。 ③ 地方公共団体における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成及び関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。
(2)	主な施策の取組状況		① 警視庁及び道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署の指導、助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を統合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。 ③ 警察では、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者の安全の確保を図るとともに被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。
(3)	取組結果に対する評価		① 組織的な対応により、被害者等からの相談に適切に対処した。 ③ 配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害の拡大、再被害の防止対策を推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① 引き続き、組織的な対応により、被害者等からの相談に適切に対処する。 ③ 引き続き、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関・団体、学校、職場等と連携した被害の拡大、再被害の防止対策を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	地方公共団体の取組に対する支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		住民基本台帳におけるDV等支援措置を講じる際には、警察等の相談機関の意見を付した申出書を支援対象者から市町村に対して提出してもらい、市町村は、当該申出書により支援の必要性を確認しており、必要に応じて相談機関と連絡を取るなど、適宜、相談機関と連携するよう通知している。 また、同措置を講じること等とした場合には、住所地市町村から関係市町村(前住所地市町村等)に対して支援措置申出書を転送することにより、住民基本台帳及び除票簿における支援対象者の情報を関係市町村で共有し、同措置が網羅的に対応できるよう取り扱っている。さらに、市町村内においても、DV等支援対象者の情報を住民基本台帳担当部局から関係部局に提供し、連携に努めるよう、通知している。
(3)	取組結果に対する評価		住民基本台帳担当部局における住所地市町村から関係市町村への支援措置申出書の転送による支援対象者情報の共有や支援措置の対応については、多くの市町村で適切になされていると認識している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		住民基本台帳担当部局が支援対象者として適切に情報管理しているケースにおいても、住民基本台帳情報を扱う福祉等関係部局から支援対象者の情報が漏えいする事案も発生している。住民基本台帳担当部局と関係部局との更なる連携や関係部局における適切な運用を図るためには、住民基本台帳制度以外の関係する事務を所管する制度において適切な対応を促すことが重要であると思われる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-	
(6)	参考データ、関連政策評価等	-	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	地方公共団体の取組に対する支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。 ③ 地方公共団体における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成及び関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。
(2)	主な施策の取組状況		保護局においては、犯罪被害者等の支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図っている。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員的能力向上に努めている。 最高裁判所においては、警察や配偶者暴力相談支援センターとの連携・協力が不可欠であるとの認識の下、定期的に協議会等を実施して情報交換することが望ましいと考え、高等裁判所及び地方裁判所に対し、保護命令事件における各庁の実情及び事件の動向に応じて、保護命令手続やそれを取りまく状況に関する研究会、協議会を実施することが考えられる旨周知しているものと承知している。 これを受けて、高等裁判所及び地方裁判所においては、各庁の実情や事件の動向に応じて、関係機関と協議会等を実施するなどして、保護命令事件の運用に関する情報交換を行っているとしている。
(3)	取組結果に対する評価		保護局における関係機関との連携は適切に行われている。 最高裁判所では協議会等の実施状況について報告を求めているものではないが、高等裁判所及び地方裁判所においては、各庁の実情や事件の動向に応じて、関係機関と協議会等を実施するなどして、保護命令事件の運用に関する情報交換を行っているようであり、情報共有を通じ地方公共団体の取組に対する支援が図られていることがうかがえる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		保護局では、引き続き、関係機関との連携の強化を図り関係施策が推進されるよう努める。 引き続き、高等裁判所及び地方裁判所においては、関係機関等との協議会を実施するなどして、保護命令事件の運用に関する情報交換を行っていくものと承知している。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	
(6)	参考データ、関連 政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	地方公共団体の取組に対する支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。 ③ 地方公共団体における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成及び関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所と関係機関等との連携を強化するため、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金において、婦人相談所と関係機関との連携を強化するための「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」を継続して実施している。(平成30年度:42都道府県で実施)
(4)	今後の方向性、検討課題等		「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」について、継続して事業を実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業への補助) 令和元年度予算:16,862,240千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	被害者に対する職務関係者の配慮の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		①被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することを徹底する。 ②配偶者暴力防止法が対象としている被害者は、男女を問わず、また、外国人(在留資格の有無を問わない)、障害のある人、高齢者等、様々な背景を有する者も当然に含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。
(2)	主な施策の取組状況		①・② ・令和元年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援団体等を対象とした研修事業を行っている。 ・また、平成30年度に、配偶者暴力相談支援センターに等における外国人被害者及び障害のある被害者の支援に係る取組好事例についてとりまとめたところであり、今後、配偶者暴力相談支援センターに提供していく。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「非常に有用であった」、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 <参考指標> ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性:2,405件、女性:112,076件、 男女合計:114,481件

(6)	参考データ、関連 政策評価等	【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「非常に有用だった」「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28、)99.2%(H29)、99.0%(H30)、
-----	-------------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	被害者に対する職務関係者の配慮の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することを徹底する。 ② 配偶者暴力防止法が対象としている被害者は、男女を問わず、また、外国人(在留資格の有無を問わない)、障害のある人、高齢者等、様々な背景を有する者も当然に含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。
(2)	主な施策の取組状況		保護局においては、刑事裁判及び少年審判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を対象とする研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者支援の実践的技能を習得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にするよう努めている。 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日にも電話相談に応じている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、リベンジポルノ等のインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。 出入国在留管理庁では、配偶者からの暴力の被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものにする一方、配偶者からの暴力の被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、被害者本人の意思及び立場を十分考慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。また、配偶者からの暴力の被害を要因として不法残留等の入管法違反となっている場合も、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員的能力向上に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		保護局における取組により、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の犯罪被害者等に対する理解が深まっている。 法務省の人権擁護機関では、引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をとおして女性の人権問題に関する相談に応じるとともに、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。 出入国在留管理庁においては、配偶者からの暴力の被害者を認知した場合には、配偶者からの暴力の被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分考慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図り、被害者のより一層の保護に努めており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		保護局においては、今後も同様の取組を実施する。 法務省の人権擁護機関では、引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をとおして女性の人権問題に関する相談に応じるとともに、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。 出入国在留管理庁においては、配偶者からの暴力の被害者を含め、保護や支援を必要とする外国人の方に対する対応についても、引き続き、関係省庁と連携して取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件(平成30年) ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件(平成30年)

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	被害者に対する職務関係者の配慮の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することを徹底する。 ② 配偶者暴力防止法が対象としている被害者は、男女を問わず、また、外国人(在留資格の有無を問わない)、障害のある人、高齢者等、様々な背景を有する者も当然に含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所ガイドラインや婦人相談員相談・支援指針において、二次的被害が生じることがないように規定するとともに、男性のDV被害者、外国籍、障害者など多様な被害者への相談・支援における留意点等を示し、適切な支援を実施するよう周知している。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において多種多様な被害者からの相談に応じ、保護、自立支援を実施している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、周知徹底に努め、適切な支援を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・婦人相談員の設置数 1,500人(平成30年4月1日現在) (出典)厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(婦人相談員活動強化事業への補助) 令和元年度予算額:16,862,240千円の内数 婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護の事務費・事業費の補助) 令和元年度予算額:914,547千円 婦人保護事業費補助金(婦人保護施設の事務費・事業費の補助) 令和元年度予算額:1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	被害者に対する職務関係者の配慮の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することを徹底する。 ② 配偶者暴力防止法が対象としている被害者は、男女を問わず、また、外国人(在留資格の有無を問わない)、障害のある人、高齢者等、様々な背景を有する者も当然に含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮することを徹底する。
(2)	主な施策の取組状況		①②警察庁においては、都道府県警察において配偶者暴力事案対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		①②被害者等からの相談に適切に対処した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①②引き続き、被害者等からの相談に適切に対処する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	被害者情報の保護の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		①被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・平成30年に、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）に対し、被害者等の安全確保及び秘密の保持のため、被害者等に係る情報管理を徹底するよう注意喚起を促す旨の通知を発出した。 ・「配偶者からの暴力相談の手引き」（平成26年3月改訂）、相談対応の取組好事例を配偶者暴力相談支援センターに配布し、被害者情報の保護への活用を促進している。
(3)	取組結果に対する評価		・通知の発出により、支援センター等の配偶者からの暴力の被害者支援に関わる関係機関等の職員における情報管理の徹底が図られた。 ・「配偶者からの暴力相談の手引き」（平成26年3月改訂）、相談対応の取組好事例を配偶者暴力相談支援センターに配布することにより、被害者情報の保護の徹底を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・基本方針の被害者等に係る情報の保護に関する記載の周知を図るなど、引き続き、支援センター等の関係機関等において個人情報の適正な管理が徹底されるよう、注意喚起に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(オ) 被害者情報の保護の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)	① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況	・警察庁では、通達(「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」(平成31年3月25日付け))の発出等により、被害者等の個人情報の取扱いについて十分な配慮をするよう指示している。 ・配偶者等からの暴力事案等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置等について、的確に対応している。
(3)	取組結果に対する評価	・被害者等の個人情報の取扱いについて十分な配慮をするよう指示した。 ・警察署等において、支援措置実施機関から送付された支援措置申出書等を受領した場合には、申出者が各支援措置の対象者としての要件を満たしていること、及び、該当申出者の事案に係る加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、制度を不当に利用するおそれがあると認められることについての意見を付し、支援措置実施機関に対し速やかに返送している。
(4)	今後の方向性、検討課題等	・引き続き、被害者等の個人情報の取扱いについて十分な配慮をするよう指示していく。 ・引き続き、関係機関・団体と連携した被害者情報保護の徹底を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	被害者情報の保護の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		市町村の住民基本台帳事務においては、DV等の加害者が、住民票の写しの交付等制度を不当に利用して、支援対象者の住所を探索することを防止するため、支援対象者が住所地市町村等に申し出ることにより、自己の住民票の写し等の交付等が制限される措置を、平成16年7月から実施している。具体的には、DV等支援措置に係る事務について、住民基本台帳事務処理要領で全国統一的な取扱いを全市町村に示しているほか、関係通知を発出し、制度の適切な運用を促している。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年12月1日時点におけるDV等支援措置対象者数は、全国で約13万人となっていることから、制度の認知及び支援対象者の情報保護に一定の成果を上げてきたものと認識している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後とも、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置が適正に実施されるよう、各市町村の住民基本台帳担当部局に対して助言等していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	－	
(6)	参考データ、関連政策評価等		【参考データ】 支援措置対象者数(平成30年12月1日時点) 126,696人 (出典)総務省:DV等支援措置対象者数に関する調査

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	被害者情報の保護の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所ガイドラインや婦人相談員相談・支援指針において、被害者の安全確保や守秘義務等について記載し徹底を図っている。 また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設においては、利用者の安全の確保を図るため、各都道府県に対して、夜間警備体制に要する経費の一部を補助している。
(3)	取組結果に対する評価		被害者の安全確保や守秘義務等について徹底を図っている。 また、夜間警備体制に係る国費助成について、婦人相談所一時保護所においては、平成30年度35都道府県、婦人保護施設においては、24都道府県で実施している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者の安全確保や守秘義務等について十分な配慮を行うとともに夜間警備体制に国庫補助を行い被害者の安全の確保の徹底を図る。
(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連 政策評価等		婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所の夜間警備体制への補助) 令和元年度予算額:914,547千円 婦人保護事業費補助金(婦人保護施設の夜間警備体制への補助) 令和元年度予算額:1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	被害者情報の保護の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第54号)により、証人等特定事項の秘匿決定(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第290条の3)、証人等の氏名・住居の開示に係る措置(同法第299条の4)、同一構内以外のビデオリンク方式による証人尋問(同法第157条の6第2項第3号)等が導入されたことなどから、検察当局においては、被害者等の意向を踏まえて、被害者特定事項及び証人等特定事項の秘匿(同法第290条の2及び3)等について裁判所に申立てをするなどしている。
(3)	取組結果に対する評価		被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者等の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、いずれも適切に運用されるよう努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		配偶者等から暴力を受けた被害者等に限るものではないが、平成29年には、被害者特定事項の秘匿の決定がなされた被害者等が3,351人いた(最高裁判所事務総局の資料による)。 ※男女別の数値を把握していない。
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	被害者情報の保護の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		性犯罪被害者等の個人情報の管理に関し、関係府省庁において統一的に取り組むべき事項につき、関係府省庁申合せがなされたことを受けて、関係機関に事務連絡を发出し、その趣旨を周知した。
(3)	取組結果に対する評価	—	
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、周知に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	被害者情報の保護の徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」及び軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」については、毎年実施している全国担当課長会議や、業務担当者への研修において運輸支局等(又は軽自動車検査協会)に対して、犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等の指導はもちろんのこと、地元の警察署等、DV等に係る相談窓口(以下、単に「相談窓口」と)との連携が重要である旨を伝えている。 相談窓口から本施策の周知がされることにより、より広く犯罪被害者等に対して、本施策の手続きの周知が図られる。
(3)	取組結果に対する評価		職員への定期的な周知活動に取り組んだ結果、運輸支局等(又は軽自動車検査協会)における犯罪被害者等に係る情報管理の徹底が図られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、担当課長会議や、業務担当者への研修等の機会を通じて運輸支局等(又は軽自動車検査協会)での犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等の指導を図るとともに、地元の警察署等、DV等に係る相談窓口との連携を継続することにより、さらなる本施策の手続きの浸透を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		該当無し

(6)	参考データ、関連 政策評価等	なし
-----	-------------------	----

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談体制の充実
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	配偶者暴力相談支援センターの取組
	⑤具体的な取組 (内容)		①配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間・休日を問わず対応ができるよう促す。
(2)	主な施策の取組状況		・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、配偶者暴力相談支援センター等に対し、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう研修事業を行っている。 ・相談現場における円滑および的確な被害者支援を促進するため、「配偶者からの暴力 相談の手引」(平成26年3月改訂)、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」(平成25年10月)、配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援の取組好事例を相談員等に配布している。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 <参考指標> ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性:2,405件、女性:112,076件、 男女合計:114,481件

(6)	参考データ、関連 政策評価等	【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談体制の充実
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	配偶者暴力相談支援センターの取組
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間・休日を問わず対応ができるよう促す。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所の夜間・休日対応を促進するため、各都道府県に対する補助事業を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金において、婦人相談所の夜間・休日対応を促進するための「休日夜間電話相談事業」を継続して実施している。(平成30年度:35都府県で実施)
(4)	今後の方向性、検討課題等		「休日夜間電話相談事業」について、継続して事業を実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(休日夜間電話相談事業への補助) 令和元年度予算:16,862,240千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談体制の充実
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	警察の取組
	⑤具体的な取組 (内容)		① 警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境整備に努める。
(2)	主な施策の取組状況		警察庁においては、都道府県警察において配偶者暴力事案対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		被害者等からの相談に適切に対処した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等からの相談に適切に対処する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談体制の充実
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	人権擁護機関等の取組
	⑤具体的な取組 (内容)		① 人権相談所や「女性の人権ホットライン」、「よりそいホットライン」においては、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日も電話相談に応じている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、リベンジポルノ等のインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等とおして女性の人権問題に関する相談に応じるとともに、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		女性を被害者とする人権相談件数：10,343件(平成30年) 女性の人権ホットライン相談件数：19,151件(平成30年)

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談体制の充実
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	人権擁護機関等の取組
	⑤具体的な取組 (内容)		①人権相談所や「女性の人権ホットライン」、「よりそいホットライン」においては、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。
(2)	主な施策の取組状況		配偶者からの暴力を理由としたものも含め、様々な悩みを抱えた方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を実施。
(3)	取組結果に対する評価		「よりそいホットライン」において、配偶者からの暴力などの相談を含め、全国で約23万件の電話相談を行ったところ(平成29年度実績)。今後も、様々な悩みを抱える方々に寄り添った支援が実施できるよう、実施体制の整備に努める。
(4)	今後の方向性、検討課題等		様々な悩みを抱える方々に寄り添った支援が実施できるよう、相談員の人材育成など、実施体制の整備に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談体制の充実
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	相談員等の研修の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		① 現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。 ② 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。
(2)	主な施策の取組状況		・婦人相談所の職員に係る研修について、国の研修として年1回2日間の日程で、婦人相談所長に対する研修会を行っている他、婦人相談所の指導的な職員に対して、国立保健医療科学院において、年1回3日間の日程で研修会を実施している。 ・婦人相談員の専門性向上の観点から、一定の研修を受講した者に対して、勤務実態に応じた手当額になるよう国庫補助基準額を拡充。
(3)	取組結果に対する評価		有識者、関係省庁、民間団体の方から、講義やグループ討議への助言等をいただき、婦人相談所等関係職員のスキルアップに寄与している。 婦人相談員手当国庫補助基準額を平成29年度：月額149,300円→平成30年度：月額191,800円に拡充。
(4)	今後の方向性、検討課題等		研修等を引き続き実施し、相談員等の資質向上を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・婦人相談員の設置数 1,500人(平成30年4月1日現在) (出典)厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」
(6)	参考データ、関連政策評価等		要保護児童対策費(本省費) 令和元年度予算額：1,110千円の内数 児童虐待・DV対策等総合支援事業費(婦人相談員活動強化事業への補助) 令和元年度予算額：16,862,240千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	相談体制の充実
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	相談員等の研修の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		①現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。 ②配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。
(2)	主な施策の取組状況		・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、配偶者暴力相談支援センター等を対象とした研修を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のアンケートによると、参加者のうち、「非常に有用であった」、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「非常に有用だった」「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)、

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		①配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」において、被害者の要望に応じた支援方法と相談機関・窓口など、支援に関する情報や関係資料等を掲載している。 ・平成13年度より、「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日～25日)を実施し、ポスターやリーフレットの作成・配布、インターネットテレビやラジオ番組等の各種媒体を活用した広報啓発を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		・内閣府ホームページに、配偶者からの暴力被害者を支援する情報を掲載することで、適切な支援提供がなされるとともに、被害の未然防止や深刻化を防ぐことに繋がっている。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」は国民運動として定着化し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発を図ることができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・内閣府のホームページについては、被害者が必要としている相談窓口、女性に対する暴力の現状や法律の内容など、最新のデータに更新しつつ必要な情報提供を行っていく。 ・令和元年度の「女性に対する暴力をなくす運動」は、児童虐待防止推進月間(11月)と連携し、DVと児童虐待の特性や関連性の周知を図り、さらなる連携強化に努めることとしている。今後も、関係機関と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」の実効性の向上に向けた様々な方策を検討するとともに、メディアを通じた広報活動を実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		全国の地方検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、それぞれの被害者がおかれた状況やその特質に応じ、被害者からの様々な相談への対応、具体的には、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。 また、検察官、検察事務官においても、具体的な事件で被害者と接した際などには、前同様に関係機関等の紹介をしたり、犯罪被害者の支援制度や相談窓口などをまとめた「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを配布するなどの対応を行っている。 同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイトにも掲載している。
(3)	取組結果に対する評価		取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、会議や研修等の機会を通じて検察職員への周知を行い、それぞれの被害者がおかれた状況やその特質に応じて適切に情報提供するとともに、被害者支援団体等との意見交換などを通じて連携し、支援活動の充実を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所一時保護所においては、利用者の安全の確保を図るため、各都道府県に対して、夜間警備体制に要する経費の一部を補助している。
(3)	取組結果に対する評価		夜間警備体制に係る国費助成について、婦人相談所一時保護所においては、平成30年度35都道府県で実施している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、夜間警備体制に国庫補助を行い被害者の安全の確保の徹底を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所の夜間警備体制への補助) 令和元年度予算額:914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		警察では、平成26年4月までに、警視庁及び道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を統合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーリー規制法、配偶者暴力防止等の関連法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		被害者の安全確保の取組及び加害者の厳正な対処を推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者の安全確保の取組及び加害者の厳正な対処を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	暴力行為からの安全の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		①配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・内閣府のホームページにおいて、保護命令制度や保護命令件数等の情報を提供している。
(3)	取組結果に対する評価		・保護命令制度等についてホームページに掲載することにより、保護命令申立ての方法等につき、広く国民一般に周知を図ることができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、内閣府ホームページ上で保護命令制度の周知を図るとともに、女性に対する暴力に関する専門調査会の場を活用するなどして保護命令制度の実態等を踏まえた検討を行う。 ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の附則に基づき、同法施行後3年以内に、保護命令を申し立てることができる被害者の範囲の拡大について検討し、必要な措置を講ずる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	暴力行為からの安全の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所ガイドラインや婦人相談員相談・支援指針において、保護命令制度に係る相談・支援について記載し、適切な運用に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談員の相談時において、保護命令制度について内容、手続方法等分かりやすく情報提供・説明を実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、婦人相談所ガイドラインや婦人相談員相談・支援指針も踏まえ、適切な情報提供を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・婦人相談員の設置数 1,500人(平成30年4月1日現在) (出典)厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(婦人相談員活動強化事業への補助) 令和元年度予算:16,862,240千円の内数

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	暴力行為からの安全の確保
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。
(2)	主な施策の取組状況		保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。
(3)	取組結果に対する評価		被害者等からの相談対応の充実に努めた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等からの相談対応の充実に努めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	一時保護
	⑤具体的な取組 (内容)		① 婦人相談所において、被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。 ② 高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応できるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善に努める。
(2)	主な施策の取組状況		①婦人相談所では、DV被害等女性、その者に同伴する家族について、一時保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。 ②障害者等特に配慮が必要な入所者に対しては、適切に対応できるよう個別対応職員の配置について平成30年度から補助を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・一時保護の委託契約施設数：321か所（平成30年4月1日現在） ・定員を超えた場合にのみ一時保護委託を可能としていた対象者についても、保護が必要な被害女性本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう、対象者の拡大を図った。 ・婦人相談所一時保護所の個別対応職員の配置について、平成30年度は、6都県で実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、被害者の安全の確保に努めるとともに、本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、一時保護委託について、民間支援団体の積極的な活用の推進を図る。 ・引き続き、個別対応職員の配置促進に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		婦人保護事業費負担金（婦人相談所一時保護所に要する経費を補助） 令和元年度予算額：914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	心身の健康回復への支援
	⑤具体的な取組 (内容)		①被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力の被害者に対する医学的又は心理的支援に知見のある専門家や民間団体の支援者等を講師に迎え、被害者の心理状況に即した支援の在り方等について学ぶ機会を提供している。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」のアンケートによると、参加者のうち、「非常に有用であった」、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「非常に有用だった」「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)、

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	心身の健康回復への支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・婦人相談所(一時保護施設)等において、DV被害女性等の心理的なサポートを行う心理療法担当職員等の配置の促進に努めている。 ・PTSD対策専門研修において、精神保健医療従事者等に対し、犯罪被害者等に対する心のケアに必要な専門知識や技術を習得させ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材の養成に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		・婦人相談所(一時保護所)の心理療法担当職員の配置について、平成30年度は、33都道府県で実施している。 ・PTSD対策専門研修を受講した精神保健医療従事者等は、平成30年度は、400名となっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・「婦人相談所ガイドライン」に基づき、各婦人相談所の運営の向上を図っていく。また、心理療法担当職員の配置を促進し、心理的ケアの体制強化を図るため、配置加算要件の緩和を検討。 ・犯罪被害者等の心のケアのために必要な専門知識や技術を習得できるよう、引き続き専門的な養成研修を行い、精神保健医療従事者等の資質を向上を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		・婦人保護事業費負担金(心理療法担当職員の配置加算の補助) 令和元年度予算額:914,547千円 ・PTSD等対策総合支援体制整備事業 令和元年度予算額:14,107千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	心身の健康回復への支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援に関する講義を実施している。 また、具体的な事件においては、被害者の状況によっては、心理カウンセラーなどの専門家に助言を求めるなどして対応に配慮したり、その経験を会議等で共有するなどしている。
(3)	取組結果に対する評価		取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、会議や研修等の機会を通じて、検察職員に対し、女性を含む被害者の立場を理解し、適切な対応がとることができるよう、より一層の研修機会の充実を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	心身の健康回復への支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		① 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進している。 また、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進している。
(3)	取組結果に対する評価		① 都道府県臨床心理士会の被害者支援担当者を集めた研修会に職員を派遣し、犯罪被害者等施策に関する講義を実施している。 また、社会福祉士がインターネットを通じていつでも犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)や第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)の内容等について学ぶことができるe-ラーニングのコンテンツ作成について、公益社団法人日本社会福祉士会に協力し、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士の養成及び研修の実施に努めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① 引き続き、上記各法人の実施する研修に協力するなどのほか、平成29年に国家資格となった公認心理師の職能団体等に対しても今後働き掛けをしていく予定である。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	自立支援
	⑤具体的な取組 (内容)		①配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」において、女性に対する暴力の被害者に対する中長期的支援等について知見のある専門家や民間団体の支援者等を講師に迎え、被害者の状況に即した支援の在り方等について学ぶ機会を提供している。 ・相談現場における円滑および的確な被害者支援を促進するため、「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」等を相談員等に配布している。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)、

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	自立支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所においては、新たな居住地に関する情報提供や助言、就業についての情報提供や助言、ハローワーク等との連絡調整、住民基本台帳の閲覧制限や、年金、医療等社会保険の対応、新たな生活を開始するにあたり住民としての基本的な社会的権利と安全が確保されるための手続対応についての情報提供、助言を行い、市役所など関係機関との連絡調整を実施。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所ガイドラインに自立支援の対応を示し、適切に取り組んでいる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者の自立支援を行っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額:914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	自立支援
	⑤具体的な取組 (内容)		② 被害者の住居の安定の確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・配偶者等からの暴力の被害者を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の目的外使用について、事業主体あて通知(技術的助言)を発出し、会議等で周知を図った。
(3)	取組結果に対する評価		・事業主体あて通知(技術的助言)を発出することにより、事業主体の判断に基づく被害者の居住の安定確保が可能となった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	－	
(6)	参考データ、関連政策評価等		■公営住宅におけるDV被害者の優先入居及び目的外使用の実績(平成30年12月現在) ・優先入居 : 594戸 ・目的外使用 : 45戸

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(キ)	広域的な連携の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		①地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題も含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、地方公共団体を越えた広域的な連携について、関連諸制度に関する情報を提供するとともに、現場の課題等に関する協議や各地方公共団体の担当者の交流の場を設けるなどし、被害者支援に係る広域的な連携の促進を図っている。 ・「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」において、被害者支援に関する地方公共団体を越えた広域的な連携に役立つ情報を提供している。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、地方公共団体を越える配偶者暴力相談支援センター等における広域的な連携の円滑な推進に向けて、年度ごとにワークショップ事業の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(キ)	広域的な連携の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題も含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を図る。
(2)	主な施策の取組状況		広域的な連携を推進するため、都道府県に費用負担先の取扱い等について通知し、適切に対応している。また、広域対応に伴う被害者の移送に伴う経費を補助している。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所の広域措置費経費について、平成30年度は36都府県で実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		広域連携を実効性のあるものとなるよう推進するため、今後、都道府県に対して改めて広域連携について周知を図る予定。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		・婦人相談所運営費負担金(広域措置に必要な旅費等を補助) 令和元年度予算額 16,257千円 ・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額 914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(ク)	加害者更生の取組
	⑤具体的な取組 (内容)		①加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。
(2)	主な施策の取組状況		・平成27年度「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」において、地域社会内における加害者プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等について考察を行うために、加害者対応に関する取組について地方公共団体へのアンケート調査を実施するとともに、加害者プログラム実施団体及び被害者支援団体へのヒアリング調査を実施した。 ・平成30年度「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」において、カナダ及びオーストラリアの加害者対応に関する先駆的な取組がある州について、加害者対応の取組と関係機関の連携について調査を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		・地方公共団体に対するアンケート調査からは、加害者更生に関する取組が必ずしも進んでいるとはいえない状況であることが明らかになるとともに、その理由として、「加害者更生に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいか不明なため」が最も多く挙げられたことから、加害者更生に関する取組を促進するためには、国において加害者プログラムに関する基準策定やプログラムの実施に係る制度の検討を行っていくことが必要であるという結果が得られた。 ・海外における加害者対応に際した連携体制の調査からは、国や州政府、研究機関、加害者プログラム実施団体等が協働して国内における加害者プログラムの実施状況の調査やプログラムの最低基準の策定等を行うことで、現状の取組における課題の把握及びプログラムの質の統一化に向けた取組が進められていることが明らかになった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・令和元年度「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究事業」では、地域社会内での加害者更生プログラム促進に向け、地方公共団体及び加害者更生プログラム実施団体に対してヒアリングを実施し、連携体制に関する課題を整理するとともに、海外の先駆的な取組を調査することで体制構築や情報共有のルール化について調査を実施しているところ。これらの調査結果を踏まえ、今後は地方公共団体が加害者更生プログラムを実施する場合の基本的な考え方をとりまとめるとともに、来年度以降、実施基準の策定に向けた検討を進める予定。 ・加害者の地域社会内における更生のための指導及び支援の在り方について、女性に対する暴力に関する専門調査会の場合を活用するなどして検討を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連政策評価等	加害者更生に関する取組（調査研究、加害者更生プログラム、相談・研修等を含む。）の実施状況（過去に実施していた場合も含む。） 【平成27年度】 ・加害者更生に関する調査研究を行っている（又は行っていた）自治体 3自治体（東京都、福岡県、沖縄県） ・加害者を対象とした更生プログラムを実施している（又は実施していた）自治体 1自治体（千葉県） ・加害者更生に関する相談・研修等を実施している自治体 7自治体（埼玉県、岐阜県、鳥取県、佐賀県、沖縄県、横浜市、京都市）
-----	---------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者の保護及び自立支援
	④具体的な取組 (小項目)	(ク)	加害者更生の取組
	⑤具体的な取組 (内容)		① 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。
(2)	主な施策の取組状況		刑事施設において、当該受刑者に対し、受刑者の問題性や事案の内容に応じて、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付けさせる「暴力防止プログラム」や犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯させない決意を固めさせるための「被害者の視点を取り入れた教育」等を実施している。 保護観察所においては、本件犯罪に配偶者に対する暴力行為が含まれている者等を、DV類型対象者として把握し、暴力的行為の改善や配偶者の安全に配慮した指導等を行っている。また、暴力犯罪を反復する傾向を有する者に対しては、暴力防止プログラムを実施している。
(3)	取組結果に対する評価		刑事施設においては、当該受刑者の問題性や事案の内容に応じた指導が実施されている。 保護観察所においては、平成30年末現在において、224名の保護観察対象者をDV類型対象者として把握して指導を行うとともに、平成30年において259名の保護観察対象者に対して暴力防止プログラムを実施しており、保護観察対象者の特性に応じた的確な処遇を実施することができている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事施設においては、これまでの実施状況を踏まえ、必要に応じてプログラムの内容の見直しを行うとともに、研修等を通じて、指導職員のスキルを向上させることで、実施内容の充実強化を図ることとしている。 保護観察所においては、今後も、DV類型に該当する保護観察対象者の特性に応じ、適切に指導及び支援を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	児童虐待への適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者等からの暴力が被害者のみならずその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、児童相談所等関係機関の連携体制を強化し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・DV家庭で育った子どもには、常に緊張を強いられ、いつ暴力が始まるか分からない環境に身を置くことで、適切な安心感が育たないといった心理的影響があると指摘されており、児童相談所においても、配偶者暴力相談支援センターと連携をして、被害者の子供に対し児童心理司等による精神的ケア等の支援を行ってきた。 ・DV対応と児童虐待対応との連携強化については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)では、児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化することとされ、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとされた。 ・また、関係機関相互の連携や役割分担の調整を担う要保護児童対策地域協議会の構成機関に配偶者暴力相談支援センターに参画いただくよう市町村へ通知を発出している。(令和元年8月1日)
(3)	取組結果に対する評価		・児童相談所において、必要に応じ配偶者暴力相談支援センター等と連携しつつ、子どもに対する児童心理司等による精神的ケア等の支援を実施した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・調査研究事業等を通じて関係機関間の相互連携の方法についての事例収集・分析等を通じ、各機関が包括的にアセスメントするためのツールやガイドラインを作成することにより、連携体制の強化を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童相談所における心理療法・カウンセリング等 計画策定時：1,091,834件 平成29年度：1,200,260件 (出典：福祉行政報告例)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	児童虐待への適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 配偶者等からの暴力が被害者のみならずその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、児童相談所等関係機関の連携体制を強化し、被害者の子供に対する精神的ケア等を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所(一時保護施設)等において、DV被害女性及びその同伴する児童の心理的なサポートを行う心理療法担当職員等の配置の促進に努めている。 また、相談等において児童虐待が疑われる情報を得た場合には、一時保護の必要性を説明した上で、児童相談所等に通告するよう各都道府県に対して通知を示し、連携体制について周知・徹底を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		・婦人相談所(一時保護所)の心理療法担当職員の配置について、平成30年度は、33都道府県で実施している。 ・婦人相談所において児童相談所と何らかの連携をとった数は898人(平成29年度)
(4)	今後の方向性、検討課題等		・心理療法担当職員の配置を促進し、心理的ケアの体制強化を図るため、配置加算要件の緩和を検討。 ・婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		婦人保護事業費負担金(心理療法担当職員の配置加算の補助) 令和元年度予算額:914.547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	児童虐待への適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		①配偶者等からの暴力が被害者のみならずその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、児童相談所等関係機関の連携体制を強化し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・令和元年度の「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者のための民間シェルター、並びに児童相談所等を対象として、DVと児童虐待の特性、関連性等に関する理解の促進を図るための官民連携による研修を実施している。 ・令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)による配偶者暴力防止法の改正において、DV被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を明記するなど所要の改正を実施した。 ・法の公布日には、厚生労働省と連名で地方公共団体向けに公布通知を発出し、地方公共団体へも即時に周知徹底を図った。 ・「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、女性に対する暴力をなくす運動において、児童虐待防止推進月間(11月)と連携しつつ、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知する等、国民の意識向上に向けた啓発活動を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。 ・法の概要について、公布即日地方公共団体に情報提供することにより、各地方公共団体における改正法に基づく迅速な対応を促進した。 ・令和元年度の「女性に対する暴力をなくす運動」において、DVの特性や子どもへの影響を周知するためのポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことや、内閣府ホームページにDVと児童虐待に関連するページを作成したことより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・改正配偶者暴力防止法の内容を踏まえて基本方針についても所要の改正を行う。 ・今後も、引き続き広報啓発活動を実施し、社会意識を喚起するとともに、国民の理解と協力の確保に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連 政策評価等	【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	交際相手からの暴力への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		全国の警察本部及び各警察署に相談を扱う総合窓口を設置しているほか、警察相談専用電話(「#9110」番)を設置し、交際相手からの暴力を含めた相談を受け付けている。
(3)	取組結果に対する評価		相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談を受理した場合における迅速かつ組織的な対応の強化が図られている。 警察庁及び各都道府県警察のウェブサイトへの掲載、各種ポスター等への掲載により、警察相談専用電話「#9110」番を広報しており、周知のための取組が進んでいる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		総合窓口と関係部署等との連携により、引き続き交際相手からの暴力を含めた相談に対する迅速・確実な組織的対応を行う。 警察相談専用電話「#9110」番の広報、情報提供等を行い、相談の総合窓口について周知を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	交際相手からの暴力への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		①交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・「男女間における暴力に関する調査」について、法令改正等を踏まえ、調査項目を見直した上で、平成29年度調査を実施するとともに、毎年、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、交際相手からの暴力を含む男女間における暴力の実態及び被害者等からの相談状況の把握を行った。 ・全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成・配布し、相談窓口の周知徹底を図った。 ・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、配偶者暴力相談支援センター等を対象とした研修事業を行っている。 ・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施している。また、若年層における女性に対する暴力の予防啓発教材『人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～』（平成22年3月作成）を平成30年に改訂し、研修参加者に提供した。
(3)	取組結果に対する評価		・「男女間における暴力に関する調査」（平成29年度）において、配偶者等からの暴力の相談窓口を約7割が知っていること、女性の約6割が交際相手と同居（同棲）期間中に被害を受けたことがあることなど、女性に対する暴力の実態を明らかにすることができた。また、「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」において、センターの相談体制や相談件数の推移など被害者等からの相談状況を把握することができた。 ・これらの調査結果については、地方公共団体等への周知及びホームページでの公表を行うとともに、女性に対する暴力の根絶に向けた施策の推進に活用している。 ・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。 ・平成30年度「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」における研修終了後の参加者アンケートによると、参加者のうち「満足であった」と答えた者は参加者の98.8%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・交際相手からの暴力被害者について、適切な支援が受けられるように、引き続き、相談窓口の利用を一層周知していく。 ・交際相手からの暴力を含む女性に対する暴力等の実態及び相談状況等を定期的・継続的に把握し、環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応することは非常に重要であることから、引き続き調査を実施する。 ・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」の参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、研修の内容を工夫する。 ・「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」の参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修に参加したものが、研修終了後に各所属先において、研修で習得した知識等を活かした予防啓発活動を展開できるよう、研修内容の工夫する。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	【男女間における暴力に関する調査(平成29年度)】 <参考指標> ・交際相手からの暴力(デートDV)の認知度(男女別)(H26年度調査) 男性:63.0%、女性:57.6%、男女合計:60.4%
(6)	参考データ、関連 政策評価等	【男女間における暴力に関する調査(平成29年度)】 ・交際相手からの被害経験の有無(「あった」と回答した割合) 総数:16.7%(男性:11.5%、女性:21.4%) ・交際相手からの暴力の相談の有無(「相談した」と回答した割合) 総数:55.9%(男性:43.4%、女性:61.8%) 【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 ・交際相手からの暴力に関する相談件数 総数:3,131件(男性:89件、女性:3,042件) 【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30) 【若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修アンケート結果】 ・研修参加者の満足度 95.7%(H28)、99.0%(H29)、98.8%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	交際相手からの暴力への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所においては、恋人からの暴力被害者についても、従来から一時保護を含め、支援の対象として相談、保護等を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所では、平成29年度に交際相手からの暴力被害女性(192名)を含め、4,172名の一時保護を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、婦人相談所ガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額 914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	交際相手からの暴力への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日も電話相談に応じている。人権相談では、婦人相談所の紹介や、リベンジポルノ等のインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。 また、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。 啓発活動については、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとは言い難く、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性の人権を守るため、引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をとおして女性の人権問題に関する相談に応じるとともに、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていくとともに、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		＜参考指標＞ ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件（平成30年） ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件（平成30年）

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	交際相手からの暴力への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		ストーカー規制法第11条第1号に基づく実態把握を推進するとともに、非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		ストーカー事案等への対応状況についてホームページに掲載するとともに、リーフレット等の作成等を通じ、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、関係機関・団体、学校、職場等と連携した広報啓発のための取組を推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数 平成26年：ストーカー22,823件（男性2,432件、女性20,391件） DV59,072件（男性5,971件、女性53,101件） 平成27年：ストーカー21,968件（男性2,341件、女性19,627件） DV63,141件（男性7,557件、女性55,584件） 平成28年：ストーカー22,737件（男性2,557件、女性20,180件） DV69,908件（男性10,496件、女性59,412件） 平成29年：ストーカー23,079件（男性2,698件、女性20,381件） DV72,455件（男性12,440件、女性60,015件） 平成30年：ストーカー21,556件（男性2,607件、女性18,949件） DV77,482件（男性15,964件、女性61,518件）

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	関連する問題への対応
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	交際相手からの暴力への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		①交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・「いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について(依頼)」(通知)を発出し、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、被害を予防する観点から入学ガイダンスなどの機会に十分に注意喚起等の指導を行うことを関係機関に要請した。 ・暴力行為等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置を推進している。 ・内閣府が主催する「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」について、文科省より各教育委員会や、大学等へ周知を依頼している。その際、教職員のみならず、学生に対しても参加を促すよう依頼している。
(3)	取組結果に対する評価		・平成31(2019)年度までに、原則としてSCを全公立小中学校へ配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全公立小中学校への配置に必要な経費を計上した。 ・若年者における女性に対する暴力の予防啓発について研修を受講する者を増加させることで、暴力の予防啓発につながっているものと考える。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・各自治体におけるスクールカウンセラーの配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。 ・研修参加について次年度以降も周知を徹底する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		<SCによる対応実績のある学校数> (H30速報値) ・小中学校: 23,164校 ・高等学校: 2,398校 (出典)文部科学省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	ストーカー事案への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の改正(平成25年10月全面施行)により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことを始めとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、ストーカー行為を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットの作成・配布のほか、各種媒体を活用した広報啓発を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、ストーカー行為を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布して社会意識を喚起したことにより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、広報啓発活動を実施し、国民の意識啓発と協力の確保に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	ストーカー事案への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の改正(平成25年10月全面施行)により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことを始めとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。 ② 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。 ③ ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化し、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		① 被害者等の安全の確保を最優先に配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等を推進している。また、リーフレット等の作成等を通じ、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供している。 ② 警視庁及び道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署の指導、・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を統合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等を推進している。 ③ 被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者支援における婦人相談所、法テラス等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。

(3)	取組結果に対する評価	①②③ 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数や検挙件数は、継続して増加しているところ、この種事案に対する社会的な関心が高まり、被害者等から積極的に相談や届出がなされたことや、各都道府県警察が積極的な事案対応に努めていることが背景にあるものと考えている。
(4)	今後の方向性、検討課題等	①②③ 引き続き、被害者等からの相談に適切に対応するとともに、関係機関・団体、学校、職場等と連携した広報啓発を推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	ストーカー事案への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の改正(平成25年10月全面施行)により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことを始めとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		検察職員は、会議や研修の機会などを通じて、改正法の知識をアップデートするとともに、具体的な事件で被害者と接した際などには、被害者支援関係機関等の紹介をしたり、犯罪被害者の支援制度などをまとめた「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを配布するなどの対応を行い、被害者支援、保護の啓発等を行っている。 女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、人権擁護委員や法務局職員が、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害、リベンジポルノ等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じる。 人権相談では、婦人相談所の紹介や、リベンジポルノ等のインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。
(3)	取組結果に対する評価		刑事局における取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。 平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事局においては引き続き、同様の施策を実施する。 法務省の人権擁護機関においては引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に設置している「女性の人権ホットライン」及びインターネット人権相談受付窓口等をおして女性の人権問題に関する相談に応じるとともに、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵犯事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数：10,343件(平成30年) ・女性の人権ホットライン相談件数：19,151件(平成30年)
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	ストーカー事案への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の改正(平成25年10月全面施行)により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことを始めとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所においては、ストーカー被害者についても、従来から一時保護を含め、支援の対象として相談、保護等を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所では、平成29年度にストーカー被害女性(62名)を含め、4,172名の一時保護を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、婦人相談所ガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額 914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。 ②緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、配偶者暴力相談支援センター、等を対象とした研修事業を行っている。 ・平成29年にストーカーの被害者支援に関する対応に関する留意事項を配偶者暴力相談支援センター等女性に対する暴力被害者の支援を行う機関に共有し、ストーカー被害者等への支援体制の充実を図った。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。 ・ストーカー被害者支援のための留意事項を地方公共団体にも広く共有することにより、各種相談窓口におけるストーカー被害者等からの相談対応に活用され、地方公共団体における相談体制の整備が促進された。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・引き続き、「ストーカー総合対策」に基づき、被害者への支援を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		《参考データ》 【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。 ② 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		① 被害者支援における婦人相談所、法テラス等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。 ② 平成27年度から、緊急・一次的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担している。
(3)	取組結果に対する評価		① 関係機関と連携し、被害者の支援を的確に行った。 ② 警察庁において、被害者等の安全を確保するための一次避難に係る経費の一部を都道府県警察に補助している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① 引き続き、関係機関と連携し、被害者の支援を的確に行う。 ② 引き続き、被害者等の安全確保のための取組を促進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。 ② 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		全国の地方検察庁に配置された「被害者支援員」が、それぞれの被害者がおかれた状況やそのニーズを踏まえ、被害者支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどして連携した支援活動を行っている。 また、検察官、検察事務官においても、具体的な事件で被害者と接した際などには、前同様に関係機関等を紹介したり、その経験を会議等で共有するなどしている。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、ストーカー事案の被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきストーカー等の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員的能力向上に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		刑事局における取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事局では、引き続き、同様の施策を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。
(2)	主な施策の取組状況		ストーカー被害等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		平成31(2019)年度までに、原則としてSCを全公立小中学校へ配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全公立小中学校への配置に必要な経費を計上した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		各自治体におけるスクールカウンセラーの配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		SCの配置状況について (H30速報値) ・小中学校：23,164校 ・高等学校：2,398校 (出典)文部科学省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。 ② 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・婦人相談所の指導員向け研修において、ストーカー規制法に基づく婦人相談所の対応について周知を行っている。 ・婦人相談所においては、ストーカー被害者についても、従来から一時保護を含め、支援の対象として相談、保護等を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所では、平成29年度にストーカー被害女性(62名)を含め、4,172名の一時保護を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、研修会や婦人相談所ガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額 914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		②緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		地方公共団体が、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援や民間の自主的な組織活動の支援を実施するための経費について、普通交付税や特別交付税による地方財政措置を講じている。
(3)	取組結果に対する評価		—
(4)	今後の方向性、検討課題等		—
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		配偶者等からの暴力の被害者を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いや公営住宅の目的外使用について、事業主体あて発出した通知(技術的助言)を、会議等で周知を図った。
(3)	取組結果に対する評価		・事業主体あて通知(技術的助言)を発出することにより、事業主体の判断に基づく被害者の居住の安定確保が可能となった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き会議等の場において、事業主体に対し更なる周知を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		■公営住宅におけるDV被害者の優先入居実施状況及び目的外使用の実績(平成30年12月1日現在) ・優先入居 : 594戸 ・目的外使用 : 45戸 ■公営住宅における犯罪被害者の優先入居状況及び目的外使用の実績(平成30年12月1日現在) ・優先入居 : 48戸 ・目的外使用 : 14戸

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者情報の保護の徹底
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。 ②被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所を知られることがないように十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、配偶者暴力相談支援センター、等を対象とした研修事業を行っている。 ・「配偶者からの暴力相談の手引き」(平成26年3月改訂)、相談対応の取組好事例を配偶者暴力相談支援センターに配布し、被害者情報の保護及び被害者の安全確保を促進している。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。 ・「配偶者からの暴力相談の手引き」(平成26年3月改訂)、相談対応の取組好事例を配偶者暴力相談支援センターに配布し、被害者情報の保護及び被害者の安全確保を促進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査(平成30年度)】 ＜参考指標＞ ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性:2,405件、女性:112,076件、 男女合計:114,481件
(6)	参考データ、関連政策評価等		《参考データ》 【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者情報の保護の徹底
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。 ② 被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所を知られることがないように十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		① ・配偶者等からの暴力事案等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置等について、的確に対応している。 ・警察庁では、通達(「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」(平成31年3月25日付け))の発出等により、被害者等の個人情報の取扱いについて十分な配慮をするよう指示している。 ② 非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進する。
(3)	取組結果に対する評価		① ・警察署等において、支援措置実施機関から送付された支援措置申出書等を受領した場合には、申出者が各支援措置の対象者としての要件を満たしていること、及び、該当申出者の事案に係る加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、制度を不当に利用するおそれがあると認められることについての意見を付し、支援措置実施機関に対し速やかに返送している。 ・被害者等の個人情報の取扱いについて十分な配慮をするよう指示した。 ② リーフレット等の作成等を通じ、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① ・引き続き、関係機関・団体と連携した被害者情報保護の徹底を図る。 ・引き続き、被害者等の個人情報の取扱いについて十分な配慮をするよう指示していく。 ② 引き続き、学校等と連携した広報啓発を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者情報の保護の徹底
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		市町村の住民基本台帳事務においては、DV等(ストーカーを含む。)の加害者が、住民票の写しの交付等制度を不当に利用して、支援対象者の住所を探索することを防止するため、支援対象者が住所地市町村等に申し出ることにより、自己の住民票の写し等の交付等が制限される措置を、平成16年7月から実施している。具体的には、DV等支援措置に係る事務について、住民基本台帳事務処理要領で全国統一的な取扱いを全市町村に示しているほか、関係通知を発出し、制度の適切な運用を促している。
(3)	取組結果に対する評価		平成30年12月1日時点におけるDV等支援措置対象者数は、全国で約13万人となっていることから、制度の認知及び支援対象者の情報保護に一定の成果を上げてきたものと認識している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後とも、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置が適正に実施されるよう、各市町村の住民基本台帳担当部局に対して助言等していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		【参考データ】 支援措置対象者数(平成30年12月1日時点) 126,696人 (出典)総務省:DV等支援措置対象者数に関する調査

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者情報の保護の徹底
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第54号)により、証人等特定事項の秘匿決定(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第290条の3)、証人等の氏名・住居の開示に係る措置(同法第299条の4)、同一構内以外のビデオリンク方式による証人尋問(同法第157条の6第2項第3号)等が導入されたことなどから、検察当局においては、被害者等の意向を踏まえて、被害者特定事項及び証人等特定事項の秘匿(同法第290条の2及び3)等について裁判所に申立てをするなどしている。
(3)	取組結果に対する評価		被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者等の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、いずれも適切に運用されるよう努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		ストーカー事案の被害者等に限るものではないが、平成29年には、被害者特定事項の秘匿の決定がなされた被害者等が3,351人いた(最高裁判所事務総局の資料による)。 ※男女別の数値を把握していない。
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者情報の保護の徹底
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。 ② 被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所を知られることがないよう十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所においては、ストーカー被害者についても、従来から一時保護を含め、支援の対象として相談、保護等を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所では、平成29年度にストーカー被害女性(62名)を含め、4,172名の一時保護を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、婦人相談所ガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額 914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者情報の保護の徹底
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」及び軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」については、毎年実施している全国担当課長会議や、業務担当者への研修において運輸支局等(又は軽自動車検査協会)に対して、犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等の指導はもちろんのこと、地元の警察署等、DV等に係る相談窓口(以下、単に「相談窓口」と)との連携が重要である旨を伝えている。 相談窓口から本施策の周知がされることにより、より広く犯罪被害者等に対して、本施策の手続きの周知が図られる。
(3)	取組結果に対する評価		職員への定期的な周知活動に取り組んだ結果、運輸支局等(又は軽自動車検査協会)における犯罪被害者等に係る情報管理の徹底が図られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、担当課長会議や、業務担当者への研修等の機会を通じて運輸支局等(又は軽自動車検査協会)での犯罪被害者等に係る情報管理の徹底等の指導を図るとともに、地元の警察署等、DV等に係る相談窓口との連携を継続することにより、さらなる本施策の手続きの浸透を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		該当無し
(6)	参考データ、関連政策評価等		なし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	被害者情報の保護の徹底
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所を知られることがないように十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		性犯罪被害者等の個人情報の管理に関し、関係府省庁において統一的に取り組むべき事項につき、関係府省庁申合せがなされたことを受けて、関係機関に事務連絡を発出し、その趣旨を周知した。
(3)	取組結果に対する評価		—
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、周知に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	予防啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		①ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修の実施している。また、平成30年度に、若年層における女性に対する暴力の予防啓発教材『人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～』(平成22年3月作成)を改訂し、研修参加者に提供した。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」で実施した研修終了後の参加者アンケートによると、研修について「満足した」と答えた参加者の割合は98.8%であり、高い評価を得た。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修に参加したものが、研修終了後に各所属先において、研修で習得した知識等を活かした予防啓発活動を展開できるよう、研修内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		【若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修アンケート結果】 ・研修参加者の満足度 95.7%(H28)、99.0%(H29)、98.8%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	予防啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座(e-ネットキャラバン)を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。この中で、ネット上の誘い出し等に関する予防策等を啓発。 * 実施件数: 2018年度2,529件、2006年度～2018年度の累計で19,923件 * 実施主体: 一般財団法人マルチメディア振興センター
(3)	取組結果に対する評価		青少年がスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増えており、学校等におけるインターネットの安心・安全な利用に係る啓発講座等のニーズが増えている中、情報通信分野の企業等と学校等をつなぐ取組は、有効かつ効果的であるとする。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、関係者と連携しながら、e-ネットキャラバンに係る取組を実施する必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	予防啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・内閣府が主催する「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」について、文科省より各教育委員会や、大学等へ周知を依頼している。その際、教職員のみならず、学生に対しても参加を促すよう依頼している。 ・情報モラル教育を推進する事業において、児童生徒向け情報モラル啓発リーフレットの作成・配布や教員向けのセミナーを開催し、教育関係者等の理解の促進を行った。
(3)	取組結果に対する評価		・教育関係者に対し、若年層を対象とした指導について理解増進に資するものであったと考える。 ・児童生徒が犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、情報モラル指導資料の改善・充実や児童生徒向けリーフレットの作成・配布等により、学校段階、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の推進に資するものであったと考える。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、研修へのより積極的な参加を促していく。 ・学習指導要領(平成29・30年告示)で学習の基盤となる資質・能力に位置付けられた情報活用能力(情報モラルを含む)の育成の在り方について周知・徹底を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	予防啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進する。
(3)	取組結果に対する評価		リーフレット等の作成等を通じ、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、関係機関・団体、学校、職場等と連携した広報啓発のための取組を推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	予防啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関においては、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		法務省の人権擁護機関においては、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとはいえず、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性の人権を守るため、引き続き、法務省の人権擁護機関において、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	広報啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。 ② ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する
(2)	主な施策の取組状況		① 非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進する。 ② リーフレット等の作成等を通じ、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供している。
(3)	取組結果に対する評価		① リーフレット等の作成等を通じ、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供している。 ② ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		① 引き続き、学校等と連携した広報啓発を推進する。 ② 引き続き、関係機関・団体と連携した広報啓発を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	広報啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		②ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、ストーカー行為を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットの作成・配布のほか、各種媒体を活用した広報啓発を推進している。 ・内閣府ホームページにおいて、ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対応の流れ等につき、専用のページを設けて周知している。
(3)	取組結果に対する評価		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、ストーカー行為を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。 ・ホームページにストーカー被害者支援関連情報を掲載することにより、ストーカー事案に係る相談窓口等につき、多くの国民に周知を図ることができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、広報啓発活動を実施し、国民の意識啓発と協力の確保に努める。 ・ホームページ上の被害者支援情報を適宜更新し、引き続きストーカー事案に係る相談窓口等につき、広く国民に周知を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	広報啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		② ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		検察職員は、具体的な事件において、被害者に対し、被害者支援関係機関等の紹介をしたり、犯罪被害者の支援制度などをまとめた「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを配布するなどの対応を行い、被害者支援、保護の啓発等を行っている。 法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、同期間中は、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土曜日及び日曜日も電話相談に応じている。さらに、これらに関するポスターを地方自治体等の関係機関に配布し、相談窓口の周知広報を行っている。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに関係機関等との連携強化に努めているほか、上記各業務について、同センターウェブサイトへの掲載、各種広報資料の作成・配布等を行っており、これらを通じた広報啓発に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		刑事局における取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。 平成30年における女性を被害者とする人権相談件数は10,343件、「女性の人権ホットライン」を端緒とする人権相談の受理件数は19,151件であり、女性がより相談しやすい体制の確立に、一定の効果を収めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事局では引き続き、同様の施策を実施する。 法務省の人権擁護機関では引き続き、ポスター等を利用して「女性の人権ホットライン」の周知広報を行っていく。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数:10,343件(平成30年) ・女性の人権ホットライン相談件数:19,151件(平成30年)
(6)	参考データ、関連 政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発活動等の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	広報啓発の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		② ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・ストーカー被害の相談窓口として、各婦人相談所の連絡先一覧を厚生労働省HPに掲載し、周知図っている。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所では、平成29年度にストーカー被害女性(62名)を含め、4,172名の一時保護を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、相談窓口の周知を行うとともに、婦人相談所ガイドライン等も踏まえ、適切な支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額 914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	オ	加害者更生に係る取組の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・平成30年度「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」において、カナダ及びオーストラリアの先駆的な取組がある州について、関係機関の連携に基づく加害者対応の取組について調査を実施した。 ・令和元年度「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究事業」では、地域社会内での加害者更生プログラム促進に向け、地方公共団体及び加害者更生プログラム実施団体に対してヒアリングを実施し、関係機関の連携体制に関する課題を整理するとともに、海外の先駆的な取組を調査することで連携体制構築や情報共有のルール化について調査を実施している。また、本事業検討会にはオブザーバーとして法務省や警察庁といった関係省庁及び地方公共団体(3団体)が出席し、意見交換を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・海外の調査からは、個別の事案における加害者の危険性について、支援関係機関が共通認識を持ち連携して的確な支援が行えるよう、州政府が情報共有に係る法律やガイドラインを整備するとともに、被害者支援機関及び加害者対応機関で実施されたリスクアセスメントの結果やデータ等を迅速に更新、集約するシステムを導入しており、その情報をもとに支援方針の決定が行われていることが明らかになった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、海外の調査を実施しているところ、これらの先行事例を参考に、関係機関が適切に連携を図るための体制構築及び連携に基づく加害者更生プログラム実施に向けた検討を行っていく。また、そのためには関係省庁や地方公共団体にも積極的に参加を呼びかけ、意見交換をしながら検討を行っていく予定。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	オ	加害者更生に係る取組の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		警察官が地域精神科医等に加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		ストーカー加害者に対しては、その者が抱えている問題にも着目し、関係機関と連携しつつ、その更生に向けた取組を推進している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、加害者更生に係る取組を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	3	ストーカー事案への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	オ	加害者更生に係る取組の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		矯正局においては、ストーカー加害者が抱える問題等についてのアセスメントや、効果的な指導方策等について調査研究を行っている。 保護観察所においては、警察と連携し、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対して、必要な指導及び支援を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		矯正局においては、ストーカー事犯者に関する基礎的な研究を行い、その実態や海外における知見等について調査した。 保護観察所における、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者への指導及び支援は適切に行われている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		矯正局においては、研究・調査の結果を踏まえ、適切なアセスメントや効果的なトリートメントについて検討を進める。 保護観察所においては、今後も警察との連携の強化を図り、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者への指導及び支援が行われるよう努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係諸規定の厳正な運用と適正捜査の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪への対処のため、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。
(2)	主な施策の取組状況		平成29年6月に成立し、同年7月に施行された刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)において、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの罰則の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除するなど、所要の法改正を行った。
(3)	取組結果に対する評価		前記改正後の刑法の施行状況について調査を行っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		前記改正法の附則に検討条項が設けられたことを踏まえ、前記施行状況の調査を含め、引き続き、必要な実態調査を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について							
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶				
	②施策	4	性犯罪への対策の推進				
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等				
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係諸規定の厳正な運用と適正捜査の推進				
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪への対処のため、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講じる。				
(2)	主な施策の取組状況		警察では、平成28年から平成30年までの間に、強制性交等罪を3,187件、強制わいせつ罪を12,815件検挙したほか、平成29年の刑法一部改正により新設された監護者性交等罪及び監護者わいせつ罪についても、平成30年までにそれぞれ73件及び75件検挙するなど、関連諸規定の厳正な運用に努めた。				
(3)	取組結果に対する評価		警察では、改正刑法を含む関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な捜査に努めた。				
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、性犯罪に対して適正かつ強力な捜査を推進する。				
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値						
(6)	参考データ、関連政策評価等	強制性交等検挙件数					
		年次	H26	H27	H28	H29	H30
		人数	1,100	1,114	970	1,027	1,190
		強制わいせつ検挙件数					
		年次	H26	H27	H28	H29	H30
		人数	4,300	4,129	4,207	4,320	4,288
		監護者性交等検挙件数		監護者わいせつ検挙件数			
		年次	H29	H30	年次	H29	H30
		人数	13	60	人数	12	63

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	性犯罪捜査体制の整備・充実
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、検察において専門的知識や理解を更に深める。
(2)	主な施策の取組状況		検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援に関する講義を実施している。 取り分け、平成29年6月に成立し、同年7月に施行された刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）を踏まえ、会議や研修等の機会を通じて改正法の知識をアップデートするとともに、供述弱者の特性を踏まえた聴取方法の講義を実施するなど、性犯罪捜査態勢の拡充を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、検察職員に対し、会議や研修等の機会を通じて、女性を含む被害者の立場を理解し、適切な対応がとることができるよう、より一層の知識、経験の涵養を図り、性犯罪捜査態勢の充実を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について								
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶					
	②施策	4	性犯罪への対策の推進					
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等					
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	性犯罪捜査体制の整備・充実					
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、性犯罪捜査担当係への女性警察官配置を推進するなど捜査体制の充実を図る。					
(2)	主な施策の取組状況		警察では、性犯罪捜査に精通した捜査幹部・捜査員を育成するための研修を実施しているほか、平成31年4月までに全国で9,174人の女性警察官・職員を性犯罪指定捜査員等として指定し、被害者が安心して事情聴取に応じられる体制を構築するなど、捜査体制の整備・拡充を図っている。					
(3)	取組結果に対する評価		性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、平成31年4月までに性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数は、第四次男女共同参画基本計画を策定した平成27年と比較して1,669人増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。					
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、継続的に研修を実施し、性犯罪指定捜査員等の育成と体制の拡充を図る。					
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数：9,174人（平成31年4月1日時点）					
(6)	参考データ、関連政策評価等		性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数（各年4月1日時点）					
			年次	H27	H28	H29	H30	H31
			人数	7,505	7,974	8,557	8,859	9,174

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について								
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶					
	②施策	4	性犯罪への対策の推進					
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等					
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	性犯罪の潜在化防止に向けた取組					
	⑤具体的な取組 (内容)		①「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。					
(2)	主な施策の取組状況		警察では、性犯罪被害にあった女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのため、性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」等の性犯罪相談電話を全国の都道府県警察に設置しているほか、被害者の希望する性別の警察官による事情聴取体制の拡充を行っている。また、平成29年8月から、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を導入した。 さらに、性犯罪捜査に精通した捜査幹部・捜査員を育成するための研修を実施しているほか、平成31年4月までに全国で9,174人の女性警察官・職員を性犯罪指定捜査員等として指定し、被害者が安心して事情聴取に応じられる体制を構築している。					
(3)	取組結果に対する評価		各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通番号「#8103」を導入したことで、性犯罪被害にあった女性がより警察に相談しやすい環境づくりを推進した。 性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、平成31年4月までに性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数は、第四次男女共同参画基本計画を策定した平成27年と比較して1,669人増加しており、被害者に対する事情聴取体制等を拡充させた。					
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、「#8103」の運用を通じて相談窓口の認知度の向上を図るとともに、継続的な研修等を通じて性犯罪指定捜査員等の育成と体制の拡充を図るなど、性犯罪被害にあった女性が安心して警察に届出のできる環境づくり等を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。					
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数:9,174人(平成31年4月1日時点)					
(6)	参考データ、関連政策評価等		性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数(各年4月1日時点)					
			年次	H27	H28	H29	H30	H31
			人数	7,505	7,974	8,557	8,859	9,174

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	精神面の被害への適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪等の被害者は、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。
(2)	主な施策の取組状況		検察当局においては、性犯罪の被害者から事情聴取を行うに当たっては、事案の内容や被害者の希望等に応じ、女性の検察官が事情聴取を行うなどの措置を含め、呼出方法、事情聴取の時間・場所・方法等についてきめ細かい配慮を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者等の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、適切に運用されるよう努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	精神面の被害への適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪等の被害者は、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・警察において、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害者支援や被害者カウンセリング技術など、個別の犯罪被害者支援に関する教育、研修の機会を設けている。 ・犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者・遺族等による講演会や支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と造詣が深い警察官や部外有識者による講演会の実施、犯罪被害者支援担当者による体験記の配布などを実施している。 ・警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育の充実を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		上記施策の推進により、個別具体事案ごとの性犯罪を含む犯罪被害者の心情に配慮した対応がなされている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き犯罪被害者支援に関する各種研修を実施していくとともに、捜査関係者を含む警察官が適切に犯罪被害者に対応することができるよう教育の充実を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連政策評価等	警察庁実績評価書 ・業績目標(犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実)を達成するために行った施策の1つに「研修(被害者支援専科及び被害者カウンセリング技術専科)の実施」が掲げられている。 警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数:3,681件(平成30年度)
-----	---------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	各種性犯罪への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 痴漢犯罪、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		鉄道事業者において、通勤時間帯を中心に車内放送、テロップ、ポスター掲示、警察と連携したイベント等により、鉄道利用者に対する痴漢防止対策の広報・啓発活動を実施。
(3)	取組結果に対する評価		首都圏エリア、京阪神エリア等、各エリアの関係事業者が連携して、痴漢防止のキャンペーン期間(毎年6月～10月の1ヶ月程度)を設け、集中的に周知・啓発を図る取組を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、広報・啓発活動に取組、痴漢防止対策を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	各種性犯罪への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 痴漢犯罪、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、警乗、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を実施している。また、痴漢の被害者から相談を受理した場合は、被害者に同行して身辺の警戒を行うなどしている。 ・電車内における痴漢事犯は、被害者に深刻な被害を生ずる悪質な犯罪行為であり、検挙対策を講じることはもとより、痴漢撲滅の社会的機運の醸成するため、抑止対策として鉄道事業者等と連携した効果的な広報、啓発活動を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		・鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、警乗、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を実施した。また、痴漢の被害者から相談を受理した場合は、被害者に同行して身辺の警戒を行うなど適正に対処した。 ・電車内の痴漢の発生実態や予防効果の期待できる時期に合わせて鉄道事業者等と協働した広報啓発活動を実施することにより、被害者となる女性の警戒心を高めるとともに、電車内の痴漢撲滅の社会的機運の醸成を図った。 ・鉄道事業者に対する働きかけとして、駅構内等の警戒の他、痴漢事犯撲滅・被害防止を啓発するポスターの掲示や電車内アナウンスの実施、駅構内や電車内に対する防犯カメラ設置を促進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携し、警戒警備を実施するほか、痴漢の被害者から相談を受理した場合は、被害者に同行して身辺の警戒を行うなど適正に対処する。 ・鉄道事業者等との連携を継続し、痴漢撲滅に向けた広報等の啓発活動を推進していく必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連政策評価等	警察庁と4都県警察（警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察）及び関東エリアの鉄道事業者と連携して痴漢撲滅キャンペーンを毎年実施している（平成28年度～令和元年度は6月に実施）。 また、各都道府県警察において、鉄道事業者等と連携した痴漢撲滅を目的とした各種広報活動に取り組んでいる。
-----	---------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	各種性犯罪への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		② ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。
(2)	主な施策の取組状況		各種性犯罪の厳正な取締りに努め、平成28年から平成30年までの間に、強制性交等罪を3,187件、強制わいせつ罪を12,815件検挙した。
(3)	取組結果に対する評価		警察では、被害者等の生命・身体の安全確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の必要な措置を講じた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等の生命・身体の安全確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の必要な措置を講じる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	性犯罪への厳正な対処等
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	各種性犯罪への対応
	⑤具体的な取組 (内容)		教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。
(2)	主な施策の取組状況		・児童生徒に対するわいせつ行為等は、教員として絶対に許されないことであり、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど厳正な懲戒処分を行うよう各任命権者に指導している。 ・これまでも、各教育委員会に対して、「児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないものであることから、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」について再三にわたり指導を行ってきたところであるが、平成29年度のわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教育職員は、過去最多となった平成28年度と同水準であった。 引き続き、非違行為が発生した場合は厳正に対応するよう指導の徹底を図る。 ・地方公共団体におけるセクシュアルハラスメント対策について周知し、各教育委員会において、その実情に応じ、必要な措置を講ずるよう依頼した。 ・独立行政法人教職員支援機構が実施する教職員等中央研修において、学校におけるわいせつ行為等の未然防止及び事案発生後の対応の在り方について学ぶ演習を実施した。 ・第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、各大学の教務担当者が集まる会議等において、ハラスメント防止のための取組の推進について資料配布・説明により促進している。 ・また、大学生等の就職活動中のセクシュアルハラスメントについては、大学等及び企業を対象とした就職・採用活動に関する調査を実施し、実態を把握した上で、大学の学生支援担当者等が集まる会議等を通じた周知・啓発に取り組んでいる。 ・スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、スポーツ団体において選手及び指導者等に対してコンプライアンス教育を実施することを求めている。 ・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成において、セクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に関する内容を盛り込んだカリキュラムを実施している。

(3)	取組結果に対する評価	・文部科学省としては、これまでも、各教育委員会に対して、「児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないものであることから、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」について再三にわたり指導を行ってきたところであるが、平成29年度のわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教育職員は、過去最多となった平成28年度と同水準であった。 引き続き、非違行為が発生した場合は厳正に対応するよう指導の徹底を図る。 ・平成30年度において、約1300人の受講者に対して学校におけるわいせつ行為等の未然防止及び事案発生後の対応の在り方について学ぶ演習を行い、学校管理職としての資質向上に資するものになっている。 ・平成28年度において、 - 一セクシュアルハラスメント等防止の取組を実施している大学 100.0% - 一学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している大学 100.0% となっており、各大学においてハラスメント等の防止の取組が実施されているものと評価できる。 ・大学生等の就職活動中のセクシュアルハラスメントについて、大学等及び企業に対する調査を通じて、就職・採用活動の実態を把握し、その結果を含めて大学の学生支援担当者等に情報提供をすることで、就職活動中の学生に対するセクシュアル・ハラスメントを防止する取組を進めている。 ・スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、各団体においてコンプライアンス教育の実施を求めるほか、指導者養成の過程においてセクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に関する内容を盛り込んだカリキュラムを実施することで未然に発生を防止することが期待される。
(4)	今後の方向性、検討課題等	・児童生徒に対するわいせつ行為等は、教員として絶対に許されないことであり、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど厳正な懲戒処分を行うよう今後とも引き続き各任命権者に指導していく。 ・引き続き、独立行政法人教職員支援機構が実施する教職員等中央研修において、学校におけるわいせつ行為等の未然防止及び事案発生後の対応の在り方について学ぶ演習を実施する。 ・引き続き、各種会議で周知を図るなど、各大学におけるハラスメント防止に向けた取組を促していく。 ・引き続き、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント実態の把握に努め、関係省庁と連携し、大学等に対する周知・啓発に取り組む。 ・スポーツ団体ガバナンスコードの遵守に向けて必要な支援を行う。 ・引き続き、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成において、セクシュアルハラスメントや性犯罪の防止に関する内容を盛り込んだカリキュラムを実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連政策評価等	・わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教育職員 210名（平成29年度） 226名（平成28年度） （出典）文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」 ・セクシュアルハラスメント等防止の取組を実施している大学 100.0% ・学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している大学 100.0% （平成28年度実績・文部科学省調べ）。 ・SCの配置状況について（H30速報値） ・小中学校：23,164校 ・高等学校：2,398校 （出典）文部科学省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	ワンストップ支援センターの設置促進
	⑤具体的な取組 (内容)		①性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、「支援センター」という。）の早期設置及び運営の安定化を図ることを目的として、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設し、各地方公共団体の実情に応じた取組の充実を図っている。また、ワンストップ支援センターがメディア等に取り上げられることで、国民に広く認知される機会をつくった。 ・平成30年度「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」において、地方公共団体及びワンストップ支援センターに対する関係諸機関の連携状況についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を対象とした相談員及び主管部局における行政職員向けに研修事業を実施した。平成28年度以降、相談員研修は全国3カ所にて開催している。 ・令和元年度「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査事業」において、性虐待被害者に対して関係部局と民間支援団体等が連携して対応した好事例を収集しているところ。今後、事例集としてとりまとめ、関係部局と民間支援団体等に共有することで、更なる連携の促進を図る。
(3)	取組結果に対する評価		・第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、支援センターの設置促進が掲げられ、行政が関与するセンター設置数を平成32年までに各都道府県に最低1か所とする成果目標が設定されているところ、平成30年度中に全都道府県へセンターが設置され、前倒しでその目標を達成した。 ・アンケート調査及びヒアリング調査により、関係機関の連携にあたっては、被害者情報の共有範囲や方法等に課題があること、とりわけ教育機関との連携構築に課題があることが明らかになった。また、本調査結果をワンストップ支援センター主管部局における行政職員向け研修において報告することで、現状や課題等についての情報共有と共通認識を持つことができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・支援センターの各都道府県への設置が実現されたことを踏まえ、その安定化及び質の向上を図るため、地域社会における社会資源の有効利活用や関係機関・団体による連携の下、24時間対応化や拠点となる病院の整備促進、専門性を高めるなどの人材の育成や確保を含め、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実を図っていく。 ・支援センターの共通ダイヤル化を実施するとともに、メール・SNSを活用した相談を行う。 ・引き続き、地方公共団体の連携体制・支援体制に応じた様々な取組を実証的に調査研究することにより、取組ごとの課題や留意点が明らかになるとともに、これを他の地方公共団体にも周知することで、各地域における性暴力被害者支援の推進に繋げていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> ・行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 各都道府県に最低1か所（平成32年） <最新値> ・行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 各都道府県に最低1か所（平成30年10月に前倒しで達成）

(6)	参考データ、関連 政策評価等	【性犯罪・性暴力被害者支援交付金の予算額、交付件数、精算額】 ・平成29年度:163百万円(37件)→精算額137百万円 ・平成30年度:186百万円(44件)→精算額169百万円 ・令和元年度:209百万円(46件)
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	ワンストップ支援センターの設置促進
	⑤具体的な取組 (内容)		①性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		警察庁においては、関係府省庁、地方公共団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等に対し、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を通じてワンストップ支援センターの開設状況や効果的な広報啓発活動について情報提供を行うなどにより、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、性犯罪者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請している。
(3)	取組結果に対する評価		「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を通じてワンストップ支援センターの開設状況等を情報提供している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等により情報提供を行うなどして、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、性犯罪者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	ワンストップ支援センターの設置促進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所において、性犯罪・性暴力被害者からの相談・保護を実施し、必要に応じてワンストップ支援センターへつなぐ等の連携を図る。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所の来所による相談のうち、性暴力被害・性犯罪被害を受けた人員918名。一時保護は293名。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、婦人相談所とワンストップ支援センターの連携を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額 914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	ワンストップ支援センターの設置促進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」においても、 ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】 エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】 とされていることから、 平成28年4月1日に第3次犯罪被害者等基本計画の実施に向け、ワンストップ支援センターの開設等に協力可能な医療機関の情報収集等及び、医療機能情報報告制度を活用したワンストップ支援センターの設置に関する住民への情報提供を各都道府県等に依頼している。また、毎年開催している全国医政関係主管課長会議において、ワンストップ支援センターに係る状況を報告するとともに、ワンストップ支援センターの設置促進、機能充実に向けた協力をお願いしている。
(3)	取組結果に対する評価		厚生労働省としては、こうした取組により、引き続きワンストップ支援センターについての啓発や情報提供等に努めたい。
(4)	今後の方向性、検討課題等		内閣府等関係機関と協力し、現在の状況等の把握に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	女性警察官等による支援
	⑤具体的な取組 (内容)		① 指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置された女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・犯罪被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となるところ、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、犯罪被害者の付添い、ヒアリング、説明等の事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を、各都道府県警察が導入している。
(3)	取組結果に対する評価		上記施策により指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等の送迎、困りごとの相談等その要望に応じた適切な支援活動を行っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		犯罪被害者の要望に応じた適切な支援活動を行うため、指定被害者支援要員制度を引き続き推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		全国の指定被害者支援要員の運用状況(平成30年12月末現在) ・要員数: 38,263人(うち女性7,667人) ・運用件数: 30,658件

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。 ② 被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		検察当局においては、性犯罪の被害者から事情聴取を行うに当たっては、事案の内容や被害者の希望等に応じ、女性の検察官が事情聴取を行うなどの措置を含め、呼出方法、事情聴取の時間・場所・方法等についてきめ細かい配慮を行っている。 検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援に関する講義を実施している。 具体的には、供述弱者の特性を踏まえた聴取方法の講義を実施したり、個々の事件においては、被害者の状況を踏まえて、心理カウンセラーなどの専門家に助言を求めるなどして、その経験を会議等で共有するなどしている。 保護局においては、刑事裁判及び少年審判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を対象とする研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者支援の実践的スキルを習得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にするよう努めている。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日から、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づきDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		検察当局においては、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者等の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。 保護局における取組により、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の犯罪被害者等に対する理解が深まっている。

(4)	今後の方向性、検討課題等	検察当局においては、引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、適切に運用されるよう努める。また、検察職員に対し、会議や研修等の機会を通じて、被害者の立場を理解させ、より一層適切な対応がとることができるようにする。 保護局においては、今後も同様の取組を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	性犯罪被害者等に限るものではないが、平成29年には、付添いの措置を利用した証人が78人、遮への措置を利用した証人が1,105人、ビデオリンクの措置を利用した証人が225人、被害者特定事項の秘匿の決定がなされた被害者等が3,351人いた(最高裁判所事務総局の資料による)。 ※男女別の数値を把握していない。
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。
(2)	主な施策の取組状況		海上保安庁においては、性犯罪等に係る女性被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		女性海上保安官の職員数は、第4次男女共同参画基本計画を策定後の平成28年と比べ約20%増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、女性海上保安官の職員数の確保に努め、もって被害女性に対する事情聴取体制等の拡充に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		女性海上保安官の職員数及び割合 ・平成28年 882人(6.5%) ・平成29年 917人(6.7%) ・平成30年 982人(7.0%) ・平成31/令和元年 1059人(7.5%) ※育児休業、病気休職の女性職員を含む

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶																		
	②施策	4	性犯罪への対策の推進																		
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等																		
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進																		
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。																		
(2)	主な施策の取組状況		・被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害者が安心して事情聴取等に応じられるよう、被害者の望む性別の警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。 ・性犯罪捜査に精通した捜査幹部・捜査員を育成するための研修を実施しているほか、平成31年4月までに全国で9,174人の女性警察官・職員を性犯罪指定捜査員等として指定し、被害者の心情に配慮した事情聴取等のための体制の整備・拡充を図っている。 ・警察庁では、必要な情報の共有を含む、関係機関との更なる連携強化に関する通達(「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について(通達)」(平成31年3月25日付け))の発出等により、都道府県警察における被害児童に配慮した聴取(代表者聴取)を実施している。																		
(3)	取組結果に対する評価		・性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、平成31年4月までに性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数は、第四次男女共同参画基本計画を策定した平成27年と比較して1,669人増加しており、被害者の心情に配慮した事情聴取等のための体制を拡充させた。 ・平成27年10月から、被害児童の負担軽減を図りつつ、その供述の信用性を確保するため、検察庁及び児童相談所と連携し、早期の情報共有や聴取方法についての検討・協力を行う取組を推進した。 ・上記の施策の推進により、被害者の心情に配慮した事情聴取等がなされている。																		
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、継続的な研修等を通じて性犯罪指定捜査員等の育成と体制の拡充を図るなど、性犯罪被害にあった女性が安心して事情聴取に応じられる環境づくりに努めるとともに、被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害者が安心して事情聴取等に応じられるよう、被害女性のニーズを十分考慮した対応に取り組む。 ・今後も、関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き代表者聴取を適切に実施する。																		
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		・性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数:9,174人 (平成31年4月1日時点) ・平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に、699件の代表者聴取が実施されている(平成30年4月1日以前は、省庁ごとで算定方法が若干異なっていたところ、警察庁において把握しているものは1,262件である。)																		
(6)	参考データ、関連政策評価等		<table><tr><th colspan="6">性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数(各年4月1日時点)</th></tr><tr><th>年次</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th></tr><tr><th>人数</th><td>7,505</td><td>7,974</td><td>8,557</td><td>8,859</td><td>9,174</td></tr></table>	性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数(各年4月1日時点)						年次	H27	H28	H29	H30	H31	人数	7,505	7,974	8,557	8,859	9,174
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数(各年4月1日時点)																					
年次	H27	H28	H29	H30	H31																
人数	7,505	7,974	8,557	8,859	9,174																

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		②被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を対象とした相談員及び主管部局における行政職員向けに研修事業を実施した。平成28年度以降、相談員研修は全国3カ所にて開催している。
(3)	取組結果に対する評価		・研修終了後のアンケート調査によると、研修に対する満足度及び研修内容の有用性について、いずれの年度も9割以上が好意的に受け止めている。 ・研修プログラムは、全体に対する講義と分科会におけるワークショップとから構成しており、性暴力に関する知識の習得だけでなく、ワークショップにおいて少人数でのロールプレイングやグループワークなど実践的に学べる場ともなっており、参加者の満足度や研修内容の有用性に対する好意的な反応につながっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・研修事業については、参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、ワンストップ支援センターにおける相談対応の質の向上に向けて、年度ごとに研修の内容を工夫する。 ・今年度は、新たに医療関係者向けにも研修を予定しているところ、性暴力被害者支援に携わる医師や看護師、ソーシャルワーカー、コーディネーター等広く医療関係者に対し、医療の場における被害者に対する不適切な対応を防止する観点も含め、性暴力被害者支援に対する理解と対応向上の促進を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		【性犯罪被害者支援体制整備促進事業研修アンケート結果】 ・研修参加者の満足度 【行政職員研修】 98.3%(H27)、97.3%(H28)、100%(H29)、100%(H30) 【相談員研修】 97.5%(H27)、94.8%(H28)、97.5%(H29)、96.1%(H30) ・研修内容の有用度 【行政職員研修】 95.8%(H27)、95.8%(H28)、100%(H29)、100%(H30) 【相談員研修】 95.7%(H27)、98.8%(H28)、100%(H29)、97.7%(H30)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4 性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ 被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(エ) 診断・治療等に関する支援の充実
	⑤具体的な取組 (内容)	① 医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入に係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。 ② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。
(2)	主な施策の取組状況	婦人保護施設において、性暴力被害・性犯罪被害者の中長期的な支援を実施。 平成29年度調査研究事業において、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究を実施。
(3)	取組結果に対する評価	・婦人保護施設の入所者のうち、性暴力被害・性犯罪被害を受けた人員183名(平成29年度)。 ・平成29年度調査研究事業において、婦人保護施設に入所者の性暴力被害の回復へ向けた取組が進むよう支援プログラムを作成した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、婦人保護施設において支援プログラムを活用した中長期支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	婦人保護事業費補助金(婦人保護施設に要する経費を補助) 令和元年度予算額 1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	診断・治療等に関する支援の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		②性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、「支援センター」という。）の早期設置及び運営の安定化を図ることを目的として、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設し、交付金の対象経費として、相談センターに相談をした被害者であって、やむを得ない事情により警察に相談することができなかった被害者に係る医療費等及びカウンセリング費用を定めている。
(3)	取組結果に対する評価		・交付金の創設当初より、30都府県において医療費公費負担に関して交付金が活用されていたが、令和元年度の交付決定額ベースでは、43都道府県に増加しており、被害者への支援の充実が図られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、交付金の交付対象として医療費及びカウンセリング費用の確保に努め、性犯罪・性暴力被害者への支援の充実を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> ・行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 各都道府県に最低1か所（平成32年） <参考指標> ・行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 各都道府県に最低1か所（平成30年10月に前倒しで達成）
(6)	参考データ、関連政策評価等		【性犯罪・性暴力被害者支援交付金において、医療費公費負担を活用している都道府県の数（交付決定額ベース）】 ・平成29年度：30都府県 ・平成30年度：41都府県 ・令和元年度：43都道府県

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	診断・治療等に関する支援の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、損害賠償命令制度の対象となる性犯罪の被害を受けた者が、経済的に余裕がないために民事法律扶助制度(弁護士費用の立替制度)を利用して弁護士等に委任している場合、弁護士等との打合せにカウンセラー等(医師、臨床心理士等)が同席する際の費用を立て替える支援を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		
(4)	今後の方向性、検討課題等		
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	診断・治療等に関する支援の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだカウンセラー等のカウンセリングを受けた際の費用を警察において支払う、カウンセリング費用の公費負担制度を運用している。また、性犯罪被害者に対し、その被害に係る緊急避妊等に要する経費を公費で支給している。
(3)	取組結果に対する評価		上記施策の推進により、平成30年7月までに、全国において上記カウンセリング費用の公費負担制度が整備されるなど、効果的な運用がなされている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き上記制度の効果的な運用を図るとともに、同制度の周知に取り組むよう都道府県警察を指導していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	診断・治療等に関する支援の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。
(2)	主な施策の取組状況		平成26年度から平成28年度にかけて、警察への被害の届出をちゅうちょしている被害者から医師等が証拠資料を採取するための性犯罪証拠採取キットを、14都道府県の医療機関に試行的に整備した。都道府県警察においては、知事部局との連携による性犯罪証拠採取キットの整備に係る予算の確保、整備先となる医療機関等のさらなる拡大等に係る取組を推進し、平成31年4月現在、34の都道府県の医療機関等において性犯罪証拠採取キットが整備された。
(3)	取組結果に対する評価		性犯罪証拠採取キットにつき試行整備の結果を踏まえて整備府県をさらに拡大するなど、被害者の負担を軽減するための取組を推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、産婦人科医師会等とのネットワークのさらなる充実強化を推進するとともに、医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備拡大に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	被害者等に関する情報の保護
	⑤具体的な取組 (内容)		① 被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第54号)により、証人等特定事項の秘匿決定(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第290条の3)、証人等の氏名・住居の開示に係る措置(同法第299条の4)、同一構内以外のビデオリンク方式による証人尋問(同法第157条の6第2項第3号)等が導入されたことなどから、検察当局においては、被害者等の意向を踏まえて、被害者特定事項及び証人等特定事項の秘匿(同法第290条の2及び3)等について裁判所に申立てをするなどしている。
(3)	取組結果に対する評価		被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者等の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、いずれも適切に運用されるよう努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		性犯罪被害者等に限るものではないが、平成29年には、付添いの措置を利用した証人が78人、遮へいの措置を利用した証人が1,105人、ビデオリンクの措置を利用した証人が225人、被害者特定事項の秘匿の決定がなされた被害者等が3,351人いた(最高裁判所事務総局の資料による)。 ※男女別の数値を把握していない。
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	被害者連絡等の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 捜査状況などの連絡をする警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供の円滑かつ適正な運用に努める。
(2)	主な施策の取組状況		警察庁では、通達(「被害者連絡実施要領の改正について」(平成29年7月12日付け))の発出等により被害者連絡制度の周知徹底を行うとともに、全国都道府県警察への業務指導等を通して制度の適正な運用に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		業務指導等を通して各都道府県警察における取組状況を把握し、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者等に対する支援・配慮に漏れがないよう制度の適正な運用に努めた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者連絡制度の適正な運用に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	被害者連絡等の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 捜査状況等の連絡をする警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供の円滑かつ適正な運用に努める。
(2)	主な施策の取組状況		平成11年4月から、検察庁において、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知する制度を全国統一の制度として実施している。平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等からの希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。さらに、平成26年4月から、処遇状況に関する通知事項として、加害者の受刑中の刑事施設における懲罰及び褒賞の状況、少年院在院中における賞、懲戒及び問題行動指導の状況を通知している。 平成13年10月から、犯罪被害者が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施している。警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放などに関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放等に関する情報を通報している。また、犯罪被害者等が希望する場合に、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行っている。 以上の取組を引き続き実施している。
(3)	取組結果に対する評価		上記情報提供は適切に行われており、取組結果は、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしているものと評価することができる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、同様の施策を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		検察庁における被害者等通知制度に基づく通知件数総数及び通知内容内訳の推移別添のとおり ※「その他」の欄の件数は、加害者の処遇状況や釈放等に関する事項の件数である。 ※男女別の数値を把握していない。

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

別添

検察庁における被害者等通知制度に基づく通知件数総数及び通知内容内訳の推移

	通知総数	事件の捜査処理	公判期日等	裁判結果	その他
26年	162,638	56,689	24,689	42,296	38,964
27年	159,589	54,497	22,719	42,566	39,807
28年	159,499	52,097	22,985	41,518	42,899
29年	157,221	53,728	21,685	39,517	42,291
30年	158,398	55,841	22,276	39,245	41,036

※「その他」の欄の件数は、加害者の処遇状況や釈放等に関する事項の件数である。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	被害者連絡等の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 捜査状況等の連絡をする警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、加害者の処遇状況等を通知する法務省の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供の円滑かつ適正な運用に努める。
(2)	主な施策の取組状況		捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況等について、事件担当捜査員から犯罪被害者等への連絡を行うこととしている。
(3)	取組結果に対する評価		捜査の状況等の連絡については、事件担当捜査員と犯罪被害者等支援主任者の適切な連携のもと行なうこととしており、犯罪被害者へ配慮した運用となっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、被害者連絡制度に基づいた適切な情報提供を実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		犯罪被害者等への支援について（海上保安庁） https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihighai/shien.html

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(キ)	専門家の養成、関係者等の連携等
	⑤具体的な取組 (内容)		医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。
(2)	主な施策の取組状況		医学教育においては、学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的診療能力の学修目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において、従来から「不安障害群と心的外傷及びストレス関連障害群の症候と診断を説明できる」に関する項目が盛り込まれており、各医学部においては、性犯罪被害等に関する知識を含めた精神疾患・障害に関する教育が推進されている。 また、看護学教育においても、学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の看護実践能力修得のための学修目標を提示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を平成29年10月に策定し、ストレス関連障害の理解や心のケアが必要な人々への看護実践にかかる学修目標を設けている。 なお、医学部や看護系学部等の関係者が集まる会議において、第4次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護教育における性犯罪被害等に関する知識を含めた精神疾患・障害に係る教育の充実に向けた更なる取組を要請している。
(3)	取組結果に対する評価		全国医学部長病院長会議等の大学関係者が集まる会議等において、第4次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護教育における性犯罪被害等に関する知識の普及に係る教育の充実について、各大学に対して学習目標を提示するとともに継続的に要請を行うことにより、各大学における取組の更なる充実を図っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、全国医学部長病院長会議等の大学関係者が集まる会議等において、第4次男女共同参画基本計画に基づく医学・看護教育における性犯罪被害等に関する知識を含めた精神疾患・障害に係る教育の更なる充実について、各大学に対して要請していくこととしている。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・平成30年度要請回数: 5回 ・令和元年度要請回数: 5回(今後の見込みを含む)
(6)	参考データ、関連政策評価等		特になし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(キ)	専門家の養成、関係者等の連携等
	⑤具体的な取組 (内容)		③被害者支援については、関係府省で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。
(2)	主な施策の取組状況		・連携状況や課題等を検討するための平成30年度「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」検討会では、被害者支援に取り組む支援者や研究者等が委員を務めるとともに、オブザーバーとして厚生労働省や警察庁などの関係府省も出席し、意見交換を行った。 ・性虐待被害者支援の好事例を収集・分析するための令和元年度「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査事業」検討会において、厚生労働省や警察庁などの関係省庁もオブザーバーとして参加しており、意見交換を実施している。 ・令和元年度「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」では医療関係者を対象とした研修を実施する予定。
(3)	取組結果に対する評価		・アンケート調査及びヒアリング調査により、関係機関の連携にあたっては、被害者情報の共有範囲や方法等に課題があること、とりわけ教育機関との連携構築に課題があることが明らかになった。また、本調査結果をワンストップ支援センター主管部局における行政職員向け研修において報告することで、現状や課題等についての情報共有と共通認識を持つことができた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・令和元年度「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査事業」においてとりまとめた性虐待被害者に対する好事例を、関係省庁にも共有することで、更なる連携の促進を図る。 ・引き続き、医療現場における性暴力被害者支援の専門的知識を養成するとともに、ワンストップ支援センター等との連携を働きかけることで、支援の質の向上を目指す。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4 性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ 被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(キ) 専門家の養成、関係者等の連携等
	⑤具体的な取組 (内容)	③ 被害者支援については、関係府省で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。
(2)	主な施策の取組状況	平成29年度調査研究事業において、医師、大学教授、施設関係者等を委員として調査研究ワーキングチームを設置し、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究を実施。
(3)	取組結果に対する評価	平成29年度調査研究事業において、婦人保護施設に入所者の性暴力被害の回復へ向けた取組が進むよう支援プログラムを作成した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、婦人保護施設において支援プログラムを活用した中長期支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	婦人保護事業費補助金(婦人保護施設に要する経費を補助) 令和元年度予算額 1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	被害者への支援・配慮等
	④具体的な取組 (小項目)	(キ)	専門家の養成、関係者等の連携等
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 被害者支援については、関係府省で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。
(2)	主な施策の取組状況		・関係機関と連携し、性犯罪を含めた犯罪被害者支援業務を民間被害者支援団体に業務委託している。 ・カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、性犯罪を含めた犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備している。
(3)	取組結果に対する評価		現在、全ての都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っており、体制の充実が推進されているほか、民間被害者支援団体におけるカウンセリング体制の充実に努めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き被害者への支援が適切に実施されるよう、今後も引き続き民間被害者支援団体を始めとした関係機関との連携を推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		平成30年度 民間被害者支援団体における相談受理件数: 36,793件 民間被害者支援団体における直接支援件数: 8,202件 警察から民間被害者支援団体に対する情報提供件数: 1,107件

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	加害者に関する対策の推進等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	再犯防止対策の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		① 関係府省や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、効果的な再犯防止対策を進める。
(2)	主な施策の取組状況		矯正局では、警察において、犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報提供をしている。 平成17年6月から、刑事施設の長は、警察庁に対し、13歳未満の者に対する強制わいせつ、強制性交等(強姦)、わいせつ目的略取誘拐、強盗・強制性交等(強盗強姦)等に係る受刑者について、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定日、入所日、帰住予定地等の情報を提供している。(※1) これに加え、平成17年9月から、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結びつきやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放(予定)日、入所日、出所事由等を通知している。(※2) 性犯罪再犯防止指導の受講者及び非受講者それぞれの再犯状況の調査・研究を進めている。 保護局では、性犯罪者処遇プログラムの受講者の再犯状況の調査・研究を進めている。
(3)	取組結果に対する評価		上記※1及び※2の情報提供は適切に行われている。 性犯罪再犯防止指導の受講者及び非受講者の再犯状況については、現在、とりまとめに向けて、分析中である。
(4)	今後の方向性、検討課題等		※1及び※2については、引き続き、協力し実施する。 性犯罪再犯防止指導については、研究・調査の結果を踏まえ、より効果的なプログラムについて検討を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		※1 平成30年5月31日までに情報提供した対象者数は、1,892人であった。 ※2 平成30年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約32万1千人であった。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	加害者に関する対策の推進等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	再犯防止対策の推進
	⑤具体的な取組 (内容)		①関係府省や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、その所在を確認するなどして、効果的な再犯防止対策を進める。
(2)	主な施策の取組状況		警察では、法務省から子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者について出所情報の提供を受け、所在確認を行うと共に、必要に応じて対象者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		平成17年6月から子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の出所情報の提供を法務省から受け、各都道府県警察において出所者の所在確認を実施してきたところ、平成23年4月からは所在確認のほか、必要に応じて対象者の同意を得て面談を実施し、出所者の社会復帰にかかる支援を行うとともに、同種の事件発生時の迅速な対応に活用している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後とも法務省と連携を図り、再犯防止に向けた措置が再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等の妨げとならないよう配慮して継続していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶																														
	②施策	4	性犯罪への対策の推進																														
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	加害者に関する対策の推進等																														
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	加害者対策の推進																														
	⑤具体的な取組 (内容)		① 性犯罪の加害者について、引き続き、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。																														
(2)	主な施策の取組状況		矯正局及び保護局の合同で外部有識者を構成員とした検討会を設置し、より効果的な性犯罪者処遇プログラムについて検討を開始している。 保護観察所においては、性犯罪者に対して性犯罪者処遇プログラムを実施し、性犯罪に結びつくおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させている。																														
(3)	取組結果に対する評価		効果的な性犯罪者処遇プログラムについては、現在、検討を進めているところである。 保護観察所では、毎年900名を超える保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラムを実施しており、性犯罪者の犯罪的傾向の改善が着実に図られている。																														
(4)	今後の方向性、検討課題等		検討会は、令和2年上半期までに数回開催する予定であり、その結果を踏まえ、プログラムについて具体的な検討に入る見込みである。 保護観察所では今後も、刑事施設における処遇内容との一貫性に留意してプログラムを実施するとともに、プログラム修了後も個々の性犯罪者の特性に応じ、適切に指導監督・補導援護を行う。																														
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値																																
(6)	参考データ、関連政策評価等		○保護観察所における性犯罪者処遇プログラム開始人員 ※保護局資料による <table><tr><td></td><td>仮釈放者</td><td>保護観察付全部猶予者</td><td>保護観察付一部猶予者</td><td>計</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>582</td><td>318</td><td>－</td><td>900</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>563</td><td>338</td><td>－</td><td>901</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>591</td><td>348</td><td>－</td><td>939</td></tr><tr><td>平成29年</td><td>618</td><td>321</td><td>11</td><td>950</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>589</td><td>299</td><td>20</td><td>908</td></tr></table>		仮釈放者	保護観察付全部猶予者	保護観察付一部猶予者	計	平成26年	582	318	－	900	平成27年	563	338	－	901	平成28年	591	348	－	939	平成29年	618	321	11	950	平成30年	589	299	20	908
	仮釈放者	保護観察付全部猶予者	保護観察付一部猶予者	計																													
平成26年	582	318	－	900																													
平成27年	563	338	－	901																													
平成28年	591	348	－	939																													
平成29年	618	321	11	950																													
平成30年	589	299	20	908																													

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	啓発活動の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。
(2)	主な施策の取組状況		性犯罪に関する各種捜査活動においては、被害者に関する情報の取扱いに細心の注意を払うとともに、実況見分等の捜査活動や医療機関への付添い等の警察施設外における活動の際は、可能な限り被害者が人目に付かないよう配慮している。また、警察施設内における被害者からの事情聴取等に際しては、被害者のプライバシー等が十分に守られ、被害者が安心できる環境において行うこととしている。
(3)	取組結果に対する評価		性犯罪捜査において、警察施設内外における各種捜査活動を実施する際に、被害者のプライバシーが十分に保護されるための取組を推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後も、性犯罪被害者のプライバシー保護に十分に配慮した捜査を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	4	性犯罪への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	啓発活動の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。
(2)	主な施策の取組状況		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成、配布している。 ・近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化している。
(3)	取組結果に対する評価		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。 ・「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発として、ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布するとともに、啓発動画の放映や街頭キャンペーンを実施することで、適切な支援提供がなされるとともに、被害の未然防止や深刻化を防ぐことに繋がっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・今後も、引き続き広報啓発活動を実施し、社会意識を喚起するとともに、国民の理解と協力の確保に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係機関の連携等による虐待の早期発見等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		・ 各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体保護のための措置を積極的に講じている。 ・ 都道府県警察において児童の性的搾取等事犯の捜査に従事する幹部警察官を対象に、同事犯に係る捜査に特化した研修を実施している。 ・ 都道府県警察における被害児童からの聴取を行う担当者を対象に、被害児童の心情や特性に配慮した聴取技法の向上を図るための研修を実施している。 ・ 警察庁では、必要な情報の共有を含む、関係機関との更なる連携強化に関する通達(「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について(通達)」(平成31年3月25日付け))の発出等により、都道府県警察における被害児童に配慮した聴取(代表者聴取)を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		・ 警察において児童虐待事案を扱った場合には、児童相談所に全て通告又は情報提供するなど、児童の安全確保を最優先とした対応を図った。 ・ 都道府県警察における児童の性的搾取等事犯の捜査に関して、必要な専門的知識及び技能の向上を図った。 ・ 被害児童の心情や特性を理解し、被害児童の心理的負担を軽減するとともに、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図った。 ・ 平成27年10月から、被害児童の負担軽減を図りつつ、その供述の信用性を確保するため、検察庁及び児童相談所と連携し、早期の情報共有や聴取方法についての検討・協力を行う取組を推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・ 引き続き、児童相談所等の関係機関と連携しつつ、各種活動を通じて児童虐待を早期に把握するとともに、児童の生命・身体を早期に保護するなど、児童の安全確保を最優先とした対応を図っていく。 ・ 引き続き、都道府県警察における児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上と被害児童の心情や特性に配慮した聴取技法の普及を図っていく。 ・ 今後も、関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き代表者聴取を適切に実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		・ 性的虐待事件の検挙件数 226件(平成30年中) ・ 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に、699件の代表者聴取が実施されている(平成30年4月1日以前は、省庁ごとで算定方法が若干異なっていたところ、警察庁において把握しているものは1,262件である。)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係機関の連携等による虐待の早期発見等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		検察当局においては、平成27年10月から、警察及び児童相談所との連携強化の取組として、児童虐待の被害児童等の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取する取組(代表者聴取)を実施している。 全国の法務局・地方法務局に子どもの人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」やインターネット人権相談受付窓口「子どもの人権SOS-eメール」を設置しているほか、全国の小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」の配布を行っていることに加え、若年層における主なコミュニケーションツールが電話やメール等からSNSへと変化している状況を踏まえ、名古屋法務局において、愛知県在住の方を対象としたLINEによる人権相談の試行を実施するなどして、子どもが相談しやすい相談体制の整備に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		代表者聴取について、関係機関と連携し、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から適切な運用がなされている。 平成30年における「子どもの人権110番」を利用した人権相談件数は21,351件、平成30年度における「子どもの人権SOSミニレター」を端緒とする人権相談の受理件数は14,410件となっており、子どもたちがより相談しやすい体制の確立に、一定の成果を収めている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事局では、今後とも引き続き、関係機関と連携し、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から適切に運用されるよう務める。 法務省の人権擁護機関では、引き続き、「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」等をとらして子どもの人権問題に関する相談に応じていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> 代表者聴取件数: 699件(平成30年4/1-9/30)※平成30年4/1日以前は、省庁ごとで算定方法が若干異なっていたところ、法務省において把握しているものは1,112件である。 女性を被害者とする人権相談件数: 10,343件(平成30年) 女性の人権ホットライン相談件数: 19,151件(平成30年)
(6)	参考データ、関連政策評価等		

法務省の人権擁護機関による子どもの人権問題に関する取組

人権相談・調査救済活動

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110



『子どもの人権110番』は、「いじめ」や体罰、虐待といった子どもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながらり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、子どもが相談しやすい体制を整備

子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信

子どもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

〔具体的施策の例〕

- ・専用相談ダイヤル「子どもの人権110番」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等必要な支援を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている（令和元年度は、令和元年8月29日（木）～同年9月4日（水）に実施予定）。

さらに、子どもの相談しやすい相談体制の整備に向けて、SNSを利用したLINEによる人権相談の試行を実施。

人権啓発活動

〔具体的施策の例〕

- ・「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発冊子の配布、DV防止や児童虐待防止をテーマとした啓発ビデオのYouTube法務省チャンネルでの配信等の各種啓発活動を行っている。



第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係機関の連携等による虐待の早期発見等
	⑤具体的な取組 (内容)		①学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等との確に連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		学校等における児童虐待等に関する相談体制の強化のため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置の推進による教育相談体制の充実を図っているほか、性的虐待も含め、学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員等が留意すべき事項を記載した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、会議等の様々な機会を捉えて周知徹底を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		平成31(2019)年度までに、原則としてスクールカウンセラーを全公立小中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においても必要な予算を計上した。 また、昨今児童虐待による死亡事案が相次ぐなど、深刻な状態が続いていることを受け、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定等に基づき、上記手引きを令和元年5月に作成・公表したところであり、今後、その趣旨を踏まえた対応が徹底されるよう一層の周知徹底に取り組む必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		各自治体におけるスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。 また、今後、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材の作成を予定しているほか、各学校等において上記手引きの趣旨を踏まえた対応が図られるよう、引き続き様々な機会を捉えて周知徹底を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		<SCによる対応実績のある学校数> (H30速報値) ・小中学校: 23,164校 ・高等学校: 2,398校 <SSWによる対応実績のある学校数> (H30速報値) ・小中学校: 15,477校 ・高等学校: 1,357校 (出典)文部科学省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	関係機関の連携等による虐待の早期発見等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。併せて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する
(2)	主な施策の取組状況		①平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、児童虐待防止推進のための広報啓発ポスター等の作成・配布、子どもの虐待防止全国フォーラムの開催等、自治体、関係府省庁、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施してきた。 ②虐待通告については、平成27年7月より、児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁番号(189)にし、広く一般に周知している。また、音声ガイダンスの短縮等の改善やコールセンター方式の導入等により、接続率を向上させてきた。 ③性的虐待への対応は、平成27年10月より子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、協同面接の取組を行ってきた。また、平成30年7月の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)では、性的虐待等があると考えられる事案等は必ず児童相談所と警察との間で情報共有することし、連携体制を強化してきた。
(3)	取組結果に対する評価		①自治体、関係省庁、関係団体等と連携した広報啓発を適切に実施し、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を引き続き図る必要がある。 ②189の接続率向上は、更なる取組が必要であることから令和元年12月より通話料を無料化することで、さらなる接続率の向上を図る必要がある。 ③協同面接については、平成27年10月より年々件数は増加しているものの、全体の約7割程度にとどまっているため、引き続き子どもの心理的負担の軽減に向けた取組が進むよう周知を行う必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①引き続き、適切に児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るための広報啓発を実施していく。 ②児童虐待に係る相談・通告がしやすい環境を整えるよう、189の広報やSNSの活用等に関する相談窓口の整備を進めることで、児童虐待の発生予防・早期発見をより一層推進していく。 ③協同面接については、引き続き適切に周知していくとともに、必要な情報共有も含め、より良い連携の在り方を検討していく。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	
(6)	参考データ、関連 政策評価等	①児童虐待防止推進のための広報啓発ポスター等配布か所数 2,217(平成30年度) ①子どもの虐待防止推進全国フォーラムを開催(平成30年度:宮城、平成29年度:台風の影響により中止、平成28年度:福井) ②児童相談所全国共通ダイヤル(189)接続率 平成27年7月～平成28年3月の平均接続率:11.4% 平成28年4月～平成30年1月の平均接続率:19.9% ③協同面接の取組 平成30年4月1日から同年9月30日までの間に、699件の協同面接が実施されている(平成30年4月1日以前は、省庁ごとに算定方法が若干異なっていたところ、厚生労働省において把握しているものは957件である。)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	被害を受けた児童に対する相談・支援等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法(強姦罪)及び児童福祉法(児童に淫行をさせる行為)等を適用し加害者を厳正に処罰するなど、児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。 ② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。 ③ 被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。
(2)	主な施策の取組状況		・ 児童相談所等の関係機関と緊密に連携しつつ、被害児童の早期保護、被害児童の心理的負担を考慮した事情聴取及び迅速かつ的確な事件化を推進している。 ・ 被害児童への支援に当たっては、「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱した精神科医師等の外部専門家からの助言を受けながら、個々の被害児童の実態に即した継続的な支援を実施している。 ・ 都道府県警察における被害児童からの聴取を行う担当者を対象に、被害児童の心情や特性に配慮した聴取技法の向上を図るための研修を実施している。 ・ 警察庁では、必要な情報の共有を含む、関係機関との更なる連携強化に関する通達(「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について(通達)」(平成31年3月25日付け))の発出等により、被害児童へ配慮した取組(代表者聴取)を進めている。
(3)	取組結果に対する評価		・ 児童相談所等の関係機関と連携して性的虐待の把握に努めるとともに、児童相談所及び検察庁と連携し、被害児童の心情や特性に配慮した代表者聴取を実施するなど、迅速かつ的確な事件化を推進した。 ・ 被害児童の被害時の状況や、精神的ダメージの程度等を総合的に判断し、被害児童や保護者に対する適切な指導・助言に努めるとともに、関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や被害児童の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を推進した。 ・ 被害児童の心情や特性を理解し、被害児童の心理的負担を軽減するとともに、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図った。 ・ 平成27年10月から、被害児童の負担軽減を図りつつ、その供述の信用性を確保するため、検察庁及び児童相談所と連携し、早期の情報共有や聴取方法についての検討・協力を行う取組を推進した。

(4)	今後の方向性、検討課題等	・ 児童に対する性的虐待は、被害が潜在化・長期化しやすく、また、被害児童の心理に様々な影響を与えるものであることを踏まえ、引き続き、被害児童の早期発見、代表者聴取等の捜査手法を用いた迅速かつ的確な事件化を推進していく。 ・ 被害児童への対応をより適切に行えるようにするために、被害児童に対する支援を行う職員の公認心理師等の必要な資格取得や部外の研修等の受講を通じて、都道府県警察における専門的知識やカウンセリング技術の向上を図っていく。 ・ 引き続き、都道府県警察における児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上と被害児童の心情や特性に配慮した聴取技法の普及を図っていく。 ・ 今後も、関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き代表者聴取を適切に実施する。																																				
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	・ 性的虐待事件の検挙件数 226件(平成30年中) ・ 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に、699件の代表者聴取が実施されている(平成30年4月1日以前は、省庁ごとで算定方法が若干異なっていたところ、警察庁において把握しているものは1,262件である。)																																				
(6)	参考データ、関連政策評価等	・ 「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定) ・ 参考統計 - 警察から児童相談所に通告した児童数<table><tr><td></td><td>H26年</td><td>H27年</td><td>H28年</td><td>H29年</td><td>H30年</td></tr><tr><td>通告人員(人)</td><td>28,923</td><td>37,020</td><td>54,227</td><td>65,431</td><td>80,252</td></tr><tr><td>うち性的虐待</td><td>177</td><td>171</td><td>251</td><td>251</td><td>260</td></tr></table> - 児童虐待事件の検挙件数<table><tr><td></td><td>H26年</td><td>H27年</td><td>H28年</td><td>H29年</td><td>H30年</td></tr><tr><td>検挙件数(件)</td><td>740</td><td>822</td><td>1,081</td><td>1,138</td><td>1,380</td></tr><tr><td>うち性的虐待</td><td>150</td><td>117</td><td>162</td><td>169</td><td>226</td></tr></table>		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	通告人員(人)	28,923	37,020	54,227	65,431	80,252	うち性的虐待	177	171	251	251	260		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	検挙件数(件)	740	822	1,081	1,138	1,380	うち性的虐待	150	117	162	169	226
	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年																																	
通告人員(人)	28,923	37,020	54,227	65,431	80,252																																	
うち性的虐待	177	171	251	251	260																																	
	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年																																	
検挙件数(件)	740	822	1,081	1,138	1,380																																	
うち性的虐待	150	117	162	169	226																																	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	被害を受けた児童に対する相談・支援等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法(強姦罪)及び児童福祉法(児童に淫行をさせる行為)等を適用し加害者を厳正に処罰するなど、児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。 ② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。 ③ 被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。
(2)	主な施策の取組状況		検察当局においては、平成27年10月から、警察及び児童相談所との連携強化の取組として、児童虐待の被害児童等の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取する取組(代表者聴取)を実施している。 日本司法支援センターでは、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との連携・協力の下、全国の相談窓口等についての情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その問合せ内容に応じた相談窓口の紹介や法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等の犯罪被害者支援業務を行っている。また、平成30(2018)年1月24日からは、改正後の総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づき児童虐待等の被害者に対して、資力の有無にかかわらず、被害の防止に必要な法律相談を提供している。加えて、被害罪名にかかわらず、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援も行っている。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務を行っているところ、これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、関係機関等との連携強化に努めているほか、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員的能力向上に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		代表者聴取については、関係機関と連携し、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から適切な運用がなされている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事局では、今後とも引き続き、関係機関と連携し、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から適切に運用されるよう務める。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	平成30年4月1日から同年9月30日までの間に、699件の代表者聴取が実施されている(平成30年4月1日以前は、省庁ごとに算定方法が若干異なっていたところ、法務省において把握しているものは1,112件である。)
(6)	参考データ、関連 政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	被害を受けた児童に対する相談・支援等
	⑤具体的な取組 (内容)		②児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」における研修事業では、性的な暴力被害を受けた子供に対する支援の質の向上を目的とした研修を実施している。 ・平成30年度の研修では、相談員研修において、SNS等を利用した子どもの性被害の実態や子供の性被害と医学的評価に関する研修を実施し、支援者に対する専門的知識の習得を促進した。 ・令和元年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援機関等を対象とした研修事業を行っている。 ・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修の実施している。また、平成30年度に、若年層における女性に対する暴力の予防啓発教材『人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～』（平成22年3月作成）を改訂し、研修参加者に提供した。
(3)	取組結果に対する評価		・研修終了後のアンケート調査によると、SNS等を利用した子供の性被害の実態に関する講義が有用だと感じた支援者は96.9%、子供の性被害と医学的評価に関する講義が有用だと感じた支援者は98.4%と、いずれも極めて高く、これらの専門的知識を備えた人材が支援に当たっている。 ・平成30年度「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」のアンケートによると、参加者のうち、「有用であった」と答えた者は99.0%であった。 ・平成30年度「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」のアンケートによると、参加者のうち、「満足した」と答えた者の98.8%であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、性的な暴力被害を受けた子供に対する支援に関して、支援者が専門的知識を習得できる機会を提供することで、支援者の育成とそれによる支援の質の向上をめざす。 ・参加者アンケートの結果等を踏まえつつ、配偶者暴力相談支援センター等における相談対応の質の向上に向けて、研修の内容を工夫する。 ・参加者アンケートの結果を踏まえつつ、参加者が、研修で習得した知識等を活かし、若年層における女性に対する暴力の予防啓発活動を展開できるよう、研修内容を工夫する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査（平成30年度）】 <参考指標> ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 男性：2,405件、女性：112,076件、男女合計：114,481件

(6)	参考データ、関連 政策評価等	【性犯罪被害者等支援体制整備促進事業研修アンケート結果(平成30年度)】 ・「若年層の性被害」(SNS等を利用した子供の性被害の実態)の有用度 96.9% ・「性虐待を受けた被害者の支援」(子供の性被害と医学的評価)の有用度 98.4% 【女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業アンケート結果】 ・研修が「有用だった」とした研修者の割合 100%(H28)、99.2%(H29)、99.0%(H30) 【若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修アンケート結果】 ・研修参加者の満足度 95.7%(H28)、99.0%(H29)、98.8%(H30)
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	被害を受けた児童に対する相談・支援等
	⑤具体的な取組 (内容)		② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。 ③ 被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。
(2)	主な施策の取組状況		②児童相談所において、性的虐待、児童ポルノ事犯等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置等の支援を実施してきた。 また、子どもの虹情報センターにおいて、児童相談所や市町村で虐待対応に携わる者等を対象に性的虐待を含む児童虐待への対応にかかる専門研修を実施してきた。 ③性的虐待に対する対応は、平成27年10月より子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、協同面接の取組を行ってきた。また、平成30年7月の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)では、性的虐待等があると考えられる事案等については必ず児童相談所と警察との間で情報共有することし、連携体制を強化してきた。
(3)	取組結果に対する評価		②子どもの虹情報研修センターでの研修実施により、性的被害児童等に対するケアに関する専門性の向上を図った。 ③協同面接については、平成27年10月より年々件数は増加しているものの、全体の約7割程度にとどまっているなど、引き続き子どもの心理的負担の軽減に向けた取組が進むよう周知を行う必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		②引き続き、児童相談所職員等への研修など被害を受けた児童に対する相談・支援に資する取組を行う。 また、今年度より西日本こども研修センターあかしにおいても同様に研修を開始し、研修の充実を図っている。 ③協同面接については、引き続き適切に周知していくとともに、必要な情報共有も含め、より良い連携の在り方を検討していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		③協同面接の取組 平成30年4月1日から同年9月30日までの間に、699件の協同面接が実施されている(平成30年4月1日以前は、省庁ごとに算定方法が若干異なっていたところ、厚生労働省において把握しているものは957件である。)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	防犯・安全対策の強化
	⑤具体的な取組 (内容)		① 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。 ② 若年層への性的な暴力被害等を誘発するおそれのあるサービス提供行為に係る実態把握を推進するとともに、違法行為に対する厳正な対処を図る。
(2)	主な施策の取組状況		① 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙、又は指導警告措置を講じる先制予防的活動を推進している。 ② ・ 児童の性に着目した新たな形態の営業である「JKビジネス」について、無店舗型の営業も含めた、営業実態等の調査を実施している。 ・ 「JKビジネス」の営業所等に対し、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施するとともに、違法行為を認知した場合には、各種法令を適用した厳正な取締りを推進している。 ・ 警察相談専用電話「#9110」や、都道府県警察の本部、警察署、交番等の警察の各種相談窓口の周知を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		① ・ 子供が安心して登下校できるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いたパトロールの強化、子供に身の危険を察知する能力等を身につけさせるための体験型被害防止教育の推進、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を児童や保護者に対して迅速に提供するため教育委員会や小学校等と連携した情報発信活動の推進、危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行う「子供110番の家」等ボランティアに対する支援等を推進してきた。 ・ 警察では平成21年4月にすべての都道府県警察に子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集及び分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる先制予防的活動を行う子供女性安全対策班を設置し、従来の検挙活動等に加えて子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を図ってきた。 ② ・ 「JKビジネス」について、その実態把握と分析を進めた。 ・ 関係法令に基づき積極的な立入調査や違法行為を行う店舗への厳正な取締りを推進した。 ・ 各種相談窓口について、学校等における被害防止教育・啓発の機会や、警察のホームページをはじめとした様々な媒体を活用し、積極的に周知した。

(4)	今後の方向性、検討課題等	①今後も、子供女性安全対策班を中心として先制予防的活動を推進するとともに、関係機関や防犯ボランティア等と連携して、子供や女性を対象とした性犯罪等の未然防止を図っていく。 ② ・引き続き、既把握の「JKビジネス」の営業所等について継続的な実態把握を行うほか、各種警察活動を通じ、これまで未把握の営業所等や新たな営業形態の把握に努める。 ・引き続き、関係法令に基づき積極的な立入調査や違法行為を行う営業所等への厳正な取締りを推進する。 ・引き続き、様々な機会・媒体を活用し、各種相談窓口について積極的な周知を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	① 子供110番の家にかかる講習及び被害防止教室の開催状況 (左からH28年度末、H29年度末、H30年度末の順で記載) ・子供110番の家登録者に対する講習実施数 約600回、約840回、約480回 ・被害防止教室(小学校)実施校数 約16,00校、約16,000校、約16,000校 ・同 上 実施回数 約20,000回、約21,000回、約22,000回 ・同 上 参加児童数 約3,500,000人、約3,700,000人、約3,700,000人 ② ・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」(平成29年5月いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定) ・「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定) ・参考統計 「JKビジネス」店数:137店(平成30年12月末現在) 経営者や客等の検挙件数:72件 69人(平成30年中)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	児童ポルノ対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 平成26年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年7月に策定された「第三次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、児童ポルノ法等の積極的な運用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		「第三次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、関係各省庁が連携して児童ポルノ事犯の取締りの強化を図っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		児童ポルノ事犯に対しては、「第三次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係各省庁が連携し、今後も適切に対処する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		平成30年の児童ポルノ事犯の新規通常受理件数は、3,137件、起訴件数は1,855件(うち公判請求は459件)であり、厳正な処罰を実現するよう努めている。(※男女別の数値を把握していない。)
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	児童ポルノ対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 平成26年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		平成26年改正後の「児童買春、ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第16条の2の規定に基づき、社会保障審議会児童部会に設置された「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」(以下「専門委員会という。)」を平成29年6月に開催。検証・評価の対象施策については、社会保障審議会における専門的な知識経験による検証・評価を実施する観点から、被害児童の主な保護措置である児童福祉法に基づく措置を対象とするとともに、施策横断的な課題に取り組むための調査研究を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		平成29、30年度に児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究がおこなわれているところであり、令和元年度においても引き続き調査研究が行われる予定である。これらの調査研究を元に、施策の評価を進めることとしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後、専門委員会において、施策提言にむけて調査研究をとりまとめることとしており、それらの結果を社会保障審議会に報告することが課題となっている。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	児童ポルノ対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 平成26年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催 スマートフォン・SNS・インターネットを利用する青少年含む国民一般を対象に、安全に使う方法を普及・啓発するため、全国の教育関係機関や民間団体との連携を図りつつ、インターネットトラブルへの対処やフィルタリングを含む情報セキュリティ対策等の普及啓発を実施。 ②フィルタリング対応状況調査の実施 事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。
(3)	取組結果に対する評価		①2018年度の実績として、100回以上開催、計10,000人以上が参加。 ②2018年末時点のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全種についてフィルタリング対応措置が取られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催について、インターネットの利用環境の変化に応じ、啓発資料及び講座の内容を更新しつつ、引き続き開催する。 ②インターネット接続機器の利用実態の調査を踏まえ、引き続きフィルタリングを利用しやすい環境の整備を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶																														
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進																														
	③具体的な取組(大項目)	イ	児童ポルノ対策の推進																														
	④具体的な取組(小項目)		-																														
	⑤具体的な取組(内容)		① 平成26年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。																														
(2)	主な施策の取組状況		・ 平成25年に策定した「第二次児童ポルノ排除総合対策」を、平成28年に「第三次児童ポルノ排除総合対策」に改定し、更にこれに児童買春等の対策を加えた「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定)を策定し、同プランに基づき、児童ポルノ等子供の性被害撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等の総合的な対策を推進している。 ・ プロバイダによる閲覧防止措置(ブロックング)について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの流通・閲覧防止対策を推進している。																														
(3)	取組結果に対する評価		「子供の性被害防止プラン」に基づき、国民各層、民間事業者及び関係機関・団体と連携することはもとより、国際社会とも連携を図り、国家公安委員会による総合調整の下、取組の状況を適宜検証しつつ、施策を適切に推進した。																														
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、「子供の性被害防止プラン」に基づき、関係機関・団体等と連携を図りつつ、児童ポルノ対策を推進する。																														
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		児童ポルノ事犯の検挙件数 3,097件(平成30年中)																														
(6)	参考データ、関連政策評価等		・ 「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定) ・ 参考統計 児童ポルノ事犯の検挙状況 <table><tr><td></td><td>H26年</td><td>H27年</td><td>H28年</td><td>H29年</td><td>H30年</td></tr><tr><td>検挙件数(件)</td><td>1,828</td><td>1,938</td><td>2,097</td><td>2,413</td><td>3,097</td></tr><tr><td>製造事件</td><td>909</td><td>1,063</td><td>1,262</td><td>1,414</td><td>1,417</td></tr><tr><td>提供・公然陳列事件</td><td>887</td><td>825</td><td>761</td><td>798</td><td>729</td></tr><tr><td>所持等事件</td><td>32</td><td>50</td><td>74</td><td>201</td><td>951</td></tr></table>		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	検挙件数(件)	1,828	1,938	2,097	2,413	3,097	製造事件	909	1,063	1,262	1,414	1,417	提供・公然陳列事件	887	825	761	798	729	所持等事件	32	50	74	201	951
	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年																												
検挙件数(件)	1,828	1,938	2,097	2,413	3,097																												
製造事件	909	1,063	1,262	1,414	1,417																												
提供・公然陳列事件	887	825	761	798	729																												
所持等事件	32	50	74	201	951																												

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	児童買春対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	児童買春の取締りの強化等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 児童買春は、児童の権利に対する重大な人権侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに積極的に取り組むとともに、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立ち直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。 ② 出会い系サイトやSNS等に起因する児童買春等の防止のため、関係業界による自主的取組と連携した対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等の子供の性被害事犯に対する取締りのほか、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の取締りを推進している。 ・援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みを行った児童に対する指導を行っている。 ・SNSに起因する事犯の児童の被害防止に取り組む「青少年ネット利用環境整備協議会」に参画し、事業者に対し検挙事例等に関する情報を提供するなど、事業者による自発的な被害防止対策の実施について促進している。
(3)	取組結果に対する評価		・児童を組織的に支配し、SNS等を利用して児童買春の周旋を行う事犯や、児童の性に着目した形態の営業に児童に従事させる事犯等悪質性の高い事犯の積極的な取締りを推進した。 ・被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないための各種取組を推進した。 ・子供の性被害防止に向けた民間団体等の自発的な取組の実施について促進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、児童買春事件等の取締りを推進するとともに、関係事業者等と連携しつつ、立ち直り支援等の各種対策を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		－

(6)

参考データ、関連
政策評価等

・「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定)

・ 参考統計

児童買春事犯等の検挙状況

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
児童買春 (児童買春・児童ポルノ禁止法)	661	728	809	956	827
淫行させる行為 (児童福祉法)	307	302	257	234	191
みらだな性行為等 (青少年保護育成条例)	1,312	1,266	1,305	1,390	1,537

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反の検挙状況

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
法第6条(禁止誘引違反)	278	235	219	97	79
うち児童による誘引	152	101	71	27	24
法第7条(無届等)	1	0	4	5	2
法第9条(名義貸し)	0	0	0	0	0
合 計	279	235	223	102	81

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	児童買春対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	被害児童等に対する適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。 ③ 気軽に相談できるよう、児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。
(2)	主な施策の取組状況		・ 都道府県警察に設置されている少年相談窓口において、子供の性被害に係る相談を受理した際に、適切な助言や情報提供に努めるとともに、必要に応じて他の行政機関等への引継ぎを行うなど、相談者に配慮した対応を図っている。 ・ 児童相談所等の関係機関・団体と連携しながら効果的な保護対策を推進するとともに、支援に当たっては、「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱した精神科医師等の外部専門家からの助言を受けながら、個々の被害児童の実態に即した継続的な支援を実施している。 ・ 都道府県警察の電話相談窓口である「ヤングテレホンコーナー」等の相談窓口について、ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体を活用して周知を図っている。 ・ 被害者等のニーズや相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステムを構築し、警察庁ウェブサイトに掲載している。
(3)	取組結果に対する評価		・ 被害児童の被害時の状況や、精神的ダメージの程度等を総合的に判断し、被害児童や保護者に対する適切な指導・助言に努めるとともに、児童相談所等の関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や被害児童の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を推進した。 ・ 児童やその保護者が相談しやすい環境を整備したほか、相談者が内容に応じた相談を行えるよう各種相談窓口に係る周知を適切に行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・ 被害児童への対応をより適切に行えるようにするために、被害児童に対する支援を行う職員の公認心理師等の必要な資格取得や部外の研修等の受講を通じて、都道府県警察における専門的知識やカウンセリング技術の向上を図っていく。 ・ 引き続き、少年相談体制の充実に努めていくほか、相談者のニーズや相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステムを運用していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	

(6) 参考データ、関連
政策評価等

・「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」（平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定）

・ 参考統計

少年相談の受理件数

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
受理件数（件）	63,770	64,781	66,035	69,932	72,523

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	児童買春対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	被害児童等に対する適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		① 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。
(2)	主な施策の取組状況		児童相談所において、児童買春等の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた支援を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		平成26年改正後の「児童買春、ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第16条の2の規定に基づき、社会保障審議会児童部会に設置された「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」（以下「専門委員会という。」）において、施策の定期的な検証・評価を行うとともに、施策横断的な課題に取り組むための調査研究を実施している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後も引き続き、被害児童等に対し、心身の状況に応じた適切な支援を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童相談所における性的虐待相談対応件数 ・計画策定時 1,520件 ・平成29年度 1,537件 (出典：福祉行政報告例)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	児童買春対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	被害児童等に対する適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		② 学校教育の場において、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携するなどの、より適切な措置を講ずる。
(2)	主な施策の取組状況		性的な暴力被害等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		平成31(2019)年度までに、原則としてSCを全公立小中学校へ配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全公立小中学校への配置に必要な経費を計上した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		各自治体におけるスクールカウンセラーの配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		SCの配置状況について (H30速報値) ・小中学校: 23,164校 ・高等学校: 2,398校 (出典)文部科学省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	児童買春対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	被害児童等に対する適切な対応
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 気軽に相談できるよう、児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。
(2)	主な施策の取組状況		全国の警察本部及び各警察署に相談を扱う総合窓口を設置しているほか、警察相談専用電話(「#9110」番)を設置し、児童買春の被害等を含めた相談を受け付けている。
(3)	取組結果に対する評価		相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、必要な措置を講じている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		総合窓口と関係部署等との連携により、引き続き児童買春の被害等を含めた相談に対する迅速・確実な組織的対応を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	児童買春対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	啓発活動の推進等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切にし、その当事者にならないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。 ② 国民への広報啓発やフィルタリングの普及啓発活動、民間団体等と連携した児童被害防止対策の推進、出会い系サイト等を利用している児童への働きかけ、業界の自主的な取組の促進等による児童の出会い系サイトの利用の防止やSNS等に起因する被害を防止するための施策を講ずるとともに、関係法令に基づく指導、監督を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・ 子供の性被害防止を図るため、最近の犯罪事例を盛り込んだリーフレット、啓発DVD等を活用した広報啓発を推進している。 ・ 児童買春等の子供の性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための啓発用ポスターを作成し、関係施設への掲示を働き掛けている。 ・ SNSに起因する事犯の児童の被害防止に取り組む「青少年ネット利用環境整備協議会」に参画し、事業者に対し検挙事例等に関する情報を提供するなど、事業者による自発的な被害防止対策の実施について促進している。
(3)	取組結果に対する評価		・ 関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進等の取組を推進した。 ・ 子供の性被害防止に向けた民間団体等の自発的な取組の実施について促進した
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、国民への適切な広報啓発に努めるとともに、民間団体等と連携した各種被害防止対策を実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	児童買春対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	啓発活動の推進等
	⑤具体的な取組 (内容)		① 児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切にし、その当事者にならないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・「いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について(依頼)」(通知)を発出し、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、被害を予防する観点から入学ガイダンスなどの機会に十分に注意喚起等の指導を行うことを関係機関に要請した。 ・いわゆるAV出演強要・JKビジネス問題について、関係機関に通知を発出するとともに、周知啓発のため、関係省庁と連携しリーフレットを作成し、各教育委員会や大学、高校へ配布している。また、教育関係者が参加する各種会議の中でもリーフレットを配布し、学校等での利用促進を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		・いわゆるAV出演強要・JKビジネス問題等の性的な暴力について周知を行うことで、暴力の予防啓発につながっているものとする。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・いわゆるAV出演強要・JKビジネス問題等の性的な暴力について次年度以降も周知を徹底する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成、配布している。 ・近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化している。
(3)	取組結果に対する評価		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。 ・「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発として、ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布するとともに、啓発動画の放映や街頭キャンペーンを実施することで、適切な支援提供がなされるとともに、被害の未然防止や深刻化を防ぐことに繋がっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・今後も、引き続き広報啓発活動を実施し、社会意識を喚起するとともに、国民の理解と協力の確保に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		7月に青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウムを内閣府が主催で開催しており、平成29年度から3年連続で子供の性被害防止に関する内容をテーマとして有識者らによるパネルディスカッションを行い、国民階層への啓発活動を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		シンポジウムにおいて、理解度や非行防止に対する意識の向上についてのアンケートでは、いずれの項目も8割を超えている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		特になし。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		特になし。
(6)	参考データ、関連政策評価等		特になし。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催 スマートフォン・SNS・インターネットを利用する青少年含む国民一般を対象に、安全に使う方法を普及・啓発するため、全国の教育関係機関や民間団体との連携を図りつつ、インターネットトラブルへの対処やフィルタリングを含む情報セキュリティ対策等の普及啓発を実施。 ②フィルタリング対応状況調査の実施 事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。
(3)	取組結果に対する評価		①2018年度の実績として、100回以上開催、計10,000人以上が参加。 ②2018年末時点のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全種についてフィルタリング対応措置が取られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催について、インターネットの利用環境の変化に応じ、啓発資料及び講座の内容を更新しつつ、引き続き開催する。 ②インターネット接続機器の利用実態の調査を踏まえ、引き続きフィルタリングを利用しやすい環境の整備を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、 <u>子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。</u>
(2)	主な施策の取組状況		・「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」事業においてPTA等と連携した保護者向けシンポジウムの開催や、地域における青少年に対するネット啓発の取り組みを支援している。 ・情報モラル教育を推進する事業において、児童生徒向け情報モラル啓発リーフレットの作成・配布や動画教材を使った指導資料の改訂を行い、教育・学習の充実を図った。
(3)	取組結果に対する評価		・平成28年度から平成30年度までに開催した保護者向けシンポジウム(ネットモラルキャラバン隊)には約6,200人が参加している。 ・児童生徒が犯罪被害を含む機器を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、情報モラル指導資料の改善・充実や児童生徒向けリーフレットの作成・配布等により、学校段階、児童生徒の発達段階に応じて情報モラル教育の推進に資するものであったと考える。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・青少年のインターネット利用時間は増加傾向にあるとともに、フィルタリングの利用率も横ばい傾向であることから、引き続き保護者や青少年への啓発の推進が必要。 ・学習指導要領(平成29・30年告示)で学習の基盤となる資質・能力に位置付けられた情報活用能力(情報モラルを含む)の育成の在り方について周知・徹底を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・放送分野については、メディア・リテラシーの向上を目的とした小学校・中学校・高等学校向けの教材を開発し、教育関係者等広く一般に提供。 ・インターネット分野については、メディアの健全な利用に必要なメディアリテラシーを向上するため子供向けの教材等(指導方法や必要な情報を収録したガイドブックを含む)を公開し、教育関係者等広く一般に提供。 また、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座(e-ネットキャラバン)を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。この中で、ネット上の誘い出し等に関する予防策等を啓発。
(3)	取組結果に対する評価		・上記の取組を通じ、メディア社会に積極的に参画する能力の育成に寄与。 ・インターネットに流れる様々な情報を収集し、真偽を判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けることに寄与。 また、子どもたちのインターネットの安全な利用に寄与。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・放送分野の教材については、教育関係者等広く一般に対する提供を継続。 ・インターネットの分野の教材等については、教育関係者等広く一般に対する提供を継続。 また、引き続き、関係者と連携しながら、e-ネットキャラバンに係る取組を継続。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	エ	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・ 児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、リーフレットの作成・配布、警察庁ウェブサイトへの掲載等による広報啓発活動を推進している。 ・ サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、SNSに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットには危険な側面もあること等に関して広報啓発活動を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		児童買春・児童ポルノの被害状況等の分析結果を踏まえ、リーフレット、ウェブサイト、政府広報等により子供の性被害防止に向けた広報啓発活動を推進し、子供の性被害撲滅に向けた国民意識の向上を図った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、子供の性被害撲滅に向けて、各種媒体を用いた広報啓発活動を積極的に推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶																				
	②施策	6	売買春への対策の推進																				
	③具体的な取組(大項目)	ア	売買春の根絶に向けた対策の推進																				
	④具体的な取組(小項目)		－																				
	⑤具体的な取組(内容)		① 売春に関わるおそれのある若年層の女性を早期に発見し指導する等、売春を未然に防ぐための施策を推進する。 ② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。																				
(2)	主な施策の取組状況		・売春の強要等をされている被害者については、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター(IHC)からの通報等により情報を入手して取締りを行うとともに、婦人相談所等関係機関と連携し、適切に保護・支援を行っている。 ・警察では、女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童福祉法、及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等を適用し、取締りを推進している。																				
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年中における売春関係事犯の検挙件数は530件、人員は504人となっている。																				
(4)	今後の方向性、検討課題等		・今後も引き続き、女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法等の関係規定を適切に運用し、取締りを行っていく。																				
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		〈参考指標〉 ・売春防止法違反検挙件数 427件(平成30年)																				
(6)	参考データ、関連政策評価等		○ 売春防止法違反の検挙状況の推移 <table><tr><th colspan="2"></th><th>平成26年</th><th>平成27年</th><th>平成28年</th><th>平成29年</th><th>平成30年</th></tr><tr><th rowspan="2">売春防止法</th><th>件数</th><td>817</td><td>812</td><td>570</td><td>460</td><td>427</td></tr><tr><th>人員</th><td>535</td><td>538</td><td>443</td><td>388</td><td>390</td></tr></table> (出典「平成30年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	売春防止法	件数	817	812	570	460	427	人員	535	538	443	388	390
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																	
売春防止法	件数	817	812	570	460	427																	
	人員	535	538	443	388	390																	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	6	売買春への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	売買春の根絶に向けた対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法(昭和31年法律第118号)の見直しを含めて検討を行う。 ③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。また、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、女性の人権を尊重する啓発活動を実施するとともに、若年層に対する啓発活動を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、売春防止法を根拠とした従来の婦人保護事業による対応は限界が生じていること等を踏まえ、平成30年7月に「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を設置し、9回にわたり検討会を開催。令和元年10月に、「婦人保護事業の現状と課題」、「婦人保護事業の運用面における見直し」及び「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」に関して基本的な認識について、とりまとめた。 ・婦人相談所等が地域住民に対して要保護女子等の相談・保護等について、理解と密接な協力が得られるよう啓発活動を行う事業に要する費用の一部について補助を実施。
(3)	取組結果に対する評価		・「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめにおいて、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する新たな枠組みを構築していくことが求められていることが示された。 ・婦人保護啓発活動事業について、平成30年度43都道府県で実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・中間とりまとめの婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速していく。 ・引き続き、婦人保護啓発活動事業を実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・婦人相談員の設置数 1,500人(平成30年4月1日現在) (出典)厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」
(6)	参考データ、関連政策評価等		児童虐待・DV対策等総合支援事業(婦人保護啓発活動事業への補助等) 令和元年度予算額:16,862,240千円の内数 婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額:914,547千円 婦人保護事業費補助金(婦人保護施設に要する経費を補助) 令和元年度予算額:1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	6	売買春への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	売買春の根絶に向けた対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。また、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、女性の人権を尊重する啓発活動を実施するとともに、若年層に対する啓発活動を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、売買春を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットの作成・配布のほか、各種媒体を活用した広報啓発を推進している。 ・近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化している。
(3)	取組結果に対する評価		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、売買春を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。 ・「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発として、ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布するとともに、啓発動画の放映や街頭キャンペーンを実施することで、適切な支援提供がなされるとともに、被害の未然防止と深刻化を防ぐことに繋がっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・今後も、引き続き広報啓発活動を実施し、社会意識を喚起するとともに、国民の理解と協力の確保に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	6	売買春への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	売買春の根絶に向けた対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。また、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、女性の人権を尊重する啓発活動を実施するとともに、若年層に対する啓発活動を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関においては、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		法務省の人権擁護機関においては、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとはいえず、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性の人権を守るため、引き続き、法務省の人権擁護機関において、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	6	売買春への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	売買春の根絶に向けた対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。また、女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、女性の人権を尊重する啓発活動を実施するとともに、若年層に対する啓発活動を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・「いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について(依頼)」(通知)を発出し、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、被害を予防する観点から入学ガイダンスなどの機会に十分に注意喚起等の指導を行うことを関係機関に要請した。 ・いわゆるAV出演強要・JKビジネス問題について、関係機関に通知を発出するとともに、周知啓発のため、関係省庁と連携しリーフレットを作成し、各教育委員会や大学、高校へ配布している。また、教育関係者が参加する各種会議の中でもリーフレットを配布し、学校等での利用促進を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		・いわゆるAV出演強要・JKビジネス問題等の性的な暴力について周知を行うことで、暴力の予防啓発につながっているものとする。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・いわゆるAV出演強要・JKビジネス問題等の性的な暴力について次年度以降も周知を徹底する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	6	売買春への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	売買春からの女性の保護、社会復帰支援
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	売買春からの女性の保護
	⑤具体的な取組 (内容)		① 売買春を未然に防止するため、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導するなど、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業を積極的に実施する。
(2)	主な施策の取組状況		婦人相談所、婦人相談員による相談支援を実施するとともに、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設において、緊急保護や中長期的な支援を実施。
(3)	取組結果に対する評価		婦人相談所、婦人相談員による相談支援を実施するとともに、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設において、緊急保護や中長期的な支援を実施している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、適切な相談・保護支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<参考指標> ・婦人相談員の設置数 1,500人(平成30年4月1日現在) (出典)厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」
(6)	参考データ、関連政策評価等		婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額 914,547千円 婦人保護事業費補助金(婦人保護施設に要する経費を補助) 令和元年度予算額 1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	6	売買春への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	売買春からの女性の保護、社会復帰支援
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	社会復帰支援の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		① 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進するとともに、総合的な支援の充実を図る。 ② 売買春に関わる女性に対しては、婦人相談所における自立支援プログラムの更なる見直しを行うなど、生活再建等総合的な支援の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」により、婦人相談所と関係機関等の連携を強化している。 ・売春防止法5条違反のケース等、売春による被害女性の保護及び社会復帰支援について、婦人相談所、婦人保護施設等において支援を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」により、婦人相談所と関係機関等の連携を強化している。 ・売春防止法5条違反のケース等、売春による被害女性の保護及び社会復帰支援について、婦人相談所、婦人保護施設等において支援を行っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、適切な保護支援を行うとともに、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業を実施し、関係機関との連携強化を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		・児童虐待・DV対策等総合支援事業(配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業への補助) 令和元年度予算額：16,862,240千円の内数 ・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額：914,547千円 ・婦人保護事業費補助金(婦人保護施設に要する経費を補助) 令和元年度予算額 1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について																							
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶																				
	②施策	6	売買春への対策の推進																				
	③具体的な取組 (大項目)	イ	売買春からの女性の保護、社会復帰支援																				
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	社会復帰支援の充実																				
	⑤具体的な取組 (内容)		① 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進するとともに、総合的な支援の充実を図る。																				
(2)	主な施策の取組状況		・売春の強要等をされている被害者については、婦人相談所等関係機関と連携し、適切に保護・支援を行っている。																				
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年中における売春関係事犯の検挙件数は530件、人員は504人となっている。																				
(4)	今後の方向性、検討課題等		・売春の強要等をされている被害者の適切な保護・支援を行うため、引き続き婦人相談所等関係機関との連携強化に努めていく。																				
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		〈参考指標〉 ・売春防止法違反検挙件数 427件(平成30年)																				
(6)	参考データ、関連政策評価等		○ 売春防止法違反の検挙状況の推移 <table><tr><th colspan="2"></th><th>平成26年</th><th>平成27年</th><th>平成28年</th><th>平成29年</th><th>平成30年</th></tr><tr><th rowspan="2">売春防止法</th><th>件数</th><td>817</td><td>812</td><td>570</td><td>460</td><td>427</td></tr><tr><th>人員</th><td>535</td><td>538</td><td>443</td><td>388</td><td>390</td></tr></table> (出典「平成30年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	売春防止法	件数	817	812	570	460	427	人員	535	538	443	388	390
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																	
売春防止法	件数	817	812	570	460	427																	
	人員	535	538	443	388	390																	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	6	売買春への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	売買春からの女性の保護、社会復帰支援
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	社会復帰支援の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 保護観察に付された女性に対しては、再び売春を行うことのないよう、必要な指導や就職の援助等を行うことにより、社会復帰のための支援を行う。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における指導及び支援の一層の充実に努める。
(2)	主な施策の取組状況		女子受刑者に対してはその特性に応じた処遇を実施しているところ、犯罪の傾向、対人関係における問題等を勘案して必要な指導を実施している。各刑事施設の事情に応じた指導内容となっており、出所後、自立した生活を送るための生活に関する基礎知識・基本技能を付与するなどしている。 少年院において、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、平成29年度、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム(以下、「女子プログラム」という。)を策定し、女子少年院全庁で実施している。 保護観察所においては、婦人補導院の仮退院者に限らず、保護観察に付された女性に対して、必要な指導及び就労支援等の支援を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		各刑事施設の実情に応じ、女子受刑者の問題性や事案の内容に応じた指導が実施されている。 少年院においては、「女子プログラム」の実施により、対象者全般について、自己実現的態度や充実感が高まり、適切な自己主張をするなどの肯定的な変化が見られた。 保護観察に付された女性に対する指導及び支援は適正に行われている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		刑事施設では、これまでの実施状況を踏まえ、協議会及び研修等を通じて知見の共有、指導職員のスキルを向上させることで、実施内容の充実強化を図ることとしている。 少年院においては、今後、「女子プログラム」の本格運用を開始し、PDCAサイクルに基づくプログラムの展開を図る。 保護観察所では、引き続き、保護観察に付された女性の個々の状況に応じて、適切に指導及び支援を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	6	売買春への対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	売買春からの女性の保護、社会復帰支援
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	関係機関との連携強化
	⑤具体的な取組 (内容)		① 搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との更なる連携を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」により、婦人相談所と関係機関等の連携を強化している。
(3)	取組結果に対する評価		・「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業」により、婦人相談所と関係機関等の連携を強化している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業を実施し、関係機関との連携強化を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等		・児童虐待・DV対策等総合支援事業(配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業への補助) 令和元年度予算額:16,862,240千円の内数 ・婦人保護事業費負担金(婦人相談所一時保護所に要する経費を補助) 令和元年度予算額:914,547千円 ・婦人保護事業費補助金(婦人保護施設に要する経費を補助) 令和元年度予算額 1,333,869千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	被害の発生状況等の把握・分析
	⑤具体的な取組 (内容)		①入国管理局の各種手続き等において認知した人身取引被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。
(2)	主な施策の取組状況		「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進している。また、同会議においては、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表している。加えて、政府では、毎年NGOとの間において、具体的な人身取引事案に関する事例検討、意見交換等を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		人身取引対策推進会議の開催等により、関係省庁において、人身取引被害の発生状況等の情報を適切に共有しているが、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、本取組を引き続き推進する必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後も、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、引き続き関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		人身取引被害者数 男性：1人、女性26人(平成30年中) (出典)人身取引対策に関する取組について(年次報告)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ア)	被害の発生状況等の把握・分析
	⑤具体的な取組 (内容)		① 入国管理局の各種手続き等において認知した人身取引被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。
(2)	主な施策の取組状況		出入国在留管理庁では、関係機関、NGO、一般人等から人身取引被害者の可能性がある外国人に関する情報提供を受けた場合、警察等と連携し実態把握に努めている。また、地方出入国在留管理局等において認知する人身取引事案について、その概要を出入国在留管理庁で集約し、人身取引被害の発生状況等の把握分析に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		地方出入国在留管理局において認知した人身取引事案に係る情報を出入国在留管理庁に集約して実態把握に努めている。また、把握した情報を警察等関係機関と情報共有するなどして実態把握に努めており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、人身取引事案に係る情報の把握に努めるとともに関係省庁と連携し、人身取引事案の実態把握に取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	人身取引対策の推進
	②施策	7	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	諸外国政府等との協力関係の構築
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	諸外国政府等との協力関係の構築
	⑤具体的な取組 (内容)		本調査団の派遣先国における近年の人身取引被害の状況、傾向及び対策を聴取し、現地視察や政府関係者等との意見交換等を行うことにより、我が国の人身取引対策の改善に役立てるほか、派遣先国との協力関係の強化を図っている。
(2)	主な施策の取組状況		本調査団は、2004年12月に策定された「人身取引対策行動計画(2009年12月改訂、2014年12月再改定)」に基づき、人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を目的として、国内の人身取引関係省庁からの参加の下、2004年から継続して、これまで延べ26か国・地域(重複を除き16か国・地域)に派遣されている。
(3)	取組結果に対する評価		特になし。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・本調査団の出張の成果・概要等は、毎年開催されている「人身取引対策推進会議」(閣僚級会議)によって決定されている年次報告書「人身取引に関する取組について」及び外務省ホームページ等で報告する。 ・2020年以降、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書の国内履行状況に関する締約国相互間審査(レビューメカニズム)の開始も含めて各国政府との人身取引対策に係る取組状況や課題の情報共有等は益々重要となるため、本調査団は各国政府に対して我が国の取組状況に関するインプットについても積極的に実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶																								
	②施策	7	人身取引対策の推進																								
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進																								
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	被害者の認知																								
	⑤具体的な取組 (内容)		① 人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、入国審査場、外国人向け食材販売店等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図る。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促す。さらに、今後、英語や中国語等の外国語の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を充実していくほか、外国人の人身取引被害者が母国の在京大使館に相談する事例もあることに鑑み、各国の在京大使館に人身取引被害者の相談を受ける窓口や24時間対応可能な相談ホットラインを設けるよう働きかける。また、我が国に対して人身取引被害者を多く送り出している国々から我が国に向けて出国する潜在的被害者に対し人身取引への注意喚起を促すとともに、それらの国々所在の我が国の在外公館や現地の政府機関を通じ、被害者向けのリーフレットを頒布するなどする。																								
(2)	主な施策の取組状況		・平成17年から毎年、潜在的な人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO等に配布したほか、外国料理の飲食店や食材販売店、外国人が多く居住する地域のコンビニエンスストア等に掲示・配布等を依頼した。また、その内容を警察庁のウェブサイトに掲載した。																								
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年は9か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語及びインドネシア語)に対応したリーフレットを279,900部作成・配布した。																								
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、人身取引対策行動計画に従って、潜在的被害者に対する被害の申告先の周知等を実施する。																								
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		〈参考指標〉 ・人身取引事犯の検挙件数 36件(平成30年)																								
(6)	参考データ、関連政策評価等		○ 人身取引事犯の検挙・保護状況の推移 <table><tr><td></td><td>平成26年</td><td>平成27年</td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td></tr><tr><td>検挙件数</td><td>32</td><td>44</td><td>44</td><td>46</td><td>36</td></tr><tr><td>検挙人員</td><td>33</td><td>42</td><td>46</td><td>30</td><td>40</td></tr><tr><td>被害者数</td><td>24</td><td>49</td><td>46</td><td>42</td><td>25</td></tr></table> (出典「平成30年中における人身取引事犯の検挙状況等について」により作成)		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	検挙件数	32	44	44	46	36	検挙人員	33	42	46	30	40	被害者数	24	49	46	42	25
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																						
検挙件数	32	44	44	46	36																						
検挙人員	33	42	46	30	40																						
被害者数	24	49	46	42	25																						

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	被害者の認知
	⑤具体的な取組 (内容)		①人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、入国審査場、外国人向け食材販売店等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図る。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促す。さらに、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努めていくほか、外国人の人身取引被害者が母国の在京大使館に相談する事例もあることに鑑み、各国の在京大使館に人身取引被害者の相談を受ける窓口や24時間対応可能な相談ホットラインを設けるよう働きかける。また、我が国に対して人身取引被害者を多く送り出している国々から我が国に向けて出国する潜在的被害者に対し人身取引への注意喚起を促すとともに、それらの国々に所在する我が国の在外公館や現地の政府機関を通じ、被害者向けのリーフレットを頒布するなどする。
(2)	主な施策の取組状況		・人身取引対策ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体や鉄道会社、空港・港湾、大学、高専等に配布、掲出してもらうことで、人身取引が日本においても被害発生している身近な犯罪であることの周知に努め、人身取引根絶に向けた国民の意識の啓発と協力を促している。 ・毎年4月の「アダルトビデオ出演強要・JKビジネス等被害防止月間」等の機会に、ポスター・リーフレットを作成し、各種媒体を活用し、特に若年層を訴求対象とする、性的搾取の撲滅に向けた広報啓発を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		・アダルトビデオ出演強要やJKビジネス問題については、平成31年6月において行ったフォローアップにおいて、一定の成果があったとされたところでもあり、これら若年女性を対象とする性的搾取事案を含む人身取引被害防止のための意識啓発に一定の成果があったと考えられる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・「アダルトビデオ出演強要・JKビジネス等被害防止月間」は平成29年5月に関係府省対策会議において決定した「今後の対策」において、毎年4月に継続して行うこととしており、これら機会を活用するなどして、国民の意識啓発と協力の確保に向けた広報啓発を引き続き行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	被害者の認知
	⑤具体的な取組 (内容)		① 人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、入国審査場、外国人向け食材販売店等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図る。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促す。さらに、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努めていくほか、外国人の人身取引被害者が母国の在京大使館に相談する事例もあることに鑑み、各国の在京大使館に人身取引被害者の相談を受ける窓口や24時間対応可能な相談ホットラインを設けるよう働きかける。また、我が国に対して人身取引被害者を多く送り出している国々から我が国に向けて出国する潜在的被害者に対し人身取引への注意喚起を促すとともに、それらの国々に所在する我が国の在外公館や現地の政府機関を通じ、被害者向けのリーフレットを頒布するなどする。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関では10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置している。また、法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を行う制度を運用している。 出入国在留管理庁においては人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を入国審査場等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図っている。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促している。
(3)	取組結果に対する評価		法務省の人権擁護機関では平成31年4月から「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」の対応言語を6言語から10言語に拡大するなど相談体制の充実を図ることができた。 出入国在留管理庁では、地方出入国在留管理局の総務課に人身取引対策事務局を設置し、局内の人身取引に関する情報集約を図っており、また、関係機関や一般人等からの人身取引事案に関する情報提供窓口として人身取引事案の認知等に努めている。 また、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を8か国語(日本語、英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語及びタガログ語)で掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の入国審査場において、警察庁作成に係るリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施しており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		法務省の人権擁護機関においては、引き続き、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国人のための人権相談所」、2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」において、外国人の人権問題に関する相談に応じていく。 人身取引は潜在性が高く、手口の巧妙化等により、被害が表面化しにくくなっている可能性もあるため、出入国在留管理庁では、今後更に関係省庁と連携し、被害者の適切な認知の推進等に取り組んでいく。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	<参考指標> ・女性を被害者とする人権相談件数:10,343件(平成30年) ・女性の人権ホットライン相談件数:19,151件(平成30年)
(6)	参考データ、関連 政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(ウ)	被害者の認知
	⑤具体的な取組 (内容)		① 人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、入国審査場、外国人向け食材販売店等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができない潜在的な被害者に対し、被害の申告先や相談窓口の周知を図る。また、被害者保護施策の周知に努め、被害申告を促す。さらに、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努めていくほか、外国人の人身取引被害者が母国の在京大使館に相談する事例もあることに鑑み、各国の在京大使館に人身取引被害者の相談を受ける窓口や24時間対応可能な相談ホットラインを設けるよう働きかける。また、我が国に対して人身取引被害者を多く送り出している国々から我が国に向けて出国する潜在的被害者に対し人身取引への注意喚起を促すとともに、それらの国々に所在する我が国の在外公館や現地の政府機関を通じ、被害者向けのリーフレットを頒布するなどする。
(2)	主な施策の取組状況		人身取引被害者の相談窓口となっている婦人相談所について、厚生労働省HPに相談窓口一覧として掲載し、周知を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		窓口一覧とともに婦人相談所における人身取引被害者に対する取組も周知。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、周知を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		婦人相談所運営費負担金(人身取引被害者の医療費等を補助) 令和元年度予算額:16,257千円 婦人保護事業費負担金(人身取引被害者の保護に要する経費を補助) 令和元年度予算額:914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	取締りの徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締りの徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画策定以降、人身取引対策関連法令執行タスクフォースを随時開催し、法令執行機関同士の連携を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		人身取引対策関連法令執行タスクフォースの開催により、関係機関の職員が認識を適切に共有し、緊密な連携を図っているが、引き続き、同タスクフォースの開催等により連携を強化していく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、人身取引対策関連法令執行タスクフォースを開催するなどして、関係行政機関の連携強化を図っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	取締りの徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締りの徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		取締りの過程において事犯を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態等についての講義を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		海上保安庁における事犯の摘発はないが、実務者研修を通じ、人身取引に関する認識が高まった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、実務者研修において、人身取引の実態等についての講義を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶																								
	②施策	7	人身取引対策の推進																								
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進																								
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	取締りの徹底																								
	⑤具体的な取組 (内容)		① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締りの徹底を図る。																								
(2)	主な施策の取組状況		・地方出入国在留管理局や婦人相談所等の関係機関と連携し、「人身取引取締りマニュアル」を活用した悪質な雇用主等に対する取締りの強化、被害者の早期保護並びに国内外の人身取引事犯の情報共有、実態解明を図っているほか、関係省庁、関係国の在京大使館、被害者を支援する民間団体等との間で、年1回コンタクトポイント連絡会議を開催して緊密な情報交換を行っている。																								
(3)	取組結果に対する評価		・政府を挙げて人身取引に対する施策を積極的に推進しているところ、平成30年中の人身取引事犯の検挙件数は36件、人員は40人となっている。																								
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、人身取引対策行動計画に従って、関係機関と連携を強化するとともに、悪質な雇用主、仲介事業者等の検挙を念頭に人身取引事犯及びその関連事犯の取締りを推進する。																								
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		〈参考指標〉 ・人身取引事犯の検挙件数 36件(平成30年)																								
(6)	参考データ、関連政策評価等		○ 人身取引事犯の検挙・保護状況の推移 <table><tr><td></td><td>平成26年</td><td>平成27年</td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td></tr><tr><td>検挙件数</td><td>32</td><td>44</td><td>44</td><td>46</td><td>36</td></tr><tr><td>検挙人員</td><td>33</td><td>42</td><td>46</td><td>30</td><td>40</td></tr><tr><td>被害者数</td><td>24</td><td>49</td><td>46</td><td>42</td><td>25</td></tr></table> (出典「平成30年中における人身取引事犯の検挙状況等について」により作成)		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	検挙件数	32	44	44	46	36	検挙人員	33	42	46	30	40	被害者数	24	49	46	42	25
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																						
検挙件数	32	44	44	46	36																						
検挙人員	33	42	46	30	40																						
被害者数	24	49	46	42	25																						

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(エ)	取締りの徹底
	⑤具体的な取組 (内容)		① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締りの徹底を図る。
(2)	主な施策の取組状況		人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースにおいて作成した「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、認識を共有し、関係機関との緊密な連携の下、人身取引事案の取締りの徹底を図っている。
(3)	取組結果に対する評価		出入国在留管理庁では、人身取引事案及び人身取引が潜在するおそれのある事案に対して、関係機関と連携して積極的に摘発や立入調査を実施しており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、関係機関と緊密に連携し、人身取引事案及び人身取引が潜在するおそれのある事案に対して、積極的に摘発や立入調査を実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(オ)	関係行政機関及び民間支援団体等との連携による保護・支援の充実
	⑤具体的な取組 (内容)		① 婦人相談所において、関係行政機関、在京大使館、国際移住機関(IOM)及びN GOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時保護を行 い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事の配慮、夜間警備 体制の整備のほか、必要な通訳の確保など、被害者の状況に応じ保護中の支援の充 実を図る。また、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携し て適切な保護措置を講ずるとともに、より適切な保護が見込まれる場合には、民間 シェルター等へ一時保護委託を実施する。
(2)	主な施策の取組状 況		・婦人相談所においては、警察・入国管理局からの依頼等により、外国籍の人身取引 被害女性の一時保護を行っており、母国語の通訳の雇上げを行う他、他の制度等が 利用できない場合においては、被害女性の医療に係る支援を実施。 ・被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備 体制の整備のほか、必要な通訳の確保、カウンセリング、被害者に寄り添った支援を 実施するとともに、被害者の状況により一時保護委託を実施。
(3)	取組結果に対する 評価		平成13年度から平成29年度までに445人の被害者を保護。 平成17年度から平成29年度までに145人の一時保護委託を実施。
(4)	今後の方向性、検 討課題等		引き続き、関係機関と連携し、被害者に寄り添った支援を実施する。
(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連 政策評価等		婦人相談所運営費負担金(人身取引被害者の医療費等の補助) 令和元年度予算額:16,257千円 婦人保護事業費負担金(人身取引被害者の保護に要する経費を補助) 令和元年度予算額:914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	被害者のニーズに合わせた保護・支援の実施
	⑤具体的な取組 (内容)		① 婦人相談所において、被害女性に必要なカウンセリング、医療ケア等を実施する。また、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は専門医療機関と連携するなどにより、心理的ケアや精神的な治療を行う。
(2)	主な施策の取組状況		被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保、カウンセリング等被害者に寄り添った支援を実施。また、他の制度等が利用できない場合においては、被害女性の医療に係る支援を実施。
(3)	取組結果に対する評価		平成13年度から平成29年度までに445人の被害者を保護。 平成17年度から平成29年度までに145人の一時保護委託を実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、関係機関と連携し、被害者に寄り添った支援を実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		婦人相談所運営費負担金(人身取引被害者の医療費等の補助) 令和元年度予算額:16,257千円 婦人保護事業費負担金(人身取引被害者の保護に要する経費を補助) 令和元年度予算額:914,547千円

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶																								
	②施策	7	人身取引対策の推進																								
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進																								
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	被害者のニーズに合わせた保護・支援の実施																								
	⑤具体的な取組 (内容)		② 人身取引等の被害者の保護に関する制度など、犯罪被害者保護・支援の諸制度について、捜査過程における被害者への情報提供を行うとともに、一定の要件を満たす場合は民事法律扶助の活用が可能であることなどの情報提供と法的援助を実施する。																								
(2)	主な施策の取組状況		・被害者を発見・認知した場合には、早期に保護し、保護施設に引き継ぐなど適切な保護措置を講じている。 ・被害者等に対しては、民事法律扶助を含めた被害者保護に関する制度の周知のほか、刑事手続等に関する十分な説明を行うとともに、地方出入国在留管理局や検察庁等と連携して、被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく教示している。																								
(3)	取組結果に対する評価		・政府を挙げて人身取引に対する施策を積極的に推進しているところ、平成30年中の人身取引被害者は25人となっている。																								
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、人身取引対策行動計画に従って、関係機関と連携し、人身取引被害者の適切な保護・支援を推進する。																								
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		〈参考指標〉 ・人身取引事犯の検挙件数 36件(平成30年)																								
(6)	参考データ、関連政策評価等		○ 人身取引事犯の検挙・保護状況の推移 <table><tr><th></th><th>平成26年</th><th>平成27年</th><th>平成28年</th><th>平成29年</th><th>平成30年</th></tr><tr><td>検挙件数</td><td>32</td><td>44</td><td>44</td><td>46</td><td>36</td></tr><tr><td>検挙人員</td><td>33</td><td>42</td><td>46</td><td>30</td><td>40</td></tr><tr><td>被害者数</td><td>24</td><td>49</td><td>46</td><td>42</td><td>25</td></tr></table> (出典「平成30年中における人身取引事犯の検挙状況等について」により作成)		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	検挙件数	32	44	44	46	36	検挙人員	33	42	46	30	40	被害者数	24	49	46	42	25
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																						
検挙件数	32	44	44	46	36																						
検挙人員	33	42	46	30	40																						
被害者数	24	49	46	42	25																						

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(カ)	被害者のニーズに合わせた保護・支援の実施
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、IOM、被害者出身国の在京大使館、婦人相談所、民間シェルター等との情報交換と連携を一層密に行う。また、被害者の出身国の在京大使館・政府・NGOとも協力の上、被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害防止に向けた最適な支援を行う。
(2)	主な施策の取組状況		本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を円滑にするため、IOM、被害者出身国の在京大使館、婦人相談所等との情報交換と連携を密にしている。
(3)	取組結果に対する評価		出入国在留管理庁では、IOM駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組み、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、IOM、在京大使館、婦人相談所等と情報交換及び連携を密にしていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(キ)	広報啓発
	⑤具体的な取組 (内容)		① 毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努める。
(2)	主な施策の取組状況		法務省の人権擁護機関においては、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、女性の人権をはじめとする各種人権課題について、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。 出入国在留管理庁では、毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」において、ポスター及びリーフレットを地方入国在留管理官署に送付し、広報啓発活動を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		法務省の人権擁護機関においては、(2)に記載した各種人権啓発活動を着実に実施しているものの、女性に関する様々な人権問題が解消されたとは言い難く、引き続き、継続した取組を実施していく必要がある。 出入国在留管理庁においては、女性に対する暴力の根絶を図るために広報啓発に努めており、第4次男女共同参画基本計画の要請を満たしている
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性の人権を守るため、引き続き、法務省の人権擁護機関において、人権週間を含む多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施する。 出入国在留管理庁では、今後も引き続き、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、広報啓発を行っていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	7	人身取引対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	「人身取引対策行動計画2014」の積極的な推進
	④具体的な取組 (小項目)	(キ)	広報啓発
	⑤具体的な取組 (内容)		①毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力の根絶を図るため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに協力の確保に努める。
(2)	主な施策の取組状況		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成、配布している。 ・人身取引対策ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体や鉄道会社、空港・港湾、大学、高専等に配布、掲出してもらうことで、人身取引が日本においても被害発生している身近な犯罪であることの周知に努め、人身取引根絶に向けた国民の意識の啓発と協力を促している。 ・毎年4月の「アダルトビデオ出演強要・JKビジネス等被害防止月間」等の機会に、ポスター・リーフレットを作成し、各種媒体を活用し、特に若年層を訴求対象とする、性的搾取の撲滅に向けた広報啓発を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		・毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットを作成し、国、地方公共団体、関係団体に配布、社会意識を喚起したことにより、一定の意識啓発に繋がったと考えられる。 ・アダルトビデオ出演強要やJKビジネス問題については、平成31年6月において行ったフォローアップにおいて、一定の成果があったとされたところでもあり、これら若年女性を対象とする性的搾取事案を含む人身取引被害防止のための意識啓発に一定の成果があったと考えられる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・「アダルトビデオ出演強要・JKビジネス等被害防止月間」は平成29年5月に関係府省対策会議において決定した「今後の対策」において、毎年4月に継続して行うこととしており、これら機会を活用するなどして、国民の意識啓発と協力の確保に向けた広報啓発を引き続き行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	8	セクシュアルハラスメント防止対策の推進
	③具体的な取組(大項目)	ア	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進
	④具体的な取組(小項目)	(ア)	企業における対策の推進
	⑤具体的な取組(内容)		① セクシュアルハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、職場における性的な言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置についての男女雇用機会均等法に基づく指針の周知、非正規雇用労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。併せて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図る。 ② パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアルハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアルハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正措置、専門的な知識や技術を持った職員の活用等による適切な相談対応等を引き続き行う。 ③ 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにすることや、被害者が安心して相談でき相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。
(2)	主な施策の取組状況		・事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び指針の周知・啓発を図るとともに、セクシュアルハラスメント防止措置を講じていない企業に対しては是正指導を行っている。 ・セクシュアル・ハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、医療機関や労使団体にリーフレットを配布することなどにより周知を図っている。 ・セクシュアルハラスメントも含めた事業主が講ずべきハラスメント対策をわかりやすく解説したパンフレット(事業主の防止対策の対象に非正規雇用労働者も対象にしなければならないことを明記している。)を作成し、事業主等に配布をしている。 ・専門知識を有する雇用均等指導員を都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に配置し、労働者及び企業等からの相談に適切に対応して。 ・ハラスメントの被害者に対する相談対応を強化するため、平日の夜間や休日に対応するフリーダイヤルやメールによる相談事業を行っている。 ・管理職向けに説明会を開催し、ハラスメント相談を受けるときのポイント等を伝えている。
(3)	取組結果に対する評価		・男女雇用機会均等法及び指針等の周知啓発を図るとともに、セクシュアルハラスメント防止措置を講じていない事業主への是正指導を平成29年度4,458件、平成30年度4,953件実施することにより、事業主によるセクシュアルハラスメントの防止対策を推進した。 ・精神障害の認定基準に基づき、セクシュアルハラスメントについても適切に評価し、労災認定を行っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き法律及び指針の周知・啓発を行うとともに、ハラスメント防止措置を講じていない企業に対しては是正指導を行い、法律の履行確保を図っていく。 ・中小企業においてハラスメント防止対策の実施が遅れているため、中小企業への支援を含めた働きかけを行っていく必要がある。 ・セクシュアルハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることを引き続き周知する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		(参考指標) 都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数 7,639件(平成30年度)
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	8	セクシュアルハラスメント防止対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)	(イ)	国家公務員についての対策
	⑤具体的な取組 (内容)		① 男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)(平成10年11月人事院規則)及び人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)の運用について(平成10年11月人事院事務総長通知)等に基づき、研修等の防止対策により組織的、効果的に推進する。
(2)	主な施策の取組状況		○平成27年度から各府省等の管理監督者に対し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント等に関する正しい知識を習得させるため、「e-ラーニングによる新任管理者等のためのハラスメント防止研修」を実施している。 ○平成30年度から各府省等の幹部職員及び課長級職員に対し、セクシュアル・ハラスメントを始めとするハラスメントの防止や問題が生じた場合の対処に関して、果たすべき役割と責任に対する理解を深めさせるため、「e-ラーニングによる幹部職員等のためのハラスメント防止研修」を実施している。 ○平成30年6月の「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」を踏まえ、各府省等に対し、幹部候補者が必ずセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を受けている必要がある旨を周知徹底するとともに、当該研修の受講状況を確認し、確実な研修受講を期すこととしている。
(3)	取組結果に対する評価		○「e-ラーニングによる新任管理者等のためのハラスメント防止研修」では、平成28年度8,981名、29年度8,885名、30年度8,202名が受講。 ○「e-ラーニングによる幹部職員等のためのハラスメント防止研修」では、平成30年度2,323名が受講。 ○平成31年1月1日時点で本府省課長級以上の官職を占める職員等について、同年6月1日時点の研修の受講状況を確認したところ、病気休職及び定年等による一部の退職者を除き、全ての者が受講済みであった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、各府省等と連携しながら、セクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組んでいく必要である。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		-
(6)	参考データ、関連政策評価等		-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	8	セクシュアルハラスメント防止対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。 ② 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。 ③ セクシュアルハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。
(2)	主な施策の取組状況		・地方公共団体におけるセクシュアルハラスメント対策について周知し、各教育委員会において、その実情に応じ、必要な措置を講ずるよう依頼した。 ・第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、各大学の教務担当者が集まる会議等において、ハラスメント防止のための取組の推進について資料配布・説明により促進している。 ・また、大学生等の就職活動中のセクシュアルハラスメントについては、大学等及び企業を対象とした就職・採用活動に関する調査を実施し、実態を把握した上で、大学の学生支援担当者等が集まる会議等を通じた周知・啓発に取り組んでいる。 ・児童生徒に対するわいせつ行為等は、教員として絶対に許されないことであり、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど厳正な懲戒処分を行うよう各任命権者に指導している。 ・これまで、各教育委員会に対して、「児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないものであることから、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」について再三にわたり指導を行ってきたところであるが、平成29年度のわいせつ行為等により懲戒処分を受けた教育職員は、過去最多となった平成28年度と同水準であった。 引き続き、非違行為が発生した場合は厳正に対応するよう指導の徹底を図る。 ・セクシュアルハラスメントの被害等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置を推進している。

(3)	取組結果に対する評価	・文部科学省としては、これまでも、各教育委員会に対して、「児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないものであることから、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」について再三にわたり指導を行ってきたところであるが、平成29年度のわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教育職員は、過去最多となった平成28年度と同水準であった。 引き続き、非違行為が発生した場合は厳正に対応するよう指導の徹底を図る。 平成28年度において、 ・セクシュアルハラスメント等防止の取組を実施している大学 100.0% ・学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している大学 100.0% となっており、各大学においてハラスメント等の防止の取組が実施されているものと評価できる。 ・大学生等の就職活動中のセクシュアルハラスメントについて、大学等及び企業に対する調査を通じて、就職・採用活動の実態を把握し、その結果を含めて大学の学生支援担当者等に情報提供をすることで、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントを防止する取組を進めている。 ・平成31(2019)年度までに、原則としてSCを全公立小中学校へ配置することを目標に、第4次計画策定以降段階的に配置の推進に努めてきたところであり、令和元年度予算においては全公立小中学校への配置に必要な経費を計上した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	・引き続き、各種会議で周知を図るなど、各大学におけるハラスメント防止に向けた取組を促していく。 ・引き続き、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント実態の把握に努め、関係省庁と連携し、大学等に対する周知・啓発に取り組む。 ・児童生徒に対するわいせつ行為等は、教員として絶対に許されないことであり、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど厳正な懲戒処分を行うよう今後とも引き続き各任命権者に指導していく。 ・各自治体におけるスクールカウンセラーの配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	・セクシャルハラスメント等防止の取組を実施している大学 100.0% ・学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している大学 100.0% (平成28年度実績・文部科学省調べ)。 ・わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教育職員 210名 (平成29年度) 226名 (平成28年度) (出典)文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」 ・SCの配置状況について (H30速報値) ・小中学校: 23,164校 ・高等学校: 2,398校 (出典)文部科学省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	8	セクシュアルハラスメント防止対策の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	その他の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。
(2)	主な施策の取組状況		・スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、セクシュアルハラスメントを含めたコンプライアンス違反の発生を防ぐため、コンプライアンス違反の現況及び潜在的リスクの把握等を実施するとともに、コンプライアンス違反が発生した際の厳正な対処をするため、各団体においてコンプライアンス委員会を設置することを求めている。 ・スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、不祥事が発生した場合、事実調査、原因究明、再発防止策の提言について調査体制を構築することを求めている。 ・各統括スポーツ団体において、ハラスメント等に関する相談窓口を設置している。 ○独立行政法人日本スポーツ振興センター「第三者相談・調査制度相談窓口」 ○公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」 ○公益財団法人日本オリンピック委員会「通報相談窓口」 ○公益財団法人日本障がい者スポーツ協会「スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口」 ・第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、各大学の教務担当者が集まる会議等において、ハラスメント防止のための取組の推進について資料配布・説明により促進している。
(3)	取組結果に対する評価		・スポーツ団体ガバナンスコードに基づいてセクシュアルハラスメントを含む不祥事対応体制を構築することを求めており、セクシュアルハラスメントの発生を未然に防止するとともに、万が一、不祥事が発生した場合においても迅速な事実調査や再発防止策の検討を図られることが期待される。 ・平成28年度において、 ・セクシュアルハラスメント等防止の取組を実施している大学 100.0% ・学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している大学 100.0% となっており、各大学においてハラスメント等の防止の取組が実施されているものと評価できる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・実態把握、再発防止対策の在り方は今後の検討課題である。 ・引き続き、各種会議で周知を図るなど、各大学におけるハラスメント防止に向けた取組を促していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—

(6)	参考データ、関連 政策評価等	・セクシャルハラスメント等防止の取組を実施している大学 100.0% ・学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している大学 100.0% (平成28年度実績・文部科学省調べ)。
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	ア	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。 イ① 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号。平成26年12月全面施行)により、いわゆるリベンジポルノを始めとする私的な性的画像の公表等の行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正(平成26年7月施行)により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」事業においてPTA等と連携した保護者向けシンポジウムの開催や、地域における青少年に対するネット啓発の取り組みを支援している。 ・情報モラル教育を推進する事業において、児童生徒向け情報モラル啓発リーフレットの作成配布や動画教材を使った指導資料の改訂を行い、教育・学習の充実を図った。
(3)	取組結果に対する評価		・平成28年度から平成30年度までに開催した保護者向けシンポジウム(ネットモラルキャラバン隊)には約6,200人が参加している。 ・児童生徒が犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、情報モラル指導資料の改善・充実や児童生徒向けリーフレットの作成・配布等により、学校段階、児童生徒の発達段階に応じて情報モラル教育の推進に資するものであったと考える。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・青少年のインターネット利用時間は増加傾向にあるとともに、フィルタリングの利用率も横ばい傾向であることから、引き続き保護者や青少年への啓発の推進が必要。 ・学習指導要領(平成29・30年告示)で学習の基盤となる資質・能力に位置付けられた情報活用能力(情報モラルを含む)の育成の在り方について周知・徹底を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	ア	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催 スマートフォン・SNS・インターネットを利用する青少年含む国民一般を対象に、安全に使う方法を普及・啓発するため、全国の教育関係機関や民間団体との連携を図りつつ、インターネットトラブルへの対処やフィルタリングを含む情報セキュリティ対策等の普及啓発を実施。 ②フィルタリング対応状況調査の実施 事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。
(3)	取組結果に対する評価		①2018年度の実績として、100回以上開催、計10,000人以上が参加。 ②2018年末時点のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全種についてフィルタリング対応措置が取られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催について、インターネットの利用環境の変化に応じ、啓発資料及び講座の内容を更新しつつ、引き続き開催する。 ②インターネット接続機器の利用実態の調査を踏まえ、引き続きフィルタリングを利用しやすい環境の整備を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	ア	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・ 児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、リーフレットの作成、警察庁ウェブサイトへの掲載等による広報啓発活動を推進している。 ・ サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、SNSに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して広報啓発活動を推進している。
(3)	取組結果に対する評価		児童買春・児童ポルノの被害状況等の分析結果を踏まえ、ウェブサイト、政府広報等により子供の性被害防止に向けた広報・啓発活動を推進し、子供の性被害撲滅に向けた国民意識の向上を図った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、子供の性被害撲滅に向けた広報啓発活動を積極的に推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	ア	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・放送分野については、メディア・リテラシーの向上を目的とした小学校・中学校・高等学校向けの教材を開発し、教育関係者等広く一般に提供。 ・インターネット分野については、メディアの健全な利用に必要なメディアリテラシーを向上するため子供向けの教材等(指導方法や必要な情報を収録したガイドブックを含む)を公開し、教育関係者等広く一般に提供。
(3)	取組結果に対する評価		・上記の取組を通じ、メディア社会に積極的に参画する能力の育成に寄与。 ・インターネットに流れる様々な情報を収集し、真偽を判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けることに寄与。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・放送分野の教材については、教育関係者等広く一般に対する提供を継続。 ・インターネットの分野の教材等については、教育関係者等広く一般に対する提供を継続。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	ア	広報啓発の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		関係省庁、関係団体等と連携し、2月から5月にかけて、スマートフォンやソーシャルメディアの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施している。また、同時期にインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、リーフレットを作成、配布などによる啓発活動を実施している。
(3)	取組結果に対する評価		「春のあんしんネット・新学期一斉行動」周知のため、BSテレビ放送をはじめとした、各種広報による啓発活動の実施。リーフレットは、インターネット利用の低年齢化を踏まえ、低年齢層の子供の保護者向けのものを作成し、都道府県青少年関係部局や教育委員会など5万部を配布するとともにHPに掲載し、周知・啓発活動を実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		青少年のインターネット利用実態調査結果や有識者の意見などを踏まえた、啓発活動の実施。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		特になし。
(6)	参考データ、関連政策評価等		特になし。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号。平成26年12月全面施行)により、いわゆるリベンジポルノをはじめとする私的な性的画像の公表等の行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正(平成26年7月施行)により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対して厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。 ②わいせつな雑誌、コンピュータソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。 ③インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		①被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。 ②わいせつ物頒布事犯の形態は、インターネットを利用したDVD等の通信販売や動画データのダウンロード販売が主流となっており、サイバーパトロールやIHCからの通報により入手した情報を活用し、事件化やプロバイダ等に対する削除依頼等の措置を講じている。 ③・警察では、一般のインターネット利用者等から、児童ポルノ画像等の違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター(IHC)を運用している。 また、サイバー防犯ボランティア活動に関する活動上の具体的留意事項等を整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用して、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援するとともに、既存のサイバー防犯ボランティア団体の活動を促進させ、サイバーパトロールや犯罪被害防止のための教育活動等を推進している。 ・サイバーパトロールや匿名通報事業等に寄せられた情報を通じて把握した児童ポルノ画像等の違法情報等については、サイト管理者等に対し削除依頼を行うことで、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を推進している。 ・プロバイダによる閲覧防止措置(ブロッキング)について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの流通・閲覧防止対策を推進している。

(3)	取組結果に対する評価	① 被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、プロバイダ等の事業所と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じた。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っているほか、防犯教室等において被害者にも加害者にもならないための教育活動を推進した。 ② ・平成30年中におけるわいせつ事犯(刑法第176条における強制わいせつは含まれない。)の検挙件数は2,638件(前年対比81件増)であり、うち、インターネットを利用したわいせつ事犯の検挙件数は809件(前年対比28件増)であった。また、検挙と併行してわいせつ画像等の削除依頼等を実施している。 ・平成30年中のわいせつDVD等の販売事犯の検挙状況は、63営業所、94件、122人であり、押収したわいせつDVD等は676,371枚であった。 ③ ・IHCで、平成26年から平成30年までの5年間に受理した児童ポルノ公然陳列情報は14,768件であった。このうち2,921件についてIHCからサイト管理者等に対して削除を依頼し、2,871件(98.3%)が5営業日以内に削除された。また、外国のサーバに蔵置された児童ポルノ公然陳列情報については海外関係機関に通報を実施するなど、インターネット上に流通している児童ポルノ画像の排除を推進した。 ・サイバー防犯ボランティアを育成・支援する活動を推進した結果、サイバー防犯ボランティアによるサイバーパトロール、犯罪被害防止のための教育活動等が活発に実施された。 ・子供の性被害に係る被害防止を図るため、インターネット上の違法情報等の削除を行うとともに、児童ポルノ画像等の閲覧防止を図るための措置を推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等	① 引き続き、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、プロバイダ等の事業所と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講ずる。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っているほか、防犯教室等において被害者にも加害者にもならないための教育活動を推進する。 ② 今後もIHCから通報される違法情報や、サイバーパトロール等の様々な警察活動を通じて入手した情報を端緒に、検挙等を推進していく。 ③ ・関係機関・団体、産業界、サイバー防犯ボランティア等と連携し、官民一体となった違法情報・有害情報の排除に関する取組を推進する。 ・引き続き、子供の性被害に係る被害防止を図るため、インターネット上の違法情報等の削除を行うとともに、児童ポルノ画像等の閲覧防止を図るための措置を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	

(6)

参考データ、関連
政策評価等

・IHCにおける児童ポルノ公然陳列情報の削除状況等(平成26年～平成30年)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計
件数	2,584	4,828	3,182	1,752	2,422	14,768
海外機関への通報件数	1,157	2,711	1,862	1,127	2,199	9,056
削除依頼件数	390	1,464	697	247	123	2,921
削除完了件数	384	1,456	691	220	120	2,871
削除率(%)	98.5	99.5	99.1	89.1	97.6	98.3

・私事性的画像に係る事案の相談等状況

《相談等件数》

	H26	H27	H28	H29	H30
相談等件数	110	1,143	1,063	1,243	1,347

《被害者の性別》

平成26年は法の施行日(11月27日)以降の数字

	H26	H27	H28	H29	H30
男性	11	102	84	105	90
女性	99	1,041	979	1,138	1,257

・わいせつ事犯の検挙件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	2,903	2,771	2,743	2,557	2,638
公然わいせつ	1,870	1,773	1,825	1,723	1,747
わいせつ物頒布等	1,033	998	918	834	891

・インターネットを利用したわいせつ事犯の検挙

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	850	840	827	781	809

(出典「平成30年中における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)

・「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号。平成26年12月全面施行)により、いわゆるリベンジポルノを始めとする私的な性的画像の公表等の行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正(平成26年7月施行)により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年7月に策定された「第三次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、児童ポルノ法等の積極的な運用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。
(3)	取組結果に対する評価		「第三次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、関係各省庁が連携して児童ポルノ事犯の取締りの強化を図っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		児童ポルノ事犯に対しては、「第三次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係各省庁が連携し、今後も適切に対処する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		平成30年の児童ポルノ事犯の新規通常受理件数は、3,137件、起訴件数は1,855件(うち公判請求は459件)であり、厳正な処罰を実現するよう努めている。(※男女別の数値を把握していない。)
(6)	参考データ、関連政策評価等		

(6)

参考データ、関連
政策評価等

・IHCにおける児童ポルノ公然陳列情報の削除状況等(平成26年～平成30年)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計
件数	2,584	4,828	3,182	1,752	2,422	14,768
海外機関への通報件数	1,157	2,711	1,862	1,127	2,199	9,056
削除依頼件数	390	1,464	697	247	123	2,921
削除完了件数	384	1,456	691	220	120	2,871
削除率(%)	98.5	99.5	99.1	89.1	97.6	98.3

・私事性的画像に係る事案の相談等状況

《相談等件数》

	H26	H27	H28	H29	H30
相談等件数	110	1,143	1,063	1,243	1,347

《被害者の性別》

平成26年は法の施行日(11月27日)以降の数字

	H26	H27	H28	H29	H30
男性	11	102	84	105	90
女性	99	1,041	979	1,138	1,257

・わいせつ事犯の検挙件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	2,903	2,771	2,743	2,557	2,638
公然わいせつ	1,870	1,773	1,825	1,723	1,747
わいせつ物頒布等	1,033	998	918	834	891

・インターネットを利用したわいせつ事犯の検挙

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	850	840	827	781	809

(出典「平成30年中における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)

・「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」(平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号。平成26年12月全面施行)により、いわゆるリベンジポルノを始めとする私的な性的画像の公表等の行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正(平成26年7月施行)により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座(e-ネットキャラバン)を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。この中で、自画撮りに関する予防策等を啓発。 * 実施件数: 2018年度2,529件、2006年度～2018年度の累計で19,923件 * 実施主体: 一般財団法人マルチメディア振興センター
(3)	取組結果に対する評価		青少年がスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増えており、学校等におけるインターネットの安心・安全な利用に係る啓発講座等のニーズが増えている中、情報通信分野の企業等と学校等をつなぐ取組は、有効かつ効果的であると考えられる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、関係者と連携しながら、e-ネットキャラバンに係る取組を実施する必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」を策定した。
(3)	取組結果に対する評価		インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策や児童ポルノ画像の閲覧防止対策に資する計画を策定したが、引き続き同計画に基づいて取組を促進する必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、上記計画に基づき、インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策や児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		メディア産業の性・暴力表現について、DVDやインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		映像分野やゲーム分野の産業では、業界の自主審査機関による性・暴力表現を審査項目に含む審査に基づくレーティングを通じ、社会の倫理水準に照らして適正でないソフトが流通しないよう自主規制が行われている。
(3)	取組結果に対する評価		各業界の自主審査機関による自主規制の取組について注視し、自主規制の取組の推進に資する情報交換等を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		自主規制の取組が更に進むように引き続き情報提供等を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催 スマートフォン・SNS・インターネットを利用する青少年含む国民一般を対象に、安全に使う方法を普及・啓発するため、全国の教育関係機関や民間団体との連携を図りつつ、インターネットトラブルへの対処やフィルタリングを含む情報セキュリティ対策等の普及啓発を実施。 ②フィルタリング対応状況調査の実施 事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。
(3)	取組結果に対する評価		①2018年度の実績として、100回以上開催、計10,000人以上が参加。 ②2018年末時点のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全種についてフィルタリング対応措置が取られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催について、インターネットの利用環境の変化に応じ、啓発資料及び講座の内容を更新しつつ、引き続き開催する。 ②インターネット接続機器の利用実態の調査を踏まえ、引き続きフィルタリングを利用しやすい環境の整備を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		児童ポルノサイトのブロッキングは、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、インターネットサービスプロバイダ (ISP) 等による自主的な導入・運用を支援している。具体的には、平成23年3月に設立され、同年4月から一部のISPに対し、児童ポルノ掲載アドレスリストの提供を行っている一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援している。
(3)	取組結果に対する評価		児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入している。同協会設立当初は18社・団体が加盟していたが、令和元年10月1日時点では、ISP(74社)、通信系団体(4団体)、検索エンジンサービス事業者(3社)、フィルタリング事業者(2社)が同団体に加盟している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		総務省としては、引き続き、同団体から児童ポルノ掲載アドレスリストが提供され、児童ポルノサイトのブロッキングが講じられるよう、当該取組を支援していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ メディア産業の性・暴力表現について、DVDやインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催 スマートフォン・SNS・インターネットを利用する青少年含む国民一般を対象に、安全に使う方法を普及・啓発するため、全国の教育関係機関や民間団体との連携を図りつつ、インターネットトラブルへの対処やフィルタリングを含む情報セキュリティ対策等の普及啓発を実施。 ②フィルタリング対応状況調査の実施 事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。
(3)	取組結果に対する評価		①2018年度の実績として、100回以上開催、計10,000人以上が参加。 ②2018年末時点のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全種についてフィルタリング対応措置が取られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①フィルタリング含む、青少年のインターネットの安全利用に関するセミナーの開催について、インターネットの利用環境の変化に応じ、啓発資料及び講座の内容を更新しつつ、引き続き開催する。 ②インターネット接続機器の利用実態の調査を踏まえ、引き続きフィルタリングを利用しやすい環境の整備を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	7	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	②施策	9	メディアにおける性・暴力表現への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ	流通防止対策等の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④メディア産業の性・暴力表現について、DVDやインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		総務省が支援し、通信4団体が策定した「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」では、わいせつな映像等、音声もしくは文書等を送信または表示する行為等を禁止しており、通信事業者は当該約款を踏まえ、削除等の適切な対応を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		通信事業者において、契約約款モデル条項を踏まえて自社の約款を策定し、約款に基づき適切な対応がとられている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、通信事業者の適切な対応を支援するとともに、適宜フォローアップを行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		